# 県と市町の新しい関係づくり協議会 協議経過報告

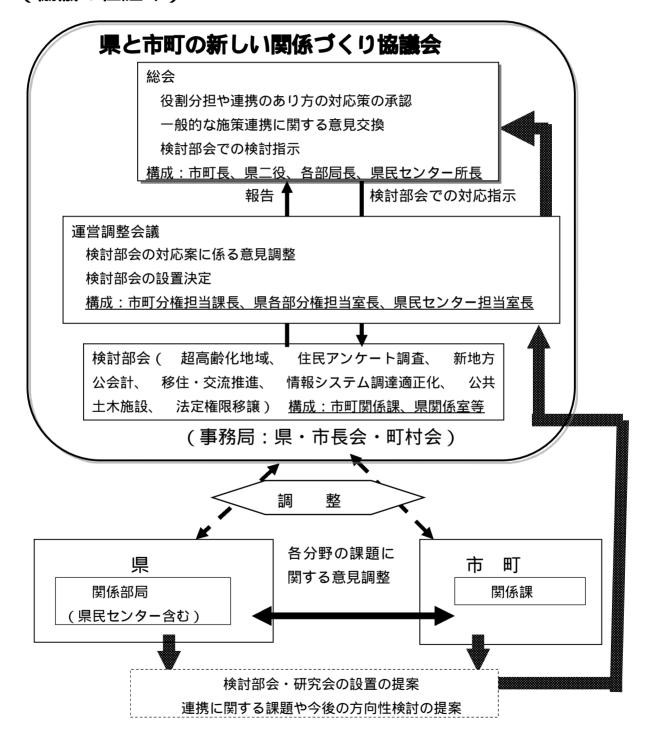
平成 21 年 2 月 10 日

# 目 次

. 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み
(1)協議の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)協議会の構成等・・・・・・・・・・・・・・・2
. 総会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・2
. 運営調整会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・3
. 新協議会の規約の制定・・・・・・・・・・・・・・・4
. 検討部会の協議結果等・・・・・・・・・・・・・・・ 14
超高齢化地域のあり方検討部会・・・・・・・・・・・・18
住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会・・・・・・ 34
新地方公会計制度検討部会・・・・・・・・・・・・・62
移住・交流推進に関する検討部会・・・・・・・・・・ 80
情報システム調達適正化検討部会・・・・・・・・・・・90
公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会・・・・102
法定権限移譲の進め方検討部会・・・・・・・・・・・122
. 平成 20 年度における権限移譲の概要・・・・・・・・・・ 124
<b>《参考資料》</b>
(1)県と市町の新しい関係づくり協議会規約・・・・・・・・126
(2)検討部会の運営に関する規程・・・・・・・・・・・130

# . 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み

# (協議の仕組み)



# 協議会の構成等

	メンバー
総会	会長:知事 副会長:市長会会長、町村会会長、副知事(政策部担任) 委員:各市町長、副知事、県各部局長・県民センター所長
運営調整会議	市町地方分権担当課 県各部局地方分権担当室、各県民センター担当室
	超高齢化地域のあり方検討部会 住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会
	新地方公会計制度検討部会
	移住・交流推進に関する検討部会
検討部会 	情報システム調達適正化検討部会
	公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会
	法定権限移譲の進め方検討部会
	メンバー:市町担当課職員、県関係室職員 必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
(事務局)	市長会、町村会、県市町行財政室、県担当室

# .総会の開催状況(H20年度)

# 第5回 平成20年10月31日

- (事項)・新協議会の設置について
  - ・各検討部会の活動報告について
  - ・「県と市町の地域づくり支援会議」の開催状況について
  - ・地上デジタル放送推進総合対策について
  - ・「美し国おこし・三重」の取組等の地域づくり支援について

# . 運営調整会議の開催状況(H20年度)

# 第1回 平成20年5月1日

- (事項)・県と市町の新しい関係づくり協議会の今後の取組について
  - ・検討部会の設置・メンバー募集について
  - ・権限移譲について
  - ・第二期地方分権改革について

# 第2回 平成20年10月22日

- (事項)・第5回総会(10月31日開催)について
  - ・新協議会の設置について
  - ・各検討部会の活動報告について
  - ・新規検討部会(法定権限移譲の進め方)の設置について
  - ・「美し国おこし・三重」の取組等について
  - ・第二期地方分権改革について

### 第3回 平成21年2月3日

- (事項) ・第6回総会(2月10日開催)について
  - ・新協議会の規約の制定について
  - ・各検討部会の活動報告について
  - ・平成20年度の権限移譲について
  - ・平成21年度の検討会議の取組について
  - ・「県と市町の地域づくり支援会議」の開催状況について
  - ・第二期地方分権改革について

# . 新協議会の規約の制定

新協議会「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の規約について(案)

# 提案主旨

県では、県と市町のパートナーシップの形成、市町への分権の推進、地域づくりの支援等をはかるため、「膝づめミーティング」(平成 15 年度~)、「県と市町の新しい関係づくり協議会」(平成 15 年度~)、「県と市町の地域づくり支援会議」(平成 19 年度~)を開催し、県と市町が連携して課題解決に向けた取組を推進してきたところです。

今後は、地域づくりの実践・展開による地域の活性化に向け、県と市町がより一層連携を強化して取り組むことが求められてきています。

また、昨年5月に施行された「三重県地域づくり推進条例」においても、住民、事業者、市町、県その他多様な主体が協働して地域づくりを推進することが定められたところです。

このような状況を踏まえ、地域づくりをさらに推進するため、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備することにより、地域主権社会の実現を目指すことを目的として、県と市町で構成する新たな協議会である「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の設置を、昨年 10 月の第 5 回総会において了承をいただいたところです。

ついては、新協議会の構成や運営について定めた規約の制定について提案します。

#### 協議項目

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会 規約」の制定について

# 協議会の概要

1 名 称 (第1条)

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」

2 構成員 (第4条)

県: 知事、副知事、部局長等、県民センター所長

市町:市町長

3 運 営 (第4条)

三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行う

4 事務局 (第7条)

県政策部(担当室及び県民センター担当室)

5 会議

全県会議:全県的な政策課題等を協議・検討

地域会議:市町の地域づくりの課題を協議・検討

なお、両会議は検討課題の提供や情報共有を行い、連携をはかります。

(1)全県会議 (第8条~第14条)

県と市町の連携・協働や役割分担等の対応方針を決定する**総会**、協議事項等を決定する**調整会議**を設置するとともに、必要に応じて調整会議で決定された事項について協議等を行う検討会議を設置します。

(2)地域会議 (第15条~第19条)

原則として、県民センターを単位として開催し、地域における課題について包括的な意見を交換するトップ会議、協議事項を決定する調整会議、 個別具体的な事項を検討する検討会議を設置します。

なお、トップ会議では、知事が出席して市町長との意見交換(従来の「膝づめミーティング」)も実施します。

6 施行日

平成21年2月10日

#### 県の支援策

県と市町が協議・検討した、地域づくりの課題解決に向けた取組に対し、 県は必要な支援を行っていきます。

### 今後の予定

第1回 総会 平成21年2月10日

トップ会議 平成21年7月~8月(県内7地域を予定)

第2回 総会 平成21年10月頃

第3回 総会 平成22年2月頃

# 県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約(案)

第1章 総則

#### (名称)

第1条 本協議会は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会(以下「協議会」 という。)と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指すものとする。

#### (協議等事項)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。
  - (1) 地域づくりにおける県と市町の連携・協働及び適正な役割分担のあり方に関する事項
  - (2) 地域主権社会の実現に向けた県から市町への分権に関する事項
  - (3) 県と市町における行政分野の専門性の向上に寄与する事項
  - (4) その他協議会の目的達成のために情報共有及び検討が必要な事項

# 第2章 組織

### (協議会の構成及び運営)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 協議会における会議は、全県的な政策課題等を取り扱う全県会議、及び各地域における地域課題等を取り扱う地域会議で構成する。
- 3 協議会の運営は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行う ものとする。
- 4 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。
- 5 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

#### (役員)

- 第5条 協議会に、次の役員を置く。
  - (1) 会 長 三重県知事
  - (2) 副会長 三重県市長会会長、三重県町村会会長及び三重県政策部を担任する副知事

#### (役員の職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その 職務を代行する。

# (事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、三重県政策部に置く。
- 2 次条に規定する全県会議は政策部担当室が所管し、第 15 条に規定する地域 会議は県民センター担当室が所管する。

# 第3章 全県会議

# (全県会議)

- 第8条 全県会議は、総会及び第13条に規定する調整会議(以下この章において「調整会議」という。)で構成する。
- 2 全県会議には、第3条に規定する事項の協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第14条に規定する検討会議(以下この章において「検討会議」という。)を設置することができる。

# (総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

#### (総会の決定事項)

- 第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。
  - (1)第3条の規定による協議等事項の対応方針
  - (2)前号の規定によるもののほか、協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

# (総会の議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とする。

#### (総会の定足数)

第 12 条 総会は、協議会の構成員(又はその代理人)の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

### (調整会議)

- 第13条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。
  - (1) 第3条に規定する事項に係る具体的な協議内容等
  - (2) 第8条第2項の規定による検討会議の設置
  - (3) 第10条に規定する総会における決定事項及び総会への報告事項
  - (4)第17条に規定する地域会議の調整会議への提案事項

- 2 調整会議は、市町企画担当課(室) 三重県部局主管室及び県民センター担当室の職員で構成する。
- 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、三重県政策部担当室長が招集する。

#### (検討会議)

- 第 14 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。
- 2 検討会議は、協議等に関係する市町、三重県部局及び県民センターの職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、構成する者の中から互選された代表者が招集する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

# 第4章 地域会議

# (地域会議)

- 第 15 条 地域会議は、トップ会議及び第 17 条に規定する調整会議(以下この章において「調整会議」という。) で構成する。
- 2 地域会議には、第3条に規定する事項のうち地域における課題について協議 等を行うため、調整会議の決定に基づき第18条に規定する検討会議(以下 この章において「検討会議」という。)を設置することができる。
- 3 地域会議は、原則として県民センターを単位として開催するが、協議等を 行う課題に応じて、複数の県民センター又は個別の市町等を単位として開催 することができる。

#### (トップ会議)

- 第16条 トップ会議は、第3条に規定する事項のうち地域における課題について、包括的な意見交換を行い、県と市町のパートナーシップの構築や相互理解を促進するため開催する。
- 2 トップ会議は、原則として県民センター管内の市町長、三重県知事及び県 民センター所長で構成する。
- 3 トップ会議は、必要に応じて別表に掲げる者及び前項に掲げる者以外の者 の出席を求めることができる。
- 4 トップ会議は、県民センター所長が招集する。

# (調整会議)

- 第17条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。
  - (1)第3条に規定する事項のうち地域における課題に係る具体的な協議内容等
  - (2)第15条第2項の規定による検討会議の設置
  - (3)第16条に規定するトップ会議への報告事項
  - (4)第13条に規定する全県会議の調整会議への提案事項
  - (5)その他協議会の目的達成のために地域において県と市町の調整が必要な事項
- 2 調整会議は、県民センター管内の市町関係部課(室)長、県民センター所 長及び県民センター担当室長で構成する。
- 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、県民センター所長が招集する。

# (検討会議)

- 第 18 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。
- 2 検討会議は、協議等に関係する県民センター管内の市町、県民センター及び三重県の地域機関等の職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、県民センター担当室長が招集する。

#### (その他)

第19条 第15条から前条までに定めるもののほか、トップ会議、調整会議及び検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

#### 第5章 経費等

#### (経費)

第 20 条 協議会の運営に係る経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

# (雑則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

(県と市町の新しい関係づくり協議会規約の廃止)

第2条 「県と市町の新しい関係づくり協議会規約(平成18年4月1日制定)」 は、これを廃止する。

(経過措置)

### 第3条

- 1 この規約の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以前に、「県と市町の新しい関係づくり協議会規約」第 14 条第 1 項の規定により設置された検討部会は、施行日以後において、第 14 条の規定により設置された検討会議とみなす。
- 2 この規約の施行日以前に、三重県が定めた「県と市町の地域づくり支援会議設置要綱(平成19年5月22日制定)」第6条の規定により設置された課題会議は、施行日以後において、第18条の規定により設置された検討会議とみなす。

# 別 表(第4条、第5条、第16条関係)

# 県と市町の地域づくり連携・協働協議会 名簿

	ポロリロ V 755%		携・励 <b>割</b> 協議会 名海 □
役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県知事
	三重県市長会会長		三重県副知事
副会長	三重県町村会会長		政策部長
	三重県副知事		政策部理事(地域支援担当)
			政策部理事 (「美し国おこし・三重」担当)
	津市長		政策部東紀州対策局長
	四日市市長		総務部長
	伊勢市長		防災危機管理部長
	松阪市長		生活・文化部長
	桑名市長		健康福祉部長
	鈴鹿市長		健康福祉部こども局長
	名張市長		環境森林部長
	尾鷲市長	委 員	環境森林部理事
委 員	亀山市長	(県)	農水商工部長
(市町)	鳥羽市長	( 111 )	農水商工部理事
	熊野市長		農水商工部観光局長
	いなべ市長		県土整備部長
	志摩市長		県土整備部理事
	伊賀市長		会計管理者兼出納局長
	木曽岬町長		企業庁長
	東員町長		病院事業庁長
	菰野町長		教育長
	朝日町長		警察本部長
	川越町長		桑名県民センター所長
	多気町長		四日市県民センター所長
	明和町長		鈴鹿県民センター所長
	大台町長		津県民センター所長
	玉城町長		松阪県民センター所長
	度会町長		伊勢県民センター所長
	大紀町長		伊賀県民センター所長
	南伊勢町長		尾鷲県民センター所長
	紀北町長		熊野県民センター所長
	御浜町長		
	紀宝町長		

# 現行の県と市町の連携体制

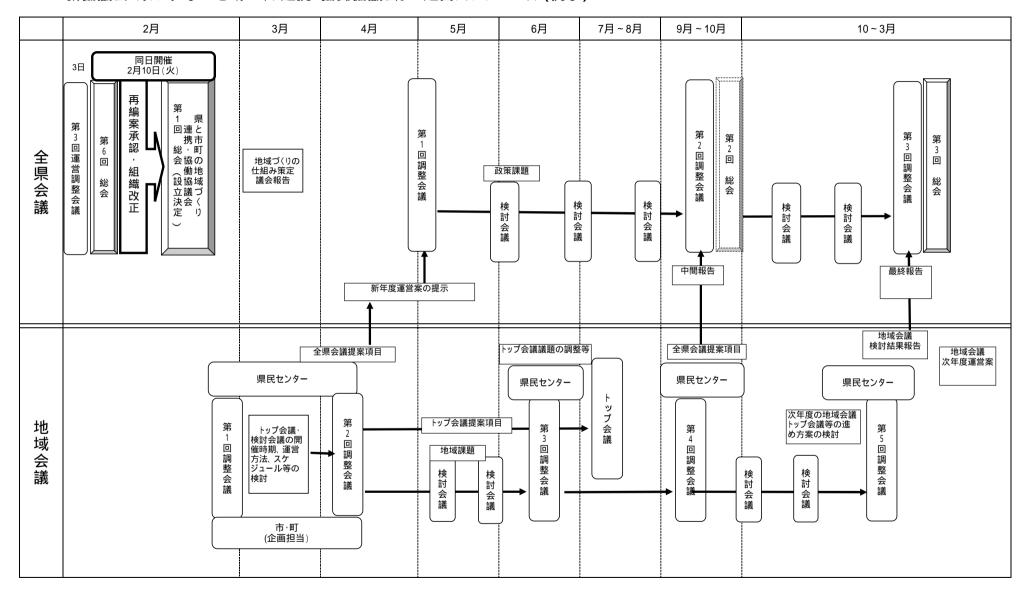
設置 根拠	目的	所管事項	組織	
平成 15 年度 規約	分権社会実現 県と市町の 役割分担 県民サービス	ル 関係づくり協議会 連携協力 役割分担 専門性強化 権限移譲 等の 「全県的な課題」	総会(首長) 運営調整会議 (分権担当課長)	
平成 19 年度 要綱	県と市町の地域 連携強化 市町が取り組む 地域づくり推進	或づくり支援会議 地域づくりの調 査研究 先進事例研究 等の 「地域の課題」	検討部会(担当課長) 「県主催」 プロック会議(首長) 推進会議 (企画担当部課長) 課題会議(担当)	
平成 15 年度 なし	膝づめミー 県と市町の相互 理解	ーティング 県政策課題 市町地域課題	県主催 ミーティング(首長)	

# 県と市町の地域づくり連携・協働協議会

設規根		目的		組織	所管事項	担当	
		県·市長会·町村会 共管 地域主権社会	全県合議	総会(首長)	全県的な 政策課題 1	政策部 (本庁)	
平 2 年 規 規 約	0 芰	実現 県と市町の ・連携強化 ・協働推進	地域会議	記報 記報 説報 提供 機性 調整会議(企画担当部課長) 検討会議(担当)	市町の地域課題	政策部 (県民セ ンター)	

トップ会議は、知事が出席して市町長との意見交換(従来の「膝づめミーティング」) も実施します。

# 新協議会「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の運営スケジュール(例示)



# .検討部会の協議結果等 (H20年度)

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討結果等
超高齢化地域のあり 方検討部会 【協議終了】	「超高齢化地域」(中山間地域等で高齢化率が50%を超える集落)の実態把握集落機能の低下が住民生活や国土管理等に与える影響集落維持のための具体的な方策  《検討内容・検討結果》 ・住民基本台帳等で、自治会等のコミュニティ機能の基本単位となる地域ごとに、65歳以上人口等を整理したところ、高齢化率が50%を超える集落は、県内で153集落あった。・超高齢化地域である全153集落の代表者を対象にアンケート調査を実施し、農山漁村や地域バランス等を考慮して、15集落において現地ヒアリング調査を実施した。・これらの実態調査の結果を踏まえて、次のとおり今後の対応方向を整理した。 ・これらの実態調査の結果を踏まえて、次のとおり今後の対応方向を整理した。集落の状況把握・記録、コミュニティの再生、移住、二地域居住、交流の推進、地域経済の振興・公共空間の活用、生活の利便性が確保され、安全安心に暮らせる地域社会の形成、推進体制の構築
住民アンケート調査 のあり方と活用に関 する検討部会 【協議終了】	《検討事項》 住民アンケート調査の実施状況 住民アンケート調査の課題検討 住民アンケート調査に関する県と市町の連携  《検討内容・検討結果》 ・県内5市町で実施しているアンケートをもとに、設問内容や結果の活用方法についての事例を研究した。 県内市町、三重県とも、重要度・満足度に関する設問の比率が全国比より多い。一方、住民生活実態・意識等を聞く設問は少ない。また、調査結果の分析は、全て平均値を用いているが、最頻値、中間値での分析の検討も必要である。専門用語を使用する場合や、1つの質問に2つ以上の内容が含まれる設問も多く、工夫が必要である。同じ「施策」に関する設問でも、自治体の事情により内容が異なるが、「住みやすさ」の設問は統一できる可能性がある。等

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討結果等
新地方公会計制度検 討部会 (平成 19~20年度) 【協議終了】	《検討事項》 「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデルの研究 資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備 のあり方 予算編成、決算分析への活用のあり方 《検討内容・検討結果》 ・普通会計ベースでの貸借対照表の未収金等回収不能見込額、 資産評価の方法等について、市町が取り組む時の標準的な 考え方を整理するとともに、財務諸表4表のモデル的な試 作に取り組んだ。 ・新地方公会計に基づき作成された財務書類について、住民 に分かりやすく、効果的に情報提供する方法について、県 内各市町が取り組むための標準的なモデルについて検討した。 ・財務書類を予算編成や資産管理等の行政経営ツールとして 活用する方法や可能性について検討し、市町への新公会計 の導入のメリットについて考え方を整理した。 ・2年間の検討を県内各市町の取組に役立つような「報告書」 として策定し、それに基づいて財務書類の作成方法や活用 方法を情報提供し、各市町における新公会計制度の導入の 一助となるよう取り組んでいく。
移住・交流推進に関する検討部会 【協議終了】	《検討事項》 先進地の取組事例の情報共有 県内の取組事例の情報共有 移住・交流に関する課題整理 県と市町が連携した推進策 《検討内容・検討結果》 ・移住・交流に関する県内の主な取組や、県外の先進取組を 情報共有し、事例を研究した。 ・移住・交流を取り巻く現状と課題や先進的な取組事例を踏 まえ、今後の取組方向を、次のとおり整理した。 (1)住宅等の確保、 (2)暮らし体験、地域住民との交流部会創出、 (3)産業体験の機会創出と就労の支援、 (4)地域の受入体制づくり (5)情報発信、情報相談窓口等の設置

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討結果等
情報システム調達適 正化検討部会 【協議終了】	(検討事項) 情報システムの適正な調達や運用を行うため、 ・適切な要求仕様書の作成方法 ・調達事務及び総合評価における評価基準 ・開発、運営委託における設計額、見積額の妥当性 の事項や、外部専門家の支援を受ける方法等 外部専門家支援の導入方法や導入効果を検討するため、実 証実験を行った上での課題や問題点の検討 (検討内容・検討結果) ・外部専門家の利用方法について、各市町へのアンケートの 結果として、必要性を感じつつ、費用面で厳しい現状が把 握できた。全国での事例の調査においては、複数の自治体 が外部専門家を共同で利用することのコストメリット等が 確認できた。 ・実証実験を4案件において実施し、効果を実感する意見が 得られた。 ・今後は、優先順位付けして段階的に検証し、平成22年度か らの共同化事業実施を目指す。
公共土木施設にかか る県と市町の役割分 担のあり方検討部会 (平成 19~20 年度) 【協議終了】	《検討事項》(平成20年度) 道路管理主体のあり方について

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況
法定権限移譲の進め 方検討部会 (平成 20 年度~) 【協議継続】	《検討事項》 新分権一括法に関する情報共有 法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の 把握 法定権限移譲に合わせて条例で移譲すべき事務内容の検討 法定権限移譲に伴う諸課題についての検討 法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針の検討 《検討状況》 ・事務分野ごとにワーキンググループを設置し、移譲に際しての課題の抽出等を行うことを合意した、・現在、「保安」、「健康福祉」、「環境」、「農水商工」、「県土整備」の5つのワーキンググループを設置し、市町の参加メンバーを募集した。 ・今後は、新協議会での全県会議「検討会議」として継続し、ワーキンググループにおいて、各々の事務内容の確認、課題の抽出等を行っていく。

# 「超高齢化地域のあり方」検討部会

# 検討部会設置の目的

高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)が50%を超え、地理的条件等が不利な地域では、地域の助け合いや共同作業といったコミュニティの機能が弱くなっている地域もあり、今後、人口減少や少子高齢化が進む中、コミュニティとしての存立が厳しくなる集落が発生する恐れもあります。

一方、こうした地域は、地域住民の生活の場であるだけでなく、農林漁業が営まれ、農地等が適切に管理されることにより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的で公益的な役割を担っています。

このため、地域住民の意識や要望等について聴き取るなど、県内の中山間地域等における「超高齢化地域」(高齢化率が50%を超える地域。)の実態を把握し、今後の対応方向について調査、検討しました。

# **検討部会メンバー** 20名(市町13名、県7名)

市	町	県		
津市/政策課	津市 / 美杉総合支所	政策部企画室	政策部地域づくり支援室	
松阪市/政策課	松阪市 / 介護高齢課	政策部市町行財政室	政策部「美し国おこし・ 三重」推進室	
尾鷲市 / 市長公室	熊野市 / 市長公室	政策部東紀州対策室	農水商工部農山漁村室	
志摩市 / 企画政策課	伊賀市 / 企画調整課	農水商工部担い手室		
大台町 / 企画課	南伊勢町 / 行政経営課			
紀北町/企画課	紀宝町 / 企画調整課			

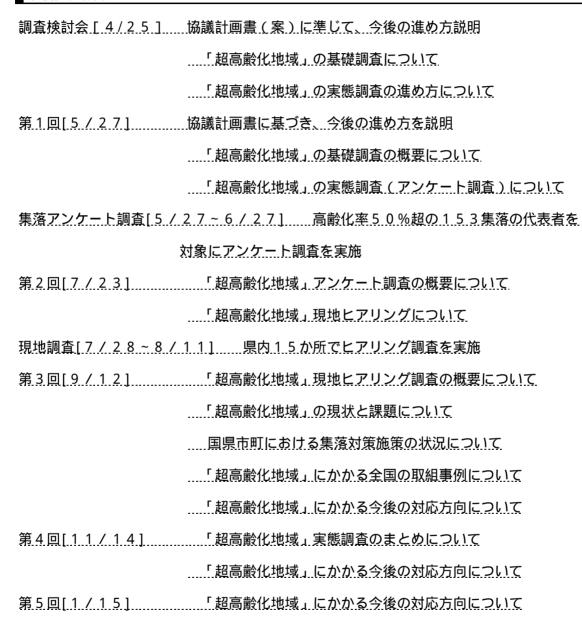
助言者 三重大学/安食和宏 教授、/石阪督規 准教授

事務局 三重県政策部 企画室

# 検討事項

「超高齢化地域」の実態把握について 集落機能の低下が住民生活や国土管理等に与える影響について 集落維持のための具体的な方策について

# 開催実績



# 「超高齢化地域」の実態調査

### 1.基礎調查

小地域(自治会等)の統計データ(人口、世帯数、高齢化率)を整理 <対象地域>

中山間地域(過疎 山振 特定農山村、農林統計区分の中間・山間農業地域)、 準過疎、辺地の指定地域 \*市街地、住宅地等を除く 計856集落

高齢化率 50%超の集落を抽出

計153集落 が存在

<分布状況>

中南勢の山間部、熊野灘沿岸部、東紀州地域に多く存在

# 2.集落アンケート調査

- <調査対象>高齢化率50%以上の153集落
- <調査項目>集落機能 共有財産 地域資源 商店・交通 など

# 3.現地ヒアリング調査

- <調査対象 > 2のうち地理的条件等が不利な15集落
- <調査方法 > グループヒアリング、個別ヒアリング
- <調査項目 > 生活 生業 財産の状況 住民の意向 など

# 4 . 集落他出者アンケート調査

- <調査対象>現地調査集落の出身者
- <調査項目>帰郷理由、帰郷の不安事、相続財産の管理 など

# 集落の現状・課題

(1)集落の状況把握や記録保存に課題

集落の実態が客観的に把握されず、将来の見通しも立てられていない 既に消滅した伝統文化が多くあり、今後も増加傾向にある

(2)地域の担い手不足、集落機能の低下 共同財産の維持管理 共同作業の実施などが困難

人材不足や高齢化で自治会の運営が困難

集落再編や広域的連携は、地理的状況や財産問題等から難しさもある 地域づくりへのきっかけと継続性が課題

- (3)移住・定住への期待は課題が大きい 集落出身者のUJターンには難しさがある 空き家はかなり発生しているが、貸せるものは限られている 地域外在住者のIターン受入には難しい面がある
- (4)地域経済の基盤が弱く、公共空間の管理も難しい 収入を国民年金に頼る世帯が多く、就労の場があまりない 農地・山林等の保全、公益的機能の維持は危機的状況 農作物への鳥獣被害は深刻
- (5)生活サービスや移動手段等に課題はあるが、大半の住民は 継続的な居住を希望

将来も今のところに住み続けたいとする住民が大半

商店 医療機関 学校が身近には存在していない

移動手段が不便であり、将来、自家用車に乗れなくなった際に不安 集落の孤立や津波などの防災面で不安

水道がなく、安心安定した飲み水の確保が課題 など

# 「超高齢化地域のあり方」調査報告フロー図

# 基本的な視点

1. 地域住民の意向の尊重

2. 各集落の状況・特性に応じた対応

3. エリアごとの機能維持・充実と連携

# 今後の対応方向

各種施策を進めるための基本事項

集落の状況把握・記録

1.集落の状況調査(実態調査、統計データ整理) 2.集落資源の調査

3.アーカイブによる集落の記録・保存

4.集落情報の共有

# 移住 二地域居住 交流の推進

1.住宅等の確保

空き家活用、体験用住宅の確保等

- 2.暮らし体験、地域住民との交流機会 // 創出
- 3.産業体験の機会創出と就労の支援
- 4.地域の受入体制づくり
- 5.情報の収集・提供、総合相談窓口の 設置
- 6.集落サポーター制度

# コミュニティの再生

- 1.話し合いの場づくり (プラットフォームの形成)
- 2.新たな広域コミュニティの形成
- 3.地域の魅力や誇りづくり
- 4.人材の誘致・交流によるマンパ ワーの確保
- 5.集落の統合・再編

# 地域経済の振興・公共空間の活用

- 1.第一次産業の高付加価値化
- 2.マーケッティング力の強化
- 3.交流産業の振興
- 4.地域特性を活かした産業振興・誘致
- 5.地域循環型経済の振興
- 6.外部人材の誘致・活用による新たな 産業の創出・担い手の確保
- 7.地域における担い手力の強化・連携
- 8.公共空間の管理・保全と農林水産業 振興・獣害対策

# 生活の利便性が確保され安全安心に暮らせる地域社会の形成

1.各種生活サービスの確保

2.超高齢化地域における移動手段の確保

3 医療・救急体制の確保

4.地域福祉の推進

5.防災対策

6.上下水道の整備

7.携帯電話の不通話地域の解消

8.子どもを育む場の確保

# 推進体制の構築

1.行政組織(全庁的な総合推進・調整)

2.外部支援組織(多様な主体のネットワーク構築) 3.県内での連携機会(市町や地域の情報共有)

# 検討内容および検討結果

# 調査フロー

#### 基礎調查

小地域(自治会等)の統計データ (人口、世帯数、高齢化率)を整理 <対象地域>

中山間地域(過疎、山振、特定農山村、農林統計区分の中間・山間農業地域)、準過疎、辺地の指定地域 \*市街地、住宅地等を除く

高齢化率 50% 超の集落を抽出

#### 先進事例 参考文献

先進事例や既存研究資料等から仮説を整理

- ・島根県 ・鳥取県
- ・京都府 ・広島県 ほか
- ・過疎問題懇談会提言(総務省)
- · 限界集落実態調查(農水省)
- ・過疎集落状況調査(国交省)等

#### 三重県過疎地域対策研究会

県と市町との検討結果報告 平成 20 年 4 月

集落対策、コミュニティの再生、 人材の育成・誘致等のソフト施 策の必要性

産業振興や農林業施策、生活 交通、医療・福祉等に対する画 一的施策の見直し など

# 実態調査

集落アンケート調査

- <調査対象>
- 高齢化率50%以上の153集落
- <調査項目>
- ·集落機能 ·共有財産
- ・地域資源 ・商店・交通 など

# 現地ヒアリング調査

- <調査対象>
  - のうち地理的条件等が不利 な15 集落
- < 調査方法 > グループヒアリング 個別ヒアリング
- <調査項目>
  - ・生活、生業、財産の状況
  - ・住民の意向 など
  - 集落他出者アンケート調査
- <調査対象>
  - 現地調査集落の出身者
- <調査項目>
  - ・帰郷理由 ・帰郷の不安事
  - ・相続財産の管理 など

国県市町の集落対策状況

- <調査対象>
  - 県、現地調査実施市町
- <調査項目>
- ·交通手段 ·福祉,医療
- ・生活サービス・コミュニティ再生
- ・移住・交流 など

# 今後の対応方向

# めざす姿

定住できる自立・持続可能な地域形成 中山間地域等の公益的機能の発揮

# 基本的な視点

地域住民の意向の尊重 各集落の状況・特性に応じた対応 エリアごとの機能維持・充実と連携

各種政策を進めるための基本事項 集落の状況把握・記録

具体的な対応方策

コミュニティの再生

移住、二地域居住、交流の推進 地域経済の振興、公共空間の活用 生活の利便性が確保され、安全安心に 暮らせる地域社会の形成

# 推進体制の構築案

行政組織(全庁的な総合推進・調整) 外部支援組織(多様な主体のネットワーク構築) 県内での連携機会(市町等との情報共有) 政策研究WS 「農山村コミュニ ティの再生」

自律・持続可 能な地域経 済のあり方検 討

移住•交流検

討部会

「美し国おこ し・三重」の 取組

# 調査の実施概要

	調査目的·時期	調査対象	調査内容·項目
基礎調查	調査検討の基礎と なる対象地域とその 各種統計データの 整理 平成 20 年 4 月	中山間地域(過疎 山村振興 特定農山村、農林統計区分上の山間・中間農業地域) および準過疎、辺地の指定地域(「中山間地域等」)。 但し、市街地、住居専用地域およびこれに準ずる地域を除く。 計856集落	自治会・区など地域での助け合いや共同作業といったコミュニティ機能の基本単位となる地域(「集落」)の・人口・世帯数・65歳以上人口・75歳以上人口*H20.3.1 現在の住民基本台帳人口(原則)
集 落 アンケート 調 査	超高齢化地域の集落の生活環境や集落機能 地域資源等の把握平成 20 年 5 月 27 日~6 月 27 日	基礎調査の対象集落のうち、高齢化率が50%以上の集落(「超高齢化地域」)。 計153集落アンケート回収:122集落(回収率79.7%)	・生活関連施設・サービス・交通の状況 ・集落機能・コミュニティの状況 ・農地・林地、空き家等の地域資源の状況 況等 ・地域づくりや地域活性化の取組状況
現 地 ヒアリング 調 査	超高齢化地域の実態を詳細に把握するため、アンケート調査では得られない、生活面や生業、財産管理、住民の意向等を把握のまた。 中枢 20 年 7 月 28 日 ~ 8 月 11 日	集落アンケート調査で回答のあった集落のうち、集落規模や農山漁村、地域バランス等を考慮し、15 集落を選定。グループヒアリング集落ごとに 10 名程度を対象個別ヒアリンググループヒアリングに参加した人を世帯単位で聴取計 165 名(男 98 名、女 67 名)	グループヒアリング ・地域づくりや移住・交流への取組 ・特産品開発等の取組状況 ・地域資源の状況 ・集落の将来について など 個別ヒアリング ・買い物・通院等の状況 ・収入・就業の状況 ・農地・林地・漁場等の管理状況 ・集落外に在住の子どもの状況 ・今後の暮らしの意向 ・日常生活での心配事・将来の不安
集 落 他出者 アンケート 調 査	現地ヒアリング調査 の補足として、集落 外に居住している子 の居住地やUJター ン意向等の把握 平成20年7月28日 ~8月29日	現地ヒアリング調査の個別ヒアリングの対象者の子のうち、集落外に居住している者。 計40件(回収)	・現在の居住地 ・集落外への転出理由 ・集落への帰省の状況 ・集落へのUJターンの意向 ・集落へUJターンする際の不安ごと ・集落内で所有(見込み)の土地・家屋の状況

# 1 . 超高齢化地域の分布等の状況

基礎調査の結果、中山間地域等の全 856 集落のうち、高齢化率が 50%を超える集落は、県内で計 153 集落あり、中山間地域等の集落に占める割合は 17.9% でした。

	北勢	伊賀	中南勢	伊勢志摩	東紀州	県計
中山間地域等の集落数 A	121	152	319	142	122	856
超高齢化地域の集落数 B	0	1	88	9	55	153
割合 ( B/A )	0%	0.7%	27.6%	6.3%	45.1%	17.9%
県内全自治会・区等の数	2,214	440	1,618	431	378	5,081

「県内全自治会・区等の数」は、平成20年4月1日現在の数を、県企画室が市町から聴き取り調査をした結果です。

自治会・区等集落の単位は、市町 (旧市町村)により若干異なります。

県内 5 圏域別に見ると、中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合は、 東紀州地域と中南勢地域で高くなっています。

<参考>中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合(旧市町村別)

圏域名	集落数	旧市町村における集落の数と割合									
北勢	0										
伊賀	1	青山 1(4.5%)									
中南勢	88	芸濃 1(25.0%) 美杉 62(46.3%) 松阪 4(25.0%) 嬉野 4(44.4%) 飯高 9(39.1%) 宮川 8(32.0%)									
伊勢志摩	9	志摩 1(33.3%) 南勢 1(5.3%) 南島 6(31.6%) 度会 1(2.9%)									
東紀州	55	紀伊長島7(41.2%) 海山3(37.5%) 尾鷲6(66.7%) 熊野18(50.0%) 御浜1(7.1%) 紀宝2(15.4%) 紀和18(72.0%)									

美杉では 62 集落が超高齢化地域となっていますが、これは他の市町村と比べて、 集落の単位が小さいことによります。

農山漁村別に見ると、山村や漁村での高齢化率が高くなっており、また、中 山間地域等における超高齢化地域の集落の割合も高くなっています。

< 参考 > 農山漁村別に見た中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合と 高齢化率

	中山間地域等の 集落数 A	超高齢化地域の 集落数 B	割合(B/A)	高齢化率平均値
山 村	389	128	32.9%	37.9%
農村	427	13	3.0%	27.8%
漁村	4 0	12	30.0%	42.2%
合 計	856	153	17.9%	31.5%

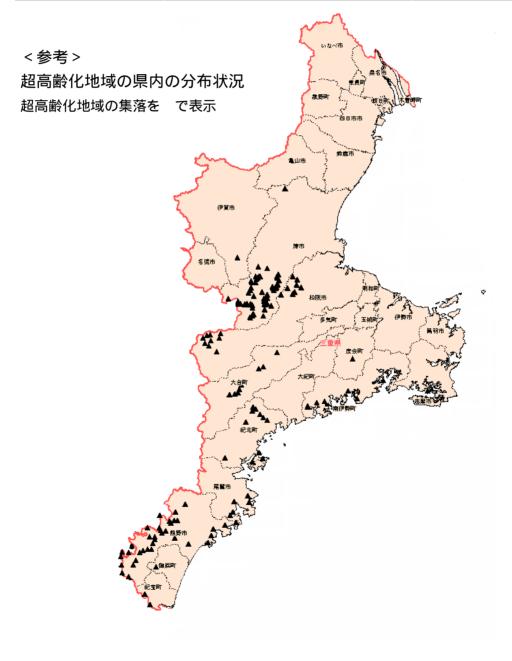
<sup>「</sup>山村」とは、農林統計区分上の山間農業地域、「農村」とは、同統計区分上の中間農業地域等を表します。但し、いずれも漁村を除きます。

<sup>「</sup>漁村」とは、市町の分類に基づくものです。

集落規模別(世帯数)では、小規模な集落ほど超高齢化地域の集落の割合が 高くなっています。

<参考>集落規模別に見た中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合

集落規模(世帯数)	中山間地域等の 集落数 A	超高齢化地域の 集落数 B	割合(B/A)
1~9世帯	39	25	64.1%
10~19世帯	97	43	44.3%
20~29世帯	100	4 0	40.0%
30~49世帯	129	17	13.3%
50~99世帯	199	13	6.5%
100世帯以上	292	15	5.1%



#### 2 . 超高齢化地域の現状と課題

「基礎調査」および「集落アンケート調査」、「現地ヒアリング調査」、「集落他出者アンケート調査」の結果を基に、三重県における「超高齢化地域」の現状・課題および地域再生につながる事項を次のとおり整理しました。

# (1)集落の状況把握や記録保存に課題

集落の人口や年齢構成などの実態が客観的に把握されておらず、住民自身が不安を抱えながらも、集落の将来見通しが立っていない。

担い手不足から、既に消滅した祭り・行事等の伝統文化が多くあり、今後も消滅が進む懸念がある。

# (2)地域の担い手不足、集落機能の低下

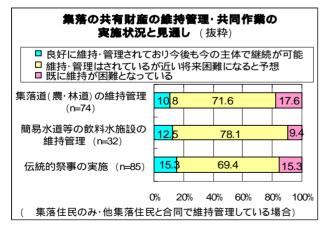
高齢者が増えるなか、道路の草刈や水路・水源の管理などの共同作業や共同財産の維持管理が困難となっている。集落道の維持管理は、75歳以上人口の割合(「後期高齢化率」)が高いほど、住民のみによる継続が困難な傾向がある。高齢化や人口減少により、自治会の役職を担える人が不足し、特定の人への負担が大きくなっており、役員の高齢化も進むなか、自治会の運営が困難になりつつある。

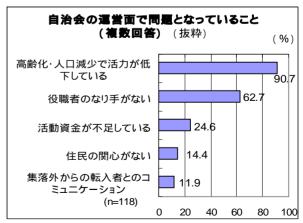
集落再編や広域的連携は、地理的状況や所有財産等の問題などから難しさもある。 地域づくりへのきっかけや話し合いの場が乏しく、また担い手不足などにより 継続性が課題となっている。

#### 現地ヒアリング調査から「再生の芽」

地域づくりに取り組む・地域再生に意欲のある集落・地域リーダーがある

- ・地域外の住民等と交流を図ったり、特産品の開発や販売を行うなど、地域づくり活動に熱 心に取り組む集落や団体、地域リーダーのある集落も見られる。
- ・50~60 代が複数人いる集落では、行政等からの指導・支援を受けながら、地域づくり、地域再生に取り組みたいという思いや活力のある集落も見られる。





グラフ:集落アンケート調査結果より抜粋

# (3)移住・定住への期待は課題が多い

集落内では就労の場が限られており、教育・医療環境等も不十分なことから、 集落出身者は、Uターンするのが難しいと考えるている人が多い。

大半の集落で空き家が発生しているものの、家族が時々戻って利用したり、改修の必要なものも多く、そのまま貸出しできる空き家は限られている。また、個々の状況が把握できていない集落も多くある。

地域外からの移住者の受入には、見知らぬ人が集落に住むことに抵抗を感じる住民も多く、難しい面がある。

# 現地ヒアリング調査から「再生の芽」

豊かな自然環境などの魅力がある

- ・少数ではあるが、農業や釣り、ダイビング、自然環境などに魅力を感じて、都市部から I ターンする人、二地域居住する人、短期の暮らし体験をする人などが見られる。 移住につながる都市住民との交流イベント等を実施しているところがある
- ・都市交流イベントを都市住民と共に実施し、移住につなげている集落がある。 移住・交流促進の資源として活用できる「空き家」等がある
- ・移住者や田舎暮らし体験希望者に、空き家を貸出したり販売したりするケースもわずかな がら見られる。また廃休校を地域づくりの拠点に活用したいと考えている集落もある。

# (4)地域経済の基盤が弱く、公共空間の管理も難しい

就労の場や機会が少なく、また収入を国民年金に頼る世帯も少なくない。

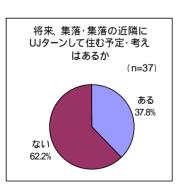
農林業の衰退や担い手不足から、耕作放棄地や荒廃林が増えている。後継者は少なく、山林の所在地や境界を知らないなど、農地・山林等の保全、公益的機能の維持は危機的な状況となっている。

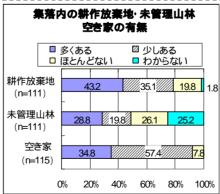
ほとんどの地域において農作物への鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲を減退させている。年金生活者が多いなか、農作物の栽培・収穫が生活の一助・楽しみとなっており、経済的・精神的に大きな打撃となっている。

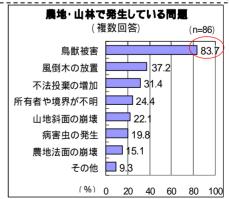
### 現地ヒアリング調査から「再生の芽」

地域外の人や資金を確保して、農地などを保全する集落がある

・里山を守る会やオーナー制度等を通じて資金や人手を確保し、農地の耕作・保全、景観保全、地域外住民との交流などにより、地域に活力を与えている集落もある。







グラフ:集落他出者アンケート調査結果、集落アンケート調査結果より抜粋

(5)生活サービスや移動手段等に課題はあるが、大半の住民は継続的な居住を希望 商店や医療機関などの生活関連施設は、人口規模が大きい集落ほど立地の割 合が高いが、20以下の小規模集落ではほとんど立地していない。

医療機関が身近になく不安を感じている人が多い。

バス等の公共交通機関は、20人以下の小規模集落では3割程度であり、将来、自家用車に乗れなくなった際の不安がある。

地域福祉の取組やサービスが十分とは言えない。

水道がなく、飲み水を安心して安定的に確保することが課題となっている。 集落の孤立や津波など防災面で不安がある。

携帯電話の電波が入らない地域が多く、高齢者にとっても非常時に不安がある。 学校はほとんど存在していない。

将来も今のところに住み続けたいとする住民が大半である。

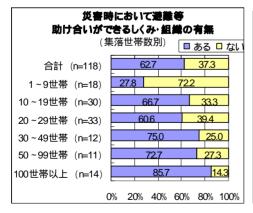
#### 現地ヒアリング調査から「再生の芽」

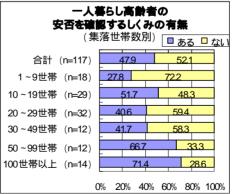
生活サービス機能を自治会が補完する地域がみられる

・集落内での生活機能を補完するため、地域住民等が協力して自治会で商店や簡易郵便局 を経営するケースが見られる

最寄りの日用品・食料品の常設販売店 があるエリア (集落人口規模別)	
□集落内 □ 近隣集落内 □ 旧市町村内 □ 現市町内 □ 現	市町外
合計 (n=120) 17.5 19.2 31.7 25.0	6.7
1~20人(n=23) 30.4 26.1 39.1	4.3
21~50人(n=47)1 <mark>0.6 14.9 40.4 //27.7</mark> /////////////////////////////////	6.4
51~100人 (n=26) 15.4 19.2 42.3 15.4	7.7
101~200人 (n=11) 36.4 27.3 9.1 18.2	9.1
201人以上 (n=13) 61.5 7. <b>7.7</b> 5.4	7.7
0% 20% 40% 60% 80%	100%

<b>集落で生活する上での不安、困りごと</b> (抜粋) (複数回答)	回答数	構成比 (%)
病院が近くにないため、体調が悪くなったとき病気になったときが不安。 訪問診療がなくならないか不安。	45	33.3
急病時や事故などの緊急時が不安。	44	32.6
この先、自動車を運転できなくなることが不安。	32	23.7
道路が狭く整備が進んでいないなど、交通の不便さが生活する上で不安(避難やバスの送迎など不便)。	22	16.3
災害時が不安。	21	15.6
バスなど生活交通がなく不便。バスの廃止が不安。	18	13.3
一人で暮らしていることの不安、寂しさ。一人になった ときにどう生活していくか不安。	13	9.6
商店が遠く、買い物に行くのが不便。 急な買い物ができない、 移動販売がなくなったら困る。	10	7.4







グラフ・表:集落アンケート調査結果、現地ヒアリング調査結果より抜粋

# 3. 超高齢化地域にかかる今後のあり方

### (1)今後の政策を考える際の基本的な視点

実態調査の結果を踏まえ、「超高齢化地域」への対応方向を考えるうえでの基本的な視点を、次のとおり整理しました。

# 地域住民の意向の尊重

それぞれの地域に住む人の意向が尊重され、生きがいを持って暮らし続けられる 地域を形成するとともに、それを支える環境を整備する。

# 各集落の状況や特性に応じた的確な対応

高齢化や人口減少の進展状況あるいは地域特性など、各地域の状況を把握し、それぞれの状況に応じた的確な対応をする。特に、集落の置かれている状況によっては、施策の効果があまり見込めないことも考えられるため、集落が衰退あるいは機能低下する前に対応していくことが重要である。

#### <集落の状況のイメージ>

	元気な集落	衰退の危険性はあるが、 現状は維持できている集落	衰退が進んだ集落	集落消滅
人口	人口が維持され、高齢化率は	ある程度の人口・世帯規模 はあるが減少しつつある。 高	人口、世帯数がかなり少 なく、高齢化率が非常に	居住者なし
高齢 化率	高〈ない	齢化率はそれほど高くない。	高い。	
	地域の担い手が 確保できている	役職者のなり手はあるが、少 なくなってきている。	役職者のなり手が不足 し、特定の者に依存して	
	確保 ここ いる	\$\\$\\ \CC\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	いる。	
	定期的に寄合い	寄合いを定期的にある程度	寄合いはほとんど開催さ	定期的に寄
	を開催している	の回数開催している。	れていない、あるいは不 定期に開催。	合いを開催 している
	共同作業が実施	共同作業は現在実施されて	寄り合いや道路の草刈な	
3812	されている	いるが、近い将来実施が困	どの共同作業がほとんど	
ティの		難になる。	行われていない。	
	伝統的祭事は維	伝統的祭事は概ね維持され	伝統的祭事の多くが廃	
状況	持されている	ているが、近い将来維持が	止された、近隣と合同で	
		困難になる。	開催するようになった。	
	一人暮らし高齢	災害時の助け合いや一人暮	災害時の助け合いやー	
	者はあまりいな	らし高齢者の安否確認など	人暮らし高齢者の安否	
	<b>61</b>	互助活動のしくみがある。	確認等のしくみはない。	
	地域づくりや都市	地域づくりへの意欲がみられ	生活関連施設や生活交	
	住民との交流等	<b>ී</b>	通が近距離になく、移動	
etta Lui	を行っている		販売もない。	
農地	農業生産活動は	耕作放棄地や荒廃林、空き	農地の多くは耕作放棄	農地の一部
空き	行われている	家が増加している。	地となっており、空き家が	は他所から耕
家等			目立つ。	作に来ている

調査から - 集落の置かれている状況は地域差があり、人口、世帯数、高齢化率、後期 高齢化率で、一律に「元気な集落」「衰退の危険性があるが現状は維持されている集 落」「衰退が進んだ集落」を分類するのは困難な状況です。 エリアごとの機能維持・充実と連携

あらゆる世代が暮らせる地域社会を形成するためには、それぞれのエリアの単位における機能を維持・充実させ、単位ごとの役割を分担し、連携していく必要がある。

# <イメージ図>

# 生活 圏

(通勤・通学・買物・医療等の日常生活の地域エリア)

・若者の就労の場の確保 ・都市的機能 ・高度医療などの提供 ・若い世代の二地域居住

# (旧)小学校区・明治期の村・大字単位

- ・基幹集落機能(各種生活サービスの確保)
- ・基礎集落の支援・補完
- ・個人、NPO、企業等とが協力・連携しやすい プラットフォームの場
- ・コミュニティビジネス、移住・交流等の地域づくり

(旧)小学校区・明治期の村 ・大字単位

# 基礎集落

(自治会、区など高齢者 の徒歩可能エリア)

- ・基礎的な地域での日常的な互助
- ・地域の安全・安心の助け合い 等

#### 組·班等

・地域福祉、 冠婚葬祭、 情報伝達 など 組·班等

基礎集落

基礎集落

(旧)小学校区・明治期の村 ・大字単位

. .

調査から - 生活サービス施設の立地や地域での助け合い活動などは、集落外にも及んでおり、また、就労の場や医療などは市町を超えた生活圏域にまで及んでいます。

#### (2)今後の対応方向

県内の実態調査の結果を踏まえ、「超高齢化地域」のあるべき姿をイメージしながら、今後の具体的な対応方向を整理しました。なお内容は、想定できるものを可能な限り列挙したものであり、限られた資源の中で地域の実情に応じ取捨選択のうえ、県や市町、地域など多様な主体の役割分担と連携により、実行されることになります。

# 将来めざす地域の姿

そこに暮らしたいと思う人の誰もが暮らし続けられる、自立・持続可能な 地域社会を形成する。

中山間地域等が有する多様な公益的な機能が発揮される地域社会を形成する。



# 各種施策を進めるための基本事項

集落の状況把握・記録

- 1.集落の状況調査(実態調査、統計データ整理)
- 2.集落資源の調査
- 3.アーカイブによる集落の記録・保存 4.集落情報の共有

# 具体的な対応方策

# 移住、二地域居住、交 流の推進

- 1.住宅等の確保(空き家活 用、体験用住宅の確保等)
- 2.暮らし体験、地域住民と の交流機会創出
- 3.産業体験の機会創出と 就労の支援
- 4.地域の受入体制づくり
- (地域ビジョンの共有、受入体制 の構築)
- 5.情報の収集・提供、総合 相談窓口の設置
- 6.集落サポーター制度

# コミュニティの再生

- 1.話し合いの場づくり (プラットフォームの形成)
- 2.新たな広域コミュニティの形 成(地域自治、住民自治)
- 3.地域の魅力や誇りづく 1)
- 4.人材の誘致・交流による マンパワーの確保
- 5.集落の統合・再編

# 地域経済の振興

- 公共空間の活用
- 1.第一次産業の高付加価値 化(六次産業化 地域ブランド、 農林水産商工連携等)
- 2.マーケッティング 力の強化
- 3.交流産業の振興
- 4.地域特性を活かした産業 振興•誘致
- 5.地域循環型経済の振興 (地産地消 コミュニティピジネス等)
- 6.外部人材の誘致・活用に よる新たな産業の創出 ・担い手の確保
- 7.担い手力の強化・連携
- 8.公共空間の管理・保全と農 林水産業振興・獣害対策

#### 生活の利便性が確保され安全安心に暮らせる地域社会の形成

- 1.各種生活サービスの確保(広域コミュニティによるサービス確保、民間のノウハウを活用したサービスの確保)
- 2. 招高齢化地域における移動手段の確保
- 3.医療・救急体制の確保
- 5.防災対策
- 7.携帯電話の不通話地域の解消
- 4.地域福祉の推進
- 6.上下水道の整備
- 8.子どもを育む場の確保



# 推進体制の構築

- 1.行政組織(全庁的な総合推進・調整)
- 2.外部支援組織(多様な主体のネットワーク構築)
- 3. 県内での連携機会(市町や地域の情報共有)

# 4.今後の予定

- (1) 県および市町等が連携して、各地域の実情に応じた取組を進めていきます。
- (2)「移住・交流」や「美し国おこし・三重」などの取組と連携して、超高齢 化地域への対応を進めていきます。
- (3) 対応方向のうち、「生活の利便性が確保され安全安心に暮らせる地域社会の形成」については、県内の実態を把握していく中で、今後の対応方向をさらに検討していきます。
- (4) 1、2を進め、3を検討していく中で、国が実施すべき事項については、国へ積極的に提言していきます。。

現地ヒアリングした15集落の状況 (地域順)

現地ヒア		<i>)  </i>   10;	未洛り	<u> </u>	(北田北東)	i貝 <i>)</i>					⊐ミ	ュニテ	 ィの状況		生活環境 農地・山林・漁場の維持管理状況				住民の定住・意向状況								
		基础	楚デー?	Þ	地域特	持性	寄合 いの 開催 回数	集落道 の維持 管理	伝統 的祭 事	災害 時の 助け	独居 老否 確認	会運 営の 課題		最寄りの商店	移動 販売 の 有無 診 所	寄り院療	落のス行	その他	耕作 放棄 地	未管 理林 地	鳥獣害	その他	の音し	子ども の地域 内居住 割合	子どもの 主な居住 地	集落・近 隣への Uターン 意向	
市町名集落名		(人)	世帯数(世帯)	: 高齢化率 : 高齢化率		漁 幹 集 落	数回・不定期 2~ 3ヶ月	- 対象なし (行政が管理 ) 近い将来維持が困難に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子 はこますべに維持が困難・廃好 将来維持が	・無・できる人が	有 ×無・できる人が対応	B役職者のなり手がいないA高齢化・人口減で活力低下	その他	×旧市町内 集落内 近隣集落内	有 ×無 旧市町内 ×現市町内	集落内 近隣集落内	毎 日 日	(電)携帯電話の電波が入らない (災)災害時に集落が孤立する心配がある (水)水道が未整備 (病)総合病院まで遠く救急時に不安がある	しと	しとあんるど	: し : × あ	y 多い c 5	90%以上 80%以上 ×70%以上	0 0 0 % <sup>5</sup> 未 2 3	過半数の内訳 (上位順)	×15%据 15~30% 15~30%	地域の芽、地域づくりの活動
津市 A集落	11	31		67.7 41.9	l t	村			×	×	×	A B	・隣接集落と離れており連携は困難	×			×	(水)共同井戸の管理が高齢者には困難	×		×	(B)山林の所在地・境界が分からない ・獣害防止柵設置に多額の費用がかかる		×	市内 隣接市町		・以前、共同でかぶら作りを実施。 ・ 酪農誘致の話も以前はあった。
津市 B集落	17	85		67.1 30.6	辺地	村	×	×	×			Α	・住民の自治会活動への関心が薄れ ている					(災)災害時に集落が孤立する心配がある (水)水道が未整備 ・不法投棄が増加している			×	(B)山林の所在地・境界が分からない ・耕地整理されておらず委託が困難	×		市内県外	×	・特産品を育てる会があるが、高齢化で人 手が不足している。
津市 C集落	12	19		57.9 15.8	辺は	村村						A B	・あと3年〈らいは維持・管理が可能	×	×		×	(災)末端集落で過去に災害時に孤立した (水)沢水がシカ糞の汚染で飲用できない	×		×	(B)山林の所在地・境界が分からない	×		市内 県外		・空き家の問い合わせは時々ある
松阪市 D集落	9	93		68.8 37.6	; ;	<b>農</b> 村						A B	・自治会経営の共同店があるが、経 営は大変である					(水)井戸水や山水を利用している		×	×	(B)山林の所在地・境界が分からない		×	市内		地域づくりグループが特産品作りや都市住民との交流を盛んに行っているが、後継者や地域との連携が課題。
松阪市 E集落	5	7		100 35.7	l i	村村	×	-		×	×	A B	・自治会は高齢化・人口減で維持できなくなり、H17.4に隣接集落(矢下) と統合		×		×	(電)携帯電話の電波が入らない ・最寄のバス停まで約3km離れている。			×	(A) 用水路の管理が困難 ・ ・		×	市内 隣接市町	×	・以前、元気起こし事業を活用し、集落内に花を植えた。
松阪市 F集落	16	40	18 5	55.0 32.5	辺地	村村	×				×	A B	・広域的な地域づくり組織が結成され たが広すぎる	×				(病)総合病院まで遠〈救急時に不安			×	・高齢化で耕作が困難になりつつある ・木材価格の低迷で林業が衰退		×	市内県外	×	・民泊事業は高齢化と担い手不足で中止 ・清流の米作りや地域資源を地域活性化 に生かしたい
大台町 G集落	11	83	45	60.2 38.6	辺 t 地 t	村		×	×		×	A B	・他集落との統合・連携は困難 ・集落外居住者が消防団員となって いる					(災)災害時に集落が孤立する心配がある (病)高齢者は遠方への通院が困難		×	×	(B)山林の所在地・境界が分からない ・山地斜面の崩壊 風倒木の放置がある ・地域資源のアユ等がダムにより激減	×	×	県外 隣接市町	×	・NPOが運営する自然学校が、地域内で活動し都市住民との交流を図っているが、自治会との連携は特にない。
南伊勢 H集落	11	516	215 5	50.4 25.6	辺境	漁村		-				A B	·葬儀時の互助活動の見直しが必要 ·伝統的祭事の資金が、近い将来人 口減により不足					(災)災害時に集落が孤立する心配がある (病)総合病院まで遠〈救急時に不安がある			×	・風倒木の放置が見られる・漁業後継者がかなり減少			県外		・退職後の移住者が数人いる。 ・転入者とのコミュニケーションが課題であり、移 住促進には受入のしくみが必要。
南伊勢	16	34		94.1 67.6	l t	山	×	×	×	×	×	A B	·集落統合には区有財産の取扱いが 問題		;	<b>‹</b>	×	・近隣集落まで約1km離れている。	×	×	×	・共有林所有者の大半が集落外に出ており、固定資産税の負担が重い		×	県外	×	・津市、大阪の人が家を建て、二地域居住 している。
伊賀市 上集落	11	111		50.5 10.8	辺は地	山村					×	Α	·50~60代夫婦のグループが区の事業等を支援 ・独居老人の見守り強化を周辺地区と共に検討中					(病)総合病院まで遠く救急時に不安 ・集落内や近隣でガソリンが調達できない ・市街地方面への道路が未整備			×	(A)用水路の管理が困難 (B)山林の所在地・境界が分からない・生活ゴミの不法投棄が増加・ペット放置による外来種被害が多い			県外 市内		・民間の交流拠点施設と連携していきた し、 ・広域的な住民自治の取組がある。
紀北町 K集落	4	11		72.7 27.3	l i	山 村	×	-		×	×	A B	・過去に統合を試みたが財産問題等 で頓挫	×	×		×	(電)携帯電話の電波が入らない (災)災害時に集落が孤立する心配がある	×		×	・獣害対策に多額の自費がかかる		×	近隣市町 町内		・地域づくり団体が集落内の農地を利用してマコモやそばを栽培し、地域外の人と交流している。
尾鷲市 L集落	4	194		65.5 41.8	3	漁 村	×					Α	・子どもの減少で弓引き行事を廃止					・市街地への交通としてバスの存続が必要	×	×	×	・獣害により耕作意欲が減退 ・養殖業が衰退 ・収入安定のため集落外での就労を子ど もに勧める人が多い			県外		・大学や企業との研究交流がある。 ・漁業の仕事はあるが就労者の確保が課 題、
熊野市 M集落	6	6	ר	100 100	, ,	<b>農</b> 村	×		×	×	×	A B	・全員が高齢者で、共同作業などが 困難 ・隣接集落と離れており連携は困難		×			(電)携帯電話の電波が入らない ・車を運転できる人が集落にいない。	×	×	×	(B)山林の所在地・境界が分からない		×	県外		・ 県外の若者が暮らし体験に来ており、空き家を1軒貸している。 ・ ダイビングスポットがある。
熊野市 N集落	13	344		58.4 29.1	) 1	漁村	×	-				A B	・自主防災組織があるが、防災訓練だけにとどまっている。					・鉄道駅はあるが階段が高齢者にはきつい ・車を運転できない人が増加 ・診療所や学校 役場支所の廃止が不安	×	×	×	・漁業は後継者不足。 ・漁獲量が不足し、集落内で仕事がない		×	県外		・海を活用した交流を図りたい。 ・広域的なまちづくり協議会の取組がある。
熊野市 O集落	19	52	33 7	73.1 46.2	辺は	山村						А	<ul><li>・活動資金が不足</li><li>・盆踊りがなくなった。</li><li>・集落の将来を話し合う機会がない</li></ul>					・地形が急峻で集落内の移動が困難 ・市街地へのバスは近隣集落で乗換が必 要	×		×	・獣害がひど〈耕作を諦める人が増加・山地斜面の崩壊が見られる		×	県外		・棚田の保存活動や都市住民との交流について、地域の主体性を高めていきたい。 ・高齢者をサボートする活動団体がある。

計 165

# 住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会

# 検討部会設置の目的

少子高齢化の進展、産業構造の変化、県と市町の役割の変化等、地域社会を 取り巻く情勢は大きく変化してきています。

そのような中で、県と市町が住民ニーズを把握するため実施している住民アンケート調査のあり方とその結果をどのように行政活動に活用していくべきかについて検討します。

# 検討部会メンバー 9名(市町7名、県2名) 部会長 副部会長

	市町	県
津市 / 市民交流課	四日市市/市民生活課	政策部市町行財政室
名張市 / 広報対話室	熊野市 / 市長公室	政策部企画室
伊賀市 / 企画調整課	東員町 / 政策推進課	
朝日町/総務税務課		

助言者 皇學館大学/藤井 恭子 講師

事務局 三重県 政策部企画室

# 検討事項

住民アンケート調査の実施状況

住民アンケート調査の課題検討

(目的とあり方、実施方法、活用方法、県と市町の役割を踏まえた分析など) 住民アンケート調査に関する県と市町の連携

# 開催実績

(平成20年度)

第1回[6/9] 協議計画書により今後の進め方説明

県内市町の住民アンケートの実施状況

三重県における「一万人アンケート」の実施状況、活用状況

都道府県の住民アンケートの実施状況

参加市町の課題等について

第2回[7/7] アンケート調査についての事例報告

事例1 名張市総合計画「理想郷プラン」にかかる市民意識調査

事例 2 三重県一万人アンケート

住民アンケート調査の課題検討(目的、あり方)

第3回[8/1] アンケート調査についての事例報告

事例3 熊野市まちづくりアンケート

事例4 伊賀市まちづくりアンケート

住民アンケート調査の課題検討(実施方法)

第4回「9/8 ] アンケート調査についての事例報告

事例 5 四日市市市政アンケート

事例6 東員町まちづくりアンケート

経過報告(案)について

第5回[10/20] 最終報告書の構成イメージ、経過報告(案)について

住民アンケート調査結果の情報共有について

設問及び選択肢の記載内容について(住みやすさ・施策)

第6回[11/21] 報告書(素案)について

第7回[ 1/23] 報告書(最終案)について

# ■検討内容及び検討結果

4市1町((四日市市、名張市、熊野市、伊賀市、東員町)と県が実施した住民アンケートの設問内容や結果の活用方法について、他の都道府県が実施したアンケートも参考にしつつ、事例研究を実施しました。

アンケートのあり方について、知識を深めると共に、住民ニーズを把握する ためのよりよい調査の実施方法(標本数、設問のタイプ、選択肢の数等) 設問 や選択肢の記載内容、調査結果の分析・活用方法、県と市町の連携について検 討しました。

# ■今後の予定

担当者の専門性を高めるための勉強会または研究会の実施、設問や分析などで可能なところから市町と県、市町間の連携を深める、インターネットなど他の広聴手段との連携を図るなどの取組を進めます。

#### 住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会の検討内容

#### 1 情報共有

メンバー自治体の住民アンケートの内容・結果・活用方法の事例研究

・サンプル数: 2,000 程度(名張市など4市町) 5,000(四日市市) 10,000(三重県)

・対象者:18歳以上(伊賀市、東員町) 20歳以上(四日市市など3市・県)

外国人登録者も含めている(四日市市、伊賀市)

・回収率 : 30%後半~40%後半(5市町、県)

・設問数 :50~80 問(四日市市など4市町) 37 問(熊野市) 101 問(三重県)

・設問内容 : 住みやすさ(5/6 団体)、満足・重要意識(5/6 団体)、個別課題(4/6 団体)

メンバー、他の都道府県等が実施したアンケートの設問の傾向

A:住みやすさ型 (例:住みやすさ、住み続けるか、住みごこち)

B:重要度・満足度型(満足度 5段階評価など 例:満足しているか)

C:施策優先度型 (選択肢となっている施策から優先順位をつける)

D:事業の実施手法型(特定の取組・事業の実施手法等の選択、優先するもの)

E:住民の生活実態・意識型

(交通移動手段、生涯学習、介護、地域活動、買い物圏等の実態や意識)

### 設問数の全体に占める構成比

		メンバー	他都道府県の	三重県	他府県
		市町(5)	市等(15)		(10)
Α	住みやすさ型	4 %	5 %	4 %	5 %
В	重要度・満足度型	6 4 %	3 4 %	9 1 %	2 4 %
C	施策優先度型	2 %	1 %		2 %
D	事業の実施手法型	7 %	9 %		9 %
Е	住民の生活実態・意識型	2 3 %	5 1 %	5 %	60%

傾向:・県内市町・三重県とも、全国と比べると重要度・満足度に関する設問を置いている のが特徴であり、かつ設問数の割合も多い。一方、住民の生活実態・意識等を聞 く設問は少ない。

・重要度、満足度に関する設問は、全体に占める構成比が大きい。

#### 2 分析と論点

適切な設問・選択肢の記載方法

・一つの設問で2つ以上の内容を問うダブルバーレルをできる限り少なくする。

図 - 1

·「ユニバーサルデザイン」等の専門用語は解説をつけるか、わかりやすく言い換える。

#### 住みやすさに関する設問の記載内容

- ・設問は、「住みやすいか」「住みごこちはよいか」「住み続けたいか」など多様である。
- ・選択肢も、「たいへん」「まあまあ」「どちらかといえば」などの副詞が多様である。
- ・「住み続けたいか」の設問の選択肢には、近隣地域、市内、近隣府県など、地域区分による区分も多様である。図 2

#### 施策に関する設問の記載内容

- ・同じ内容を聞く設問のようでも、内容に違いがある。図 3 図 3 図 3 例 : (道路)市町道だけでなく、県道、国道、高速道路まで含めて問うているか (医療)市町だけでなく、近隣市町、県、民間の医療体制も含めて問うているか (文化)市町だけでなく、近隣市町、県、民間の取組も含めて問うているか
- ・設問の意図は、市町や県の取組だけを聞いているつもりでも、回答者には伝わって いないケースが想定される。
- ・調査結果には、他の自治体や国、民間の取組への評価が含まれている可能性があり、 ただちに実施自治体への評価とはいえない。(民間、他自治体等)

#### 調査結果の分析方法

- ・県内では平均値が使われているが、中間値や最頻値が適切な場合もありうる。 図 4
- ・「どちらでもない」「わからない」との回答が多い場合など、そもそも住民の意思と することが無理なものがある。
- ・一般的に、標本数が 400 程度に満たない場合は、職業別、年齢別、地域別のクロス集計をしても、その精度は極めて低いと受けとめるべきである。

#### 調査結果の公表

- ・住民への公表はホームページや広報紙で行っているが、必ずしも十分とはいえない。
- ・庁内の情報共有も十分とはいえない。

# 市町と県の連携

- ・施策に関する設問の多くは、総合計画を踏まえ経年変化をとっているため、設問の 統一はできないが、新たに調査に取り組む場合とか大きく見直す場合には可能性が ある。
- ・調査結果について、県と市町、近隣市町間の関連データの分析は可能である。

#### 3 今後の展開に向けて

担当者の専門性を高めるための勉強会または研究会の実施を検討する。 設問や分析など、可能なところから市町と県、市町間の連携を深める。 インターネットなどの他の広聴手段との連携を図る。

# 図 - 1 ダブルバーレルの例

# 問 AやBについて、あなたはどう思うか

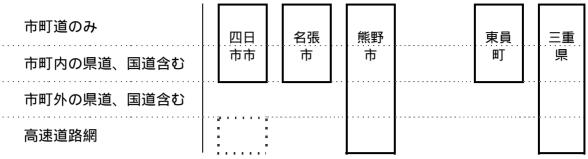
選択肢	回答者の真意	調査側の理解
そう思う	AもBもそう思う	
	Aはそう思うが、Bはそう思わない	AもBもそう思う
	Bはそう思うが、Aはそう思わない	
どちらとも	AもBもどちらともいえない	
言えない	Aはそう思うが、Bはどちらともいえない	AもBもどちらとも
	B はどう思うが、A はどちらともいえない	いえない
そう思わな	AもBもそう思わない	
l l	A はそう思わないが、 B はそう思う	AもBもそう思わな い
	Bはそう思わないが、Aはそう思う	
無回答	回答する意思がない	回答する意思がない
	わからない	か、わからない
	A はそう思うが、B はそう思わないなど、 適 切 な 選 択 肢 が な い	
	B はそう思うが、A はそう思わないなど、 適 切 な 選 択 肢 が な い	

あるいは の同じ思いを持つ回答者であっても選択する回答が異なる

# 図 - 2 「住み続けたい」に関する設問の選択肢

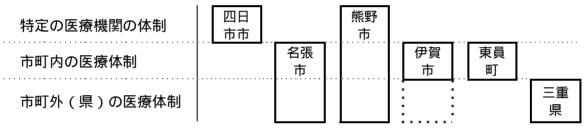
	四日市市	名張市	東員町	三重県
1	<u>ぜひ</u> 住み続けたいと	<u>ずっと</u> 住み続けたい	住み続けたい	<u>今の地域に</u> 住み続け
	思う			たい
2	住み続けたいと思う	<u>当分の間</u> 住み続けたい	<u>どちらかといえば</u> 住	三重県内の別の地域
			み続けたい	<u>に</u> 住みたい
3	どちらともいえない	名張市内の別の地区に	どちらともいえない	<u>県外に</u> 住みたい
		<u>移りたい</u>		
4	<u>できれば市外に</u> 引っ	市外の大都市、もしく	<u>どちらかといえば</u> 住	<u>どちらでもよい、わ</u>
	越したい	は大都市周辺の都市へ	みたくない	<u>からない</u>
		移りたい		
5	<u>市外に</u> 引っ越したい	市外(4以外)へ移り	住みたくない	
		たい		
6		市外に移る予定がある		

# 図 - 3 - 道路整備関係の設問内容の分類



点線部分は、回答者が設問項目を読んだとき、含まれていると受けとめる場合が想定される部分

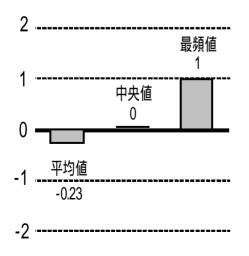
# 図 - 3 - 医療体制関係の設問内容の分類

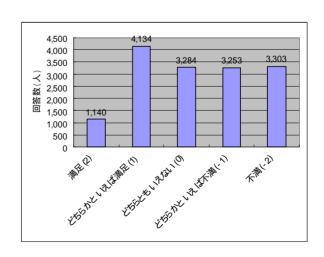


点線部分は、回答者が設問項目を読んだとき、含まれていると受けとめる場合が想定される部分

# 図 - 4 平均値・中央値・最頻値の比較

三重県「平成20年度一万人アンケート」 医療体制:満足意識





住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会 報告書(概要)

# 1.検討部会の設置

# (1)目的

市町と県が住民ニーズを把握するため実施している住民アンケート調査について、そのあり方と結果をどのように行政活動に活用していくべきか検討することを目的として「県と市町の新しい関係づくり協議会」の検討部会として設置した。

# (2)検討内容

平成 18 年度以降に実施した住民アンケートの設問内容や結果の活用方法について事例研究を行うと共に、他の都道府県が実施したアンケートも参考にしつつ、アンケートの実施目的や設問の内容について意見交換を行った。

#### 開催実績

(平成20年度)

第1回[6/9] 県内市町の三重県の住民アンケートの実施状況等

第 2 回 [ 7 / 7 ] 事例報告 名張市、三重県

第3回[8/1] 事例報告 熊野市、伊賀市

第4回[ 9/8 ] 事例報告 四日市市、東員町、経過報告(案)について

第5回[10/20] 最終報告書の構成イメージ、設問及び選択肢の記載内容について

第6回[11/21] 報告書(素案)について

第7回[ 1/23] 報告書(最終案)について

# 2. 住民アンケートの実施状況について

検討部会に参加している市町と県が実施している住民アンケートの事例の情報共有を行った。 別紙 1

# 3. 実施状況の分析と留意事項

検討部会メンバーによるアンケートの事例報告をもとに、アンケートの実施 状況について、目的、方法、質問内容等の分析を行うとともに助言者による留 意事項をまとめた。

# (1)アンケートの実施目的

	四日市市	名張市	熊野市	伊賀市	東員町	三重県
計画策定						
施策の目標値						
予算配分						
政策立案						
政策に反映						
広報		·				

:目的として報告書等に明記

: 実際に活用

# (2)アンケートの実施方法

# 調查対象者

	四日市市	名張市	熊野市	伊賀市	東員町	三重県
2 0 歳未満	-	-	-	18歳以上	18歳以上	-
2 0 歳以上						
80歳未満						
80歳以上				80歳のみ	-	
外国人登録者		-	-		-	-

四日市市と伊賀市では、外国人登録者も対象者としており、なかでも伊賀市では、外国語のアンケート調査票を作成している。

# 調査方法

	四日市市	名張市	熊野市	伊賀市	東員町	三重県
調査方法	郵送法	郵送法	郵送法	郵送法	郵送法	郵送法

調査方法に、個別面接聴取法、個別記入法、などもある。

# 【助言者からのアドバイス】

郵送法によるアンケート結果を掘り下げて調査する場合は、インタビュー法が有効である。インターネット調査は、回収と分析が容易であるという利点がある反面、誰が回答しているか特定できる方法で実施すると回収率が低下するので注意が必要である。

### 標本数

	四日市市	名張市	熊野市	伊賀市	東員町	三重県
標本数	5,000	2,025	2,000	2,222	2,500	10,000

四日市市では、フリーアンサーの収集およびアンケートを広報活動の一つと考えて取り組んでいるため、標本数を多めに設定している。また、県では、県内の地域を5地域に分けて地域ごとの分析を行うため、2,000ずつ割り当てをしている。

# 【助言者からのアドバイス】

一地域で分析する場合に必要な標本数は、統計学的には 1,000 あれば足りると言われている。回答数が 1,000 人確保出来るほうが望ましいが、一般的には標本数が 1,000 あればよいと言われている。

# (3)アンケートの回収率

	四日市市	名張市	熊野市	伊賀市	東員町	三重県
回収率	39.9%	47.4%	39.2%	45.9%	41.4%	36.7%

回収率は、どの市町においても 50%を下回っており、このまま低下し続けると、アンケートの有効性に懸念をいだいている。

# 【助言者からのアドバイス】

一般的には回収率が50%を下回っていることも多く、問題はない。

回収率が高い調査は、個人面接聴取法を取っている。地域の人に協力依頼を して回収率を上げている可能性もあり、有効な方法だと考えられる。

インターネット調査は、誰が回答しているか特定しにくいが、特定できる方法を用いると回収率が低下する傾向がある。調査方法によって回収率が異なるが、どの調査方法であってもプライバシーの問題により回収率は年々下がっている。

# (4)設問と選択肢の類型化

設問のタイプ

A:住みやすさ型 (例:住みやすさ、住み続けるか、住みごこち)

B:重要度・満足度型(満足度 5段階評価 例:満足しているか)

C:施策優先度型(選択肢となっている施策から優先順位をつける)

D:事業の実施手法型(特定の取組、事業の実施手法・実施内容の優先順位)

E:住民の生活実態・意識型(移動手段、生涯学習・介護・健康対策等)

#### A:住みやすさ型

多様な行政施策全般に対応し、満足しているか否かを示すものとして使われやすいが、「住みやすさ」は当該自治体の行政施策だけでなく、まちの利便性、医療、雇用、自然や地域の文化、民間の活動、他の自治体の取組などが複合的に影響していることを踏まえるべきである。

#### B: 重要度・満足度型

総合計画に定める 20~50 程度の施策単位をもとに設定している場合が多く、数値目標または施策へのニーズ把握の手法として扱われている。経年推移が重要視されるため、設問は変更しにくい特性がある。

なお、これに類似するものとしては、「 の取組は進んでいると思うか」などの設問があり、本質的にはこれらを含めた類型化が望ましい点を 課題としてあげておく。

# C:施策優先度型

総合計画で定める  $20 \sim 50$  程度の施策のなかから、優先順位をつけるもの。 設問数は、 1 問または  $3 \sim 5$  程度にまとめた政策展開の基本方向毎である ため、少数である。

#### D: 事業の実施手法型

事業のなかで、どのような具体的な取組を実施してほしいか、優先すべきか、どのような取組が重要かなどを具体的に問うもの。具体性があるため、回答者にもわかりやすい、その結果は直接、事業を実施する上で参考になるものと思われる。

なお、このタイプの設問は、経年変化を取っているものばかりではない ため、毎年、或いは2~3年毎に内容が変わっていくものが多い。

例:子育て支援として優先して取り組むべきこと

保育所の整備 地域の見守り 手当の増額 など

E:住民の生活実態・意識型

事業を実施するうえで、有用な住民生活上の実態や意識に関するデータを把握するもの。

このタイプの設問も、[D:事業の実施手法型]と同様、経年変化を取っているものばかりではないため、毎年、或いは2~3年毎にその内容が変わっていくものが多い。

例: 図書館を利用しているか

かかりつけ医はいるか

バスを利用しているか 自治会活動に参加しているか

など

# 設問タイプの設定の比較

		メンバー市町 (5市町)	他府県市等 (15市町)	三重県	他都道府県(10府県)
A 住みやすさ型	設問設定率	80%	6 7 %	有	80%
B 重要度・満足度型	設問設定率	1 0 0 %	8 0 %	有	5 0 %
C 施策優先度型	設問設置率	4 0 %	4 7 %	無	80%
D 事業の実施手法型	設問設定率	4 0 %	6 7 %	無	90%
E 住民の生活実態・ 意識型	設問設定率	80%	9 3 %	有	1 0 0 %

# 設問数の構成比平均

		メンバー市町	他府県市等	三重県	他都道府県
A 住みやすさ型	設問全体比	4 %	5 %	4 %	5 %
B 重要度・満足度型	設問全体比	6 4 %	3 4 %	9 1 %	2 4 %
C 施策優先度型	設問全体比	2 %	1 %		2 %
D 事業の実施手法型	設問全体比	7 %	9 %		9 %
E 住民の生活実態・ 意識型	設問全体比	2 3 %	5 1 %	5 %	60%

### データ

・メンバー市町・県のデータ

別紙 1

・全国市町村の住民アンケート調査

別紙 2

(全国世論調査の現況(平成19年版)に掲載されているもの(15市町)

・都道府県による住民アンケート調査

別紙 3

(行政全般全国世論調査の現況(平成19年版)に掲載されているもの) タイプの有無平均 設問の構成比平均

県内市町や三重県のように、「重要度・満足度」型の設問を設定している自治体では、「事業の実施手法」型や「住民の生活実態・意識」型を実施していない傾向が強い。

# (5)調査データの信頼性

「どちらともいえない」「わからない」の多いデータ

回答結果が、「わからない」「無回答」が多いものは、設問そのものを判断す る知識や関心、利害関係が乏しい住民の多いことを物語っており、果たして住 民一般に聞くことが適切なのか検討する必要がある。

また、「どちらとも言えない」との回答も、二面性のため判断しかねているの か、「わからない」からどちらともいえないのか、解釈には注意が必要である。

# 例:三重県「平成20年度一万人アンケート」 満足度調査

どちらと	もいえない(上位5項目)	わからない(上位5項目)		
50.0	市民活動	30.5	広域交流連携	
48.2	国際化	28.7	技術開発	
43.5	歴史文化遺産	26.5	港の整備	
43.4	保健予防体制	25.6	希少な生物	
42.9	高齢者障害者の社会参加	24.6	過疎地域の振興	

17.6(44項目平均) 11.3(44項目平均)

# 例:三重県「平成20年度一万人アンケート」 重要度調査

どちらと	もいえない(上位5項目)	わからない(上位5項目)		
28.3	港の整備	9.0	港の整備	
24.1	市民活動	6.8	過疎地域の振興	
23.7	文化芸術	6.2	広域交流連携	
23.2	国際化	5.9	技術開発	
21.3	希少な生物	5.7	高等教育機関	

11.4(44項目平均)

2.2(44項目平均)

# (6)設問と選択肢のあり方

回答者の理解と調査実施側の意図が異なっている場合、回答結果を調査実施側が誤って解釈することになるため、説明や選択肢の記載は、回答者の立場に立って、わかりやすく、誤解が少ないものにしていく必要がある。

# ダブルバーレル

一つの設問のなかに、2以上の内容が含まれていること。回答者は2つのうち一つに該当し、他の一つに該当しない場合、該当するとすべきかがわからない。実施側はA・Bの両方が該当していると判断するのは早計である。

# 専門用語

ユニバーサルデザイン、ISO、などのわかりにくい専門用語は、言い換えるか、解説をつけるなどの配慮が必要である。

# 選択肢型

居住年数を聞く場合など、3~5年などと区切った選択肢から選ぶことが多いが、他のアンケート結果と比較して分析する場合を想定すると、回答者に数値を記入していただき、集計する際に区分するほうが望ましい。

# 4.設問及び選択肢の記載内容について

# (1)「住み続けたい」に関する設問の記載内容

	西日市市	名張市	東員町	三重県
1	<u>ぜひ</u> 住み続けた	<u>ずっと</u> 住み続けた	住み続けたい	<u>今の地域に</u> 住み
	いと思う	<b>61</b>		続けたい
2	住み続けたいと	<u>当分の間</u> 住み続け	どちらかといえ	三重県内の別の
	思う	たい	<u>ば</u> 住み続けたい	<u>地域に</u> 住みたい
3	どちらともいえ	名張市内の別の地	どちらともいえ	<u>県外に</u> 住みたい
	ない	区に移りたい	ない	
4	できれば市外に	市外の大都市、も	どちらかといえ	<u>どちらでもよい、</u>
	引っ越したい	しくは大都市周辺	<u>ば</u> 住みたくない	<u>わからない</u>
		<u>の都市へ</u> 移りたい		
5	<u>市外に</u> 引っ越し	市外(4以外)へ	住みたくない	
	たい	移りたい		
6		市外に移る予定が		
		ある		

# (2)施策に関する設問

施策に関する設問は、主体と取組の具体性の二面から整理できる。

「道路整備」を例にとると、市町道だけをいうのか、県道も含むのか、国道は含むのか、農道、林道も入るのか、高速道路が含まれるかなどの道路の管理主体をめぐる整理と、道路整備の意味するところが、道路新設・道路改良・維持管理のどのレベルを指すのかにも注意する必要がある。市道のことを聞いたつもりでも、回答者には、県道と市道の区別がつかない、或いは十分意識していないため県道を含めた認識のもとで回答を行っている可能性がある。

# 道路整備関係

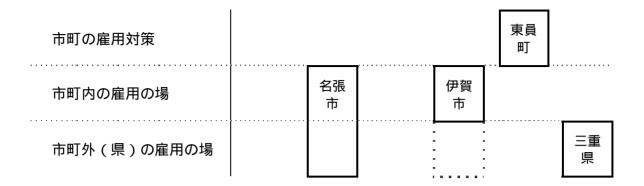
	設問項目	選択肢
四日市市	市内の道路整備状況(安全でスムーズな道路交通を目指して、 主要な骨格をなす幹線道路や生活に身近な道路を整備すると ともに、道路舗装や側溝等を適切に維持管理しています。)	非常に満足~非常に不満 5 段階 + わからない
名張市	市内の道路整備や道路環境について	十分満足~非常に不満 4段階
熊野市	高速道路の早期整備をはじめ、国道など広域幹線道路・県道 の整備促進	良い~悪い 5 段階 + わからない
伊賀市	-	
東員町	町の道路の整備状況について満足していますか。	満足~不満 5段階
三重県	高速交通網(空港、新幹線、高速道路などの高速交通機関が利用しやすくなり、遠くの地域へ短時間で移動できること) 道路の整備(道路が整備され、快適に移動できること)	満足~不満 5 段階 + わからない

# 設問内容の分類

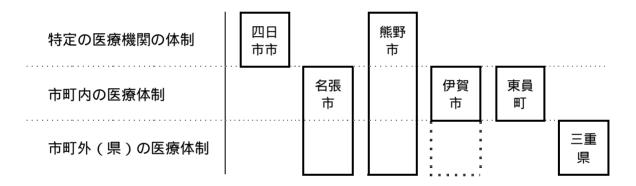
市町道のみ	四日		名張	熊野	東員	三重
市町内の県道、国道含む	 市市	,	市	 市	町	 県
市町外の県道、国道含む						
高速道路網						

点線部分は、回答者が設問項目を読んだとき、含まれていると受けとめる場合が想定される部分

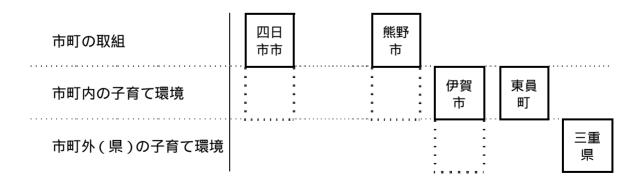
# 雇用に関する設問内容の分類



# 医療体制関係の設問内容の分類

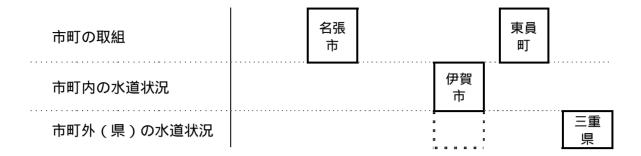


# 子育て環境の設問内容の分類

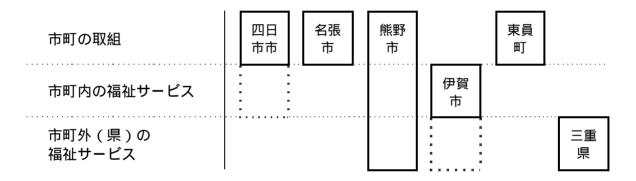


点線部分は、回答者が設問項目を読んだとき、含まれていると受けとめる場合が想定される部分

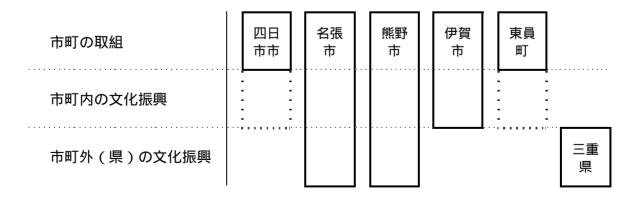
# 水道関係の設問内容の分類



# 福祉サービス関係の設問内容の分類



# 文化・芸術関係の設問内容の分類



点線部分は、回答者が設問項目を読んだとき、含まれていると受けとめる場合が想定される部分

# 5.調査結果の分析方法について

# (1)経年推移

	四日市市	名張市	熊野市	伊賀市	東員町	三重県
アンケート 継続年数	36 年 (昭和 48 年度から 実施)	5年 (平成 16 年度から 実施)	1年 (平成 18 年度に 実施)	1年 (平成 19 年度から 実施)	1年 (平成 20 年度に 実施)	11 年 (調査回 数 9 回)
経年推移 (報告書)	4年	3年	-	-	-	11 年

三重県では、調査開始時は隔年で調査を行っていたため、年数と回数が異なる。

# (2) クロス集計

クロス集計で注意すべき点は、属性によって、分析する場合に標本数が少な くなるものがあることである。

例えば、一般的にアンケートで求めている精度である回答率の誤差を±5% 以下とするためには、分析する属性ごとに400人程度の回答数が必要となる。

県一万人アンケート(平成 20 年度)の結果に即していうと、回答数が 400 未満の 20 歳代(255) 職業別では、農林漁業(189) 建設・不動産業(146) 運輸・通信業(132) 金融・保険業(76) 医療・福祉(213) 教育・保育(158) 公務員(184)学生(33)などのデータの取扱いには十分な注意が必要である。

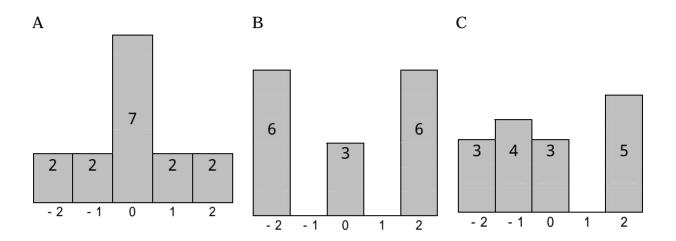
#### 【助言者からのアドバイス】

回答数が少ないものの分析方法として、数が多いものだけ項目を挙げ、少ない項目をまとめた後に分析することは可能である。

# (3)平均値等による分析

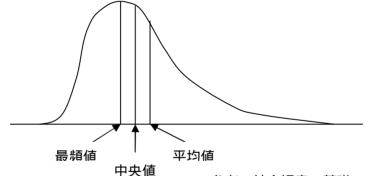
平均値による分析

中心値を 0 に点数化をすると A から C の図にあるような分布の時、平均値が同じになり、意識を把握したことにはならない。



# 分布の散らばり具合による代表値

分布の散らばり具合により、分布の中心的な位置を表す代表値として、平均 値を用いるのか、中央値を用いるのか、最頻値を用いるのかが異なってくる。



(参考:社会調査の基礎-(財)放送大学教育振興会)

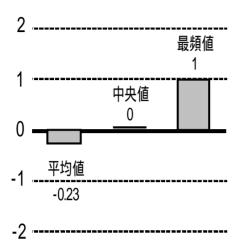
平均値は、最も多く利用されている代表値であるが、分布に歪みがある場合、 影響を受けるため、代表値となっていない場合がある。

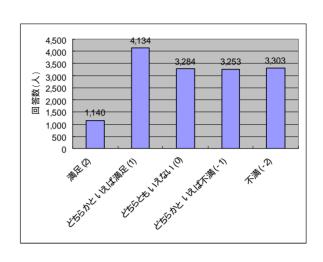
その場合、データの大きさの順に並べてちょうど 50%に対応する中央値を利用する方がよい場合がある。

また、最も度数の大きいデータの値である最頻値にも留意する必要がある。 どの代表値が分布の中心的位置を表す指標としてふさわしいかについては、 分布の状況により異なる。

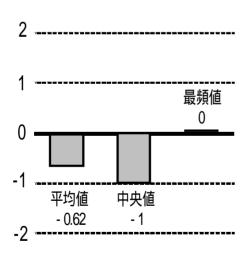
# 《事例》三重県「平成20年度一万人アンケート」

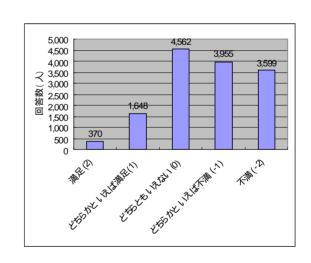
医療体制:満足意識





雇用:満足意識





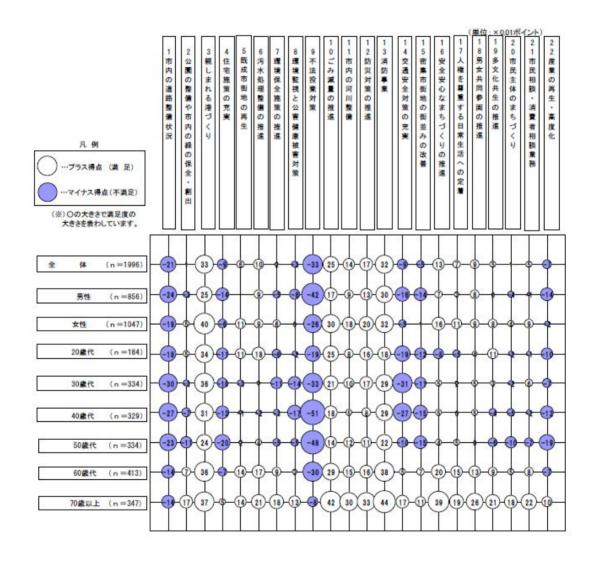
# (4)グラフの追加と工夫

アンケート結果の数字を羅列するだけでは、わかりにくい報告書となる。 そこで、グラフを追加したり、グラフの種類を工夫したりすることで、より わかりやすく、活用しやすい報告書を作成することが大切である。

# 四日市市の例

四日市市では、バブルチャートを活用し、項目毎における性別、年齢別の満 足度、期待度が一目でわかるように工夫をしている。

一 性別、年齢別満足度(45項目)-

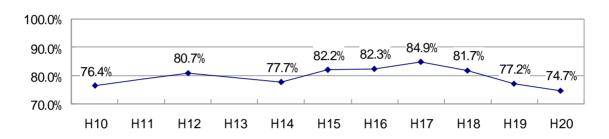


### 三重県の例

従来、三重県では表だけで示していた経年変化について、平成 20 年度からグラフを追加することにより、一目でわかるよう工夫をした。

調査年度	H 10	H12	H 14	H 15	H 16	H 17	H18	H 19	H 20
「住みやすい」と	76.4	80.7	77.7	82.2	82.3	84.9	81.7	77.2	74.7
答えた方の割合	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の回答を合わせたもの)



#### 6.調査結果の活用方法について

#### (1) 行政における活用

アンケート結果は、実施目的に基づき活用するだけでなく、総合計画の策定 や施策を推進する中で広く活用している。

また、アンケート結果を政策に活かすために、議会、職員との情報共有は重要である。

アンケート結果の分析について庁内勉強会を開催するなど、職員間で積極的に情報共有を行う場を設けているところはない。

政策立案に活用することを目的としてアンケートを実施する場合は、関連部 局等と分析勉強会を開催することで、施策への反映を検討することができるの ではないか、と考えられる。

# (2)住民への情報提供

ホームページ掲載はすべての市町で行われている。

津市、四日市市、名張市、三重県では、調査結果の報道資料提供を実施している。報道機関へ資料を提供し新聞記事として掲載されることで、住民への情報提供につながると考えられる。

また、伊賀市では、市民委員会(まちづくり委員会)で結果の報告を行い、 項目毎の目標値を決定することとしており、朝日町では、以前アンケート調査 を実施した際に自治区長会で報告を行っている。

### 7. 住民アンケートにおける市町と県の連携について

# (1)調査の実施における連携

「住みやすさ」に関する項目の連携について

住みやすさに関する設問は、比較的多くの自治体で実施しており、かつ設問 のパターンも限られているため、設問を統一することで、結果を比較すること が容易である。

検討部会メンバーの設問も、「住みやすい」「住み続けたいか」が多数であり、 選択肢が異なる場合があるものの、ある程度の比較検討が可能である。

しかし、設問と選択肢を統一することで、より正確な比較検討が可能となる。

# <モデル設問・選択肢>

# ア)住みやすさ、住みごこち

例:あなたは、《 市、 町、現在お住まいの地域》を住みやすいと思い ますか。

- 1. 住みやすい
- 2 . どちらかといえば住みやすい
- 3. どちらともいえない 4. どちらかといえば住みにくい
- 5. 住みにくい

### イ)住み続けたい

例:あなたは、今後も《 市、 町、現在お住まいの地域》に住み続け たいと思いますか。

- 1.《市内、町内、今の地域》に住み続けたい
- 2.《市内、町内、今の地域》の別の《地区、地域》に住みたい
- 3.《県内の他の市や町、県内の別の地域》に住みたい
- 4. 県外に住みたい
- 5. どちらでもよい

#### 施策に関する項目

施策については、同じ施策に関する設問にも多様な設問がある。これは、調 査実施側の意図、それぞれの総合計画の位置付け、地域の施策の状況、住民と の協働の成果など、地域の特有の事情があることから、すべてを同じ設問にし ていくのは困難である。

但し、それぞれ調査の意図をより的確に表し、回答者の理解を得られるよう な設問によって、正確なデータを把握するためには、比較検討を行い、長所を 取り入れることで設問の改良を加えていくことは極めて有益である。

また、市町と県の相互データや近隣市町のデータを比較することで、設問は 異なるものの、より幅広い視点からのデータの分析や解釈が可能と考えられる。

特に、近隣の市町のデータは、相当程度、他の自治体でも類似の傾向を示す ものと受けとめられる場合があると考えられるし、雇用、公共交通、文化、医 療など、比較的広域的な生活行動圏に関する課題については、近隣市町のデー タが直接他の市町へのニーズを示すものでもあるため、活用できるケースもあ りうると考えられる。

#### 8.今後の展開に向けて

アンケートは、それぞれの事情に合わせた調査を行っているため、市町間や 市町と県間で設問の共通項目を設定することは困難な状況である。

また、担当者の専門知識を高めていくことが大切である。

そこで、アンケート調査の基礎知識を共有することが出来れば、より的確な 調査と分析が可能になると考えられる。

# (1)勉強会または研究会の設置

市町や県が実施しているアンケートの事例研究を行った結果、一口に住民意 識を把握するといってもさまざまな設問があることがわかった。

また、助言者のアドバイス等を受けることで、よりわかりやすいアンケート 調査票の作成や、結果分析について学ぶことができた。

住民アンケートの実施や分析手法について情報共有し、担当者の知識を深め、より的確な住民ニーズの把握に努めるために研究会を設置してはどうか。

# (2)市町と県間、市町間の連携

現在のアンケート調査は、総合計画の数値目標として活用したり、経年変化を把握していたりするため、直ちに設問を変更することは難しい。

引き続き、勉強会又は研究会を開催し自治体間で情報共有しながら、可能なところから連携を進めてはどうか。

#### (3)他の広聴手段との連携

無作為抽出で実施しているアンケート調査と、モニター制で実施しているインターネットアンケートでは直ちに連携することは難しいが、分析の参考として連携して実施する方法を探ることは可能であると考えられる。

市町名	調査名	対象者	設問数						タ1	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚
		対象人数 (回収率・手法)		A:住みやすさ型 <構成比>	B:重要度・満足度 型 <構成比>	C:施策優先度型 <構成比>	D:事業の実施手法型 <構成比>	E:住民の生活実態・ 意識型 <構 成比>		
四日市市	第 35 回市政アン ケート (昭和 48 年度~)	20 歳以上 5,000 人 (39.9%・郵送法)	4 7	住み続けたい (1問) <2%>	満足意識 (45問) <96%>			市職員信頼度 (1問) <2%>	АВ	E
名張市	平成 19 年総合計 画「理想郷プラン」市民意識調査 (平成 16 年度~)	20 歳以上2,025 人(47.0% 郵送法)	5 2	住みごこち 住み続けたい (2問) <4%>	満足度 (9問) <17%>			市民活動の実施、近所 づきあい、市のゴミ処 理の適切性、かかりつ け医、行財政改革 (41問) <79%>	АВ	E
熊野市	平成 18 年度まち づくりアンケー ト	20 歳以上 2,000 人 (39.2%・郵送法)	3 6	住みよいか (3問) <8%>	まちづくりへの評価 (23問) <64%>	重点順位 3/23 将来イメージ 2/11 (2問) <6%>	若者定住、安心できる子 育て環境、高齢者福祉対 策 (3問) <8%>		АВС	DE
伊賀市	平成 19 年度まち づくりアンケー ト (平成 19 年度~)	18 歳以上 80 歳未 満 2,222 人 (45.9%・郵送法)	6 8		健康福祉、生活環境、 教育文化、産業振興、 交流基盤、しくみ (68問) <100%>					D
東員町	平成 20 年まちづ くりアンケート	20 歳以上 2,500 人 (41.4%・郵送法)	7 3	住み続けたいか まちの愛着 暮らしやすさ (6問) <8%>	満足意識 (31問) <42%>	力を入れること 5/41 町の特色 2/12 (2問) <3%>	町で必要な取組(交通手段、行動情報化、消防防災対策、農業振興、商業振興、高齢者対策等) (18問) (25%>	動、コミュニティ活動	АВС	DE
項目の有無				8 0 %	1 0 0 %	4 0 %	4 0 %	8 0 %		
問題数割合				< 4 % >	< 6 4 % >	< 2 % >	< 7 % >	< 2 3 % >		
三重県	一万人アンケー ト (平成 10 年度~)	20 歳以上 10,000 人 (36.7%・郵送法)	9 7	住み続けたい、住 みやすさ (4問) <4%>	重要意識 満足意識 (88問) <91%>	< 0 % >	< 0 % >	認知意識 地域活動 (5問) <5%>	АВ	E

全国の市町村による住民意識調査 (全国世論調査の現況 平成19年度版 内閣府大臣官房政府公報室編から抽出 回収率50%以上のものに限る)

市町村名	(内閣府通し番号)	対象者	設問数			設	問		タイプ
(都道府県)	調査名	対象人数		A:住みやすさ型		C:施策優先度			
		(回収率・手法)		<構成比>	型 <構成比>	型 <構成比>	<構成比>	意識型 <構成比>	
宇都宮市	137 市政に関する		2 5	市の好きか、嫌い			今後受けたい行政サー	火災警報器、利用して	A DE
(福島県)	世論調査	3,391 人		か			ビス、景観づくりで進	いる行政サービス、景	
		(58.5%・郵送法)					めるべきこと、地域活		
				< 1 2 % >			動の促進策<24%>	ツ < 64%>	
行田市	148 行田市民意	20 歳以上	9 5	住みごこち	満足しているか	力をいれてほ	少子化への対策、高齢	地域活動参加状況、	ABCDE
(埼玉県)	識調査	3,000 人		居住意向	(29問)	しいもの 25	化への対策、環境改善、	DVの認知、ごみ分別	
		(56.4%・郵送法)				肢、将来像	景観づくり、産業振興	方法、知りたい情報等	
				< 4 % >	< 4 2 % >	< 2 % >	等 < 14% >	< 3 8 % >	
渋谷区	189 渋谷区民意	20 歳以上	5 9	住み続けたいか	事業に力をいれて		優先して取り組むべき	不快なこと、行政の情	A CDE
(東京都)	識調査	4,000 人			いるか、いれるべき		こと(高齢者の元気、	報源、消費者被害、区	
		(56.1%・郵送法)			か		子育て、安全安心 )	施設の認知	
				< 8 % >	< 5 5 % >		< 1 6 % >	< 2 1 % >	
町田市	212 町田市市民	15 歳以上 80 歳未満	6 2		満足しているか(景			交通手段、かかりつけ	B DE
(東京都)	意識調査	5,000人			観、介護、災害対策)			医、環境配慮、文化に	
		(52.2%・郵送法)			10 段階			触れる機会、こどもと	
					(個別 11 問)			の会話	
					< 2 9 % >			< 7 1 % >	
横浜市	216 横浜市市民	20 歳以上	3 4	住み続けたいか	行政で満足してい	行政が充実す	区役所で充実すべきこ	困っていること、区役	ABCDE
(神奈川県)	市式調査	3,000人		生活に満足か	るもの	べきもの1問	ک	所の利用度、活動参加	
		(74.7%・個別面接法)			1問 40 項目から選	40 項目から選		状況、負担とサービス	
					択	択		水準、子育て	
				< 9 % >	< 6 % >	< 3 % >	< 6 % >	< 7 6 % >	
小田原市	227 小田原市民	18 歳以上市民	6 4		満足・重要				В
(神奈川県)	満足度重要度調査	3,000人			(各32問)				
,		(60.7%・郵送法)			< 1 0 0 % >				
静岡市	270 静岡市市民		4 2				ユニバーサルデザイン	お茶を飲むか、NPO	DE
(静岡県)	意識調査	5,835人					の対策、NPO支援策	活動、川の水の水質、	_
( , )		(52.9%・郵送法)						美術館の評価	
							< 1 0 % >	< 9 0 % >	
可児市	268 市民意識調	16 歳以上市民	8 4	愛着	満足・重要	将来のまち			ABCDE
(岐阜県)	查	3,000人			(各23問)	(3/17)	人との共生	会館の利用、地域活動	
	_	(63.9%・郵送法)					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の参加	
				< 5 % >	< 5 5 % >	< 1 % >	< 9 % >	< 3 0 % >	
	1	1		1 2 , 3 .	1 2 2 79	1	<u> </u>		

市町村名	(内閣府通し番号)	対象者	設問数		<u> </u>	9 問			タ・	イプ
(都道府県)	調査名	対象人数 (回収率・手法)		A:住みやすさ型 <構成比>	B:重要度・満足度 型 <構成比>	C:施策優先度型 <構成比>	D:事業の実施手法型 <構成比>	E:住民の生活実態・ 意識型 <構成比>		
西尾市 (愛知県)	302 市政世論調 査	20 歳以上市民 3,000 人 (60.7%・郵送法)	3 2	住みごこち < 6 % >		力をいれるべき 施策 1問 15 項目か ら選択 < 3%>	サービス	の評価、子育て、 市民病院の評価、情報 機器の利用		C E
小牧市 (愛知県)	303 小牧市市民 意向調査	18 歳以上市民 9,945 人 (57.5%・郵送法)	4 2	住みよいまちか 暮らしたいか < 1 7 % >	施策満足度	満足度重要度の 高い施策を選択	地球温暖化、こどもの 育成、外国籍市民共生、 協働のまちづくり	退職後の生き方、市民 参画、地域活動	A	CDE
稲沢市 (愛知県)	304 第18回市 政世論調査	20 歳以上市民 2,500 人 (65.0%・郵送法)	1 0 8	住みやすいか 住みたいか < 3 % >	満足・重要 (各 20 問)			近隣の生活環境、市制 記念事業、行政経営改 革、消費生活 < 55% >		E
尾張旭市 (愛知県)	309 尾張旭市ま ちづくリアンケー ト		9 6	住みよいか	満足(各28問)			市の愛着、生涯学習、 清掃、散歩等の状況、 公共交通利用、災害備 え	АВ	E
吹田市 (大阪府)	330 吹田市民意識調査	18 歳以上 85 歳未満 2,823 人 (57.8%・郵送法)	1 2 8	< 6 % > 住み続けたいか ふるさとか < 2 % >	<ul><li>&lt;30%&gt;</li><li>満足やや抽象</li><li>(18問)</li><li>満足やや具体</li><li>(16問)</li><li>&lt;4%&gt;</li></ul>	力を入れるべき か(7問) <5%>		<pre></pre>	АВ	C E
西宮市 (兵庫県)	342 西宮市市民意識調査	20 歳以上市民 5,000 人 (54.4%・郵送法)	1 1 0		満足・重要 (各 46 問) < 8 4 % >			生涯学習の状況、公共 交通への満足、平和、 災害の備え < 16%>	В	E
久留米市 (福岡県)	391 第 30 回久留 米市民意識調査	20 歳以上市民 3,300 人 (92.2%・郵送法)	1 4 9		満足・重要 (各 33 問) < 4 4 % >	力をいれるべき 施策 1問 33 項目か ら選択 < 1%>	犯罪防止 < 2 % >	地域活動、飲酒等の実態、食生活、環境配慮等の生活傾向、福祉の関心 < 53% >	В	CDE
項目の有無				6 7 %	8 0 %	4 7 %	6 7 %	9 3 %		
問題数割合				5 %	3 4 %	1 %	9 %	5 1 %		
					•		-			

都道府県による住民意識調査 (全国世論調査の現況 平成19年度版 内閣府大臣官房政府公報室編 回収率50%以上のもの)

即旭州宗によ	る住民意識調査			19年浸版 内阁所入日	卫吕房以付公牧至常	偏 回収率50%以上のもの)			
都道府県名	(内閣府資料	対象者	設問数			設	問		タイプ
	通し番号)	対象人数		A:住みやすさ型	B:重要度・満	C:施策優先度型	D:事業の実施手法型	E:住民の生活実態・意識型	
	調査名	(回収率・手法)			足度型				
				<構成比>	<構成比>	<構成比>	<構成比>	<構成比>	
岩手県	27 県の施策	20 才以上5,000 人	162	生活全般	満足・重要	力をいれるべき施策	県の 21 取組の今後の	県の21 取組の認知度	ABCDE
	に関する県民	(63.0%・郵送法)			(各59問)	1問17項目から選択	方向		
	意識調査			< 1 % >	< 7 3 % >	< 1 % >			
秋田県		20 才以上4,000 人	8 1			力をいれるべき施策	21 項目の取組方向、県	21 項目毎に達成度	CDE
	年度県民意識	(55.2%・郵送法)				1問21項目から選択	民運動、道州制		
	調査					< 1 % >		< 7 3 % >	
埼玉県		20 才以上3,000 人		暮らし向き		力をいれるべき施策	外国人共生	運動・文化活動実態、食の安全、団	A CDE
	世論調査	(65.3%・個別面接				1問21項目から選択		塊の世代	
- 1		聴取)		< 15%>		< 6 % >			
富山県		20 才以上1,200 人			満足	力をいれるべき施策		犯罪への不安、文化鑑賞、地域活動	BCDE
	調査	(89.3%・個別面接			(57問)	1問57項目から選択	等の意識、地域活動		
‡4.001E	E4 ====+4 =	聴取)	4 -	昔こしたと かって	< 7 2 % >		< 3 % >	< 2 4 % >	A D C D =
静岡県			4 7	暮らし向き、悩み不	満足と理由	力をいれるべき施策	豊かな森林、広聴	県政関心、地域活動、森林機能、食	ABCDE
	年度県政世論	(53.6%・郵送法)		安	(5問)	1問34項目から選択	4.0/	. 5 5 0/ >	
₩ KDIE	調査	00	4.0	(6%)		< 2 % >			A E
愛知県		20 才以上3,000 人	1 9	県民として意識する場合			交通事故防止	交通安全、住宅用火災警報機の設置のは、対策のでは、対策のである。	' '   -
	調査	(50.9%・郵送法)		る頻度と理由			. 1.00/	置、健康長寿、がん対策、スポーツ	
· · · · · · · · · · · · · ·	64 洗恕目证	20 才以上3,000 人	8 6	愛着 < 16% >   住み続けたい	満足	   力をいれるべき施策	< 1 0 % >   広報・広聴活動 、防	- 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ABCDE
滋賀県		·	00	注の統則 / たい					
	世論調査	(55.0%・郵送法)			(51問)	1問51項目から選択	災対策	循環型社会、市街地活性化と大型店のあり方、DV、地震、都市と地方	
				< 1%>	< 5 9 % >	< 106 >	< 3 % >		
大阪府	66 亚战 1 8	20 국가 는 2 000 7	4.6	住民としての誇り		望ましい姿 11 項目から選		大阪の未来、イメージ、魅力、府政	A CDE
נועטוע	年度府民意識		70			択、力を入れる施策 29項目		関心、府政期待、府政の進め方、府	,
	一件反形 氏忌職 調査					から選択、人口減少・少子高		民の意見の反映度、大阪の状況、食	
	HI-J-D-					齢化社会で重要な取組 16		の安全安心、スポーツ活動、犯罪被	
				< 2 % >		項目から選択 < 7% >	< 4 % >		
兵庫県	72 美しい丘	20 才以上5,000 人	7 1	住んでいる家に満		200 200 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1707	健康づくり、外国人との交流、老後、	A E
7 (1-7)	庫指標県民意	· ·		足か、自分らしい暮				災害対策、芸術等生活実態	
	識調査			らし方、地域への誇					
				リや愛着 < 6%>				< 9 4 % >	
宮崎県	89 県民意識	20 才以上3,500 人	4 9	住居に満足か	医療体制	力をいれるべき施策	施策中優先するもの		A CDE
	調査	(57.3%・郵送法)				1問12項目から選択	12 問約 10 肢	がり	
				< 2 % >	< 2 % >	< 2 % >	< 2 4 % >	< 6 9 % >	
項目の有無				8 0 %	5 0 %	80%	90%	100%	
問題数割合				5 %	2 4 %	2 %	9 %	6 0 %	

# 新地方公会計制度検討部会

# 検討部会設置の目的

公会計の整備については、平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」において、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形として、地方公共団体及び関連団体等を含む連結ベースで、取り組むことが求められているところであります。さらに、地方公共団体の財政運営に対する住民の関心が高まりつつある状況を受けて、県と県内市町との協働によって検討部会を設置し、貸借対照表等の財務諸表の作成にかかる実証的検証やその他諸課題について検討を行います。

検討部会メンバー 24 名(市町19名、県5名) 部会長 副部会長

市	町	県
津市/財政課(2名)	四日市市/財政経営課	政策部市町行財政 室(5名)
伊勢市/財政課	松阪市/財務課	
桑名市/財政課	鈴鹿市/財政課	
名張市/財政経営室	尾鷲市 / 市長公室	
亀山市/財務室	鳥羽市 / 企画財政課	
熊野市 / 市長公室	いなべ市 / 政策課	
志摩市/財政課	伊賀市/財政課(2名)	
東員町 / 総務課	大台町/財政調整課	
南伊勢町 / 行政経営課		

事務局 三重県政策部市町行財政室

# 検討事項

公会計モデルの研究

・総務省主催の研究会で示された「総務省方式改訂モデル」を主とした公 会計モデルの研究

資産評価の実証的検証

・ 資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方の検証

その他

- ・未作成団体に対する整備促進のあり方の検討
- ・予算編成、決算分析への活用のあり方の検討

# 開催実績

(平成19年度)

- 第1回[6/7]・検討部会の趣旨等について
  - ・検討部会の今後の進め方について
- 第2回[8/3] ・ワーキンググループ(WG)の設置について
  - ・新地方公会計制度実務研究会の報告書(検討案)の概略 について
  - ・検討部会の取組方向等について
- 第3回[11/5]・ワーキンググループによる検討結果の報告
  - ・貸借対照表等未作成団体に対する整備促進のあり方に ついて
  - ・庁内の協力体制のあり方、一部事務組合等他団体への 働きかけのあり方等について
- 第4回[3/12] ・ワーキンググループによる検討結果の報告
  - ・松阪市における貸借対照表(普通会計ベース)試作に係 る諸課題の検討結果について

(平成20年度)

- 第5回[4/30] ・「新地方公会計制度検討部会」平成20年度運営方針に ついて
  - ・<中間取りまとめ>の策定について
  - ・平成20年度「新地方公会計制度検討部会」スケジュールについて
- 第6回[10/21]・ワーキンググループによる検討結果の報告ついて
- 第7回[1/27] ・最終報告(案)について

### 《講演会の開催》

(平成19年度)

第1回[9/4] 「地方公会計改革セミナー」の開催

・「地方公会計制度の意義とその概要」

講師:総務省自治財政局財務調査課 稲原課長補佐

・「体系としての公会計改革 ~浜松市の取り組み~」

講師:浜松市財務部財政課 金原主幹

(平成20年度)

第2回[6/16] 「地方公会計改革セミナー」の開催

・「新地方公会計の整備手法と活用の方向」

講師:監査法人トーマツ 公認会計士 林 伸一

# 《財務諸表作成ワーキング・グループ》

(平成19年度)

第1回[9/6] 売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討

第2回[10/4] 回収不能見込額の算定方法等の検討

第3回[2/21] 新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検 討部会 中間報告書【素案】の検討

(平成20年度)

第4回[7/10] 貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討

第5回[8/28] 普通会計ベース4表の試作及び諸課題の検討

第6回[10/6] 連結財務諸表作成の諸課題の検討

第7回[12/8] 連結財務諸表作成の諸課題の検討

# 《活用方策等検討ワーキング・グループ》

(平成20年度)

第1回[6/26] 新地方公会計制度の活用方策について

第2回[7/29] 活用方策の全体イメージについて

第3回[9/9] 公表項目と財務分析について

第4回[10/15] 報告書(素案)の検討について

第5回[11/20] 報告書(原案)の検討について

# ■検討内容及び検討結果

1 地方公会計改革セミナーの開催

監査法人トーマツの公認会計士を講師として招聘し、新地方公会計制度の整備手法と活用の方向をテーマに講演会を実施し、当該制度の活用方策等、 今後の取り組むべき方向について理解を深めました。

2 活用方策等に係るWGの設置

(メンバー:市町6名、県2名 事務局:三重県政策部市町行財政室) 財務書類のわかりやすい公表方法の検討

新公会計整備に基づき作成された貸借対照表等の財務書類を住民にわかりやすく、効果的に情報提供する方法について、県内各市町が取り組むための標準的なモデルについて検討しました。

財務書類分析の行政経営への活用にかかる検討

財務書類を予算編成や資産管理等の行政経営のツールとして活用する方法や可能性について検討し、市町への新公会計の導入のメリットについて考え方を整理しました。

3 普通会計財務諸表4表の試作

貸借対照表の未収金等回収不能見込額、資産評価の方法等について、市町が取り組むときの標準的な考え方を整理するとともに、その考え方に基づいた普通会計の財務諸表4表のモデル的な試作に取り組みました。

# 今後の予定

- 1 平成19~20年度の2年間の検討をとりまとめ、県内各市町の取組に 役立つような「報告書」を策定します。
- 2 「報告書」に基づいて、新公会計制度おける財務書類の作成方法や活用 方法を県内各市町へ情報提供し、各市町における新公会計制度導入の一助 となるよう取り組んでいきます。

# 新しい地方公会計制度の整備に向けて~発生主義会計に基づく財務書類の作成と活用

# 1 背景

- ・夕張市の財政破綻を契機とした地方財政に対する住民の関心の高まり。
- ・地方分権の進展に伴う地方公共団体それぞれに説明責任。
- ・国の資産・債務改革に取り組みに合わせた行政改革推進法に基づく地方に おける積極的な取組要請。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立による公会計制度等地 方財務の透明化の方向。
- ・積極的に公会計整備に取り組む団体の全国的な増加。

# 2 意義

- ・現金主義による会計処理の補完 見えにくいコスト(将来の退職手当支給見込額、減価償却費等)を表す。 ストック情報(資産と負債)を表す。
- ・公社・第三セクター等を含めた団体全体の財政状況を明示
- ・予算編成や政策評価への活用
- ・事業別、施設別にバランスシートや行政コスト計算書を作成することにより、既存施設にあっては使用料改定や管理運営手法の見直しの検討資料として活用することができる。

# 3 現状と課題

平成20年3月31日現在

	三重県	全国(指定都市除く市区町村)		
作成済	18団体(13市、5町)	1,047団体		
I F IJ X //A	【62.1%】	【58.2%】		
基準モデル	-	2 団体		
総務省方式	1日休 (1 主)	4.2.日休		
改訂モデル	1団体 (1市)	4 3 団体		
総務省方式	17団体(12市、5町)	9 8 0 団体		
(現行)	17四体(1210、5両)			
その他	-	2 2 団体		
<i>作</i> 式中	1団体 (1町)	2 3 2 団体		
作成中	【3.4%】	【12.9%】		
未作成	10団体(1市、9町)	5 2 0 団体		
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	[34.5%]	【28.9%】		

上記のように県内市町の整備状況は、全国状況と比べ進捗が少し遅れていることから、取組の強化が課題となっている。



- 4 検討内容
- ・地方公会計改革セミナーの開催
- ・財務書類の作成等

売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討 回収不能見込額の算定に係る検討

松阪市における貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討 普通会計財務諸表4表の試作

・新公会計制度改革の活用方策 財務書類のわかりやすい公表方法の検討 行政経営への活用にかかる検討



# 5 目標

自治体の資産・債務改革等に資するツールの整備

- ・アカウンタビリティ(説明責任)の充実 財務書類の作成・公表 わかりやすい情報提供
- ・行政経営の支援 的確な財務分析の実施



6 今後の方向

連結財務諸表4表シートの試作

資産・債務評価の一層の推進

事業別コスト計算等、財務分析手法のさらなる改善 段階的かつ継続的な公会計の整備の推進

# (はじめに)

総務省は平成18年8月に、総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(いわゆる「地方行革新指針」)を発出し、公会計整備に関して、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形として、地方公共団体単体及び関連団体等を含む連結ベースでの作成に取り組むことを各地方公共団体に要請している。

本県では、県内市町の有志職員とともに、昨年度、「新地方公会計制度検討部会」を立ち上げ、総務省の提案した公会計モデルを中心に研究を行い、県内29市町における取組が進展するよう財務諸表作成の検証結果の報告や参考となる資料を提供することを目標に議論を重ねてきたところである。

この報告書は、県内29市町が公会計整備に取りかかるきっかけとなるよう、本検討部会が発足して以降、これまでに研究、検討を行ってきた事項を中心に取りまとめたものであり、各団体における公会計整備の取組に十分活用していただくことを希望するものである。

# 第1章 総 括

基本的事項

### 1 公会計整備の取組の現状

(1)全国におけるこれまでの取組(平成12年以降)

平成12年3月 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書 普通会計バランスシートの作成モデル公表(いわゆる「総務省方式」)

平成 13 年 3 月 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書 行政コスト計算書、団体全体のバランスシートの作成モデルを公表

平成 17 年 9 月 「地方公共団体の連結バランスシート (試案)」

公社・第三セクター等を含めた連結バランスシート作成モデルを公表

平成 18 年 5 月 「新地方公会計制度研究会」報告書

平成 18 年 8 月 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」 取組状況や団体規模に応じ、3(5)年後までに4表の整備・公表を要請

平成 19 年 10 月 「公会計の整備推進について」総務省自治財政局長通知 「新地方公会計制度実務研究会」報告書

4表の作成要領等を公表

その後、「Q&A」、「作業用ワークシート」、「各種実務手引」など公表

# (2) 三重県における取組の現状(平成20年3月31日現在)

平成18年度決算の財務諸表に係る作成状況は以下のとおりである。なお、【】 内は全団体に占める割合を示している。

作成済	18団体(13市、5町)【62.1%】
基準モデル	-
総務省方式 改訂モデル	1団体(1市) いなべ市

【現行】 総務省方式	17団体(12市、5町) 津市(BS)、四日市市(BS、CR、CF)、松阪市(BS、CR)、桑名市(BS、CR、CF)、 鈴鹿市(BS、CR)、名張市(BS、CR)、尾鷲市(BS)、亀山市(BS、CR)、鳥羽市 (BS)、熊野市(BS、CR)、志摩市(BS、CR)、伊賀市(BS、CR、CF)、東員町(BS)、 多気町(BS、CR、CF)、明和町(BS)、大台町(BS)、度会町(BS、CR)
その他	-
作成中	1団体(1町)【3.4%】
未作成	10団体(1市、9町)【34.5%】

BS=貸借対照表、CR=行政コスト計算書、NAS=純資産変動計算書、CF=資金収支計算書

### 2 公会計整備の背景及び意義

#### (1)背景

- ア 夕張市の財政破綻を契機とし、地方財政に対する住民の関心が高まっている。
- イ 地方分権の進展に伴い、地方公共団体それぞれに説明責任が生じている。
- ウ 国は債務の増大を圧縮する観点から資産・債務改革に取り組んでおり、行政改 革推進法で地方も同様の取組が求められている。
- エ 財政健全化法の成立に伴い、会計制度等地方財務の透明化が求められている。
- オ 東京都や浜松市など積極的に公会計整備に取り組む団体が増加している。

#### (2)意義

- ア 現金主義による会計処理の補完
  - a 見えにくいコスト(将来の退職手当支給見込額、減価償却費等)を表す。
  - b ストック情報(資産と負債)を表す。
- イ 公社・第三セクター等を含めた団体全体の財政状況を明示
- ウ 予算編成や政策評価への活用

事業別、施設別にバランスシートや行政コスト計算書を作成することにより、 既存施設の使用料改定や管理運営手法の見直し、また、施設を新設する際の事業 規模や整備方法の検討資料として活用することができる。

さらに、将来的には団体間における類似施設の比較も可能となる。

# 3 本報告書の基本的考え方

# (1)目的

- ア 住民に対してわかりやすい財政情報の開示のあり方を提案
- イ 県内 2 9 市町のすべてが、平成 21 年度ないし平成 23 年度までに作成・公表できるようなモデルを提案
- ウ 中長期的な財政運営に資するよう予算・決算における活用のあり方を提案

# (2)検討の基本的方向

当検討部会では以下の理由により「総務省方式改訂モデル」を検討の基礎とし、報告を行うこととする。

### (理由)

固定資産の評価について、各市町の取組の現状から、現段階ではすべての固定資産の評価を要請することが困難であること。

基準モデルの導入については、システム開発費などの初期コストが相当程度かかるため、費用対効果の観点から一律に推奨できるものでないこと。

ただし、「総務省方式改訂モデル」は各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を

考慮し、決算統計情報を活用して作成することを認めているモデルであるため、公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題がある。このことから、公有財産等の計上については、基準モデルの概念に近づくよう段階的に精緻化していくことが望ましく、今後の検討課題としていくべきであると考える。

# (3)活用方策

# ア 開示資料として

決算統計と比べ、一覧性のある財務情報書類として、住民に対して開示する意義 は大きい。今後はよりわかりやすい資料として工夫していく必要がある。

- イ 財政運営の判断資料として
  - a 事業別・施設別にバランスシート及び行政コスト計算書を作成し、施設の適切な料金設定の検討資料とすることが考えられる。
  - b 予算編成、行政評価への活用については、PDCAサイクルに基づく決算状況の予算編成等への活用がこれまで以上に重要になってきており、施設別バランスシート等を財政運営に関する判断のための資料とすることが考えられる。

また、住民1人あたりバランスシートや住民1人あたり行政コスト計算書を 作成し、類似団体等と比較することにより、当該団体における施策の方向とし て投資を推進していくべきか負債を圧縮していくべきかなどといった判断のた めの資料にも活用することが考えられる。

# **4 作業スケジュール** (標準的な作業スケジュール)

	人口3万人以上の市	人口3万人未満の市、町
19 年度	現行総務省方式に基づくバランスシート	現行総務省方式に基づくバランスシート
~	を作成していない団体は、まずはそれを	を作成していない団体は、まずはそれを
20 年度	整備	整備
	国の報告書の研究	国の報告書の研究
	売却可能資産の洗い出し、評価に係る作	売却可能資産の洗い出し、評価に係る作
	業の開始	業の開始
	新方式に基づく普通会計 4 表の試作 (19	
	年度決算ベース)	
	連結4表作成に向けた準備	
	・連結範囲の確定(第三セクター等)	
	・過年度決算書等の入手	
	・法非適の公営企業の資産積み上げ	
	(過去の決算統計から)	
	・連結4表の試作	
21 年度	団体単体 4 表の作成(20 年度決算ベース)	新方式に基づく普通会計4表の試作(20
	連結4表の作成(20年度決算ベース)	年度決算ベース)
22 年度		連結4表作成に向けた準備
		・連結範囲の確定(第三セクター等)
		・過年度決算書等の入手
		・法非適の公営企業の資産積み上げ
		(過去の決算統計から)
		・連結4表の試作
23 年度		団体単体4表の作成(22年度決算ベース)
		連結4表の作成(22年度決算ベース)

#### (注)・総務省方式改訂モデルを想定

・標準的なスケジュールであり、できる限り早期に整備することが望ましい。

# 検討部会の取組

#### 1 検討部会の概要

(1)設置の目的

地方公共団体の財政運営に対する住民の関心が高まりつつある状況を受けて、 貸借対照表等の財務諸表の作成にかかる実証的検証やその他諸課題について検討 を行うことを目的としている。

#### (2)検討事項

- ア 公会計モデル (「総務省方式改訂モデル」) の研究
- イ 資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方を検証
- ウ 未作成団体に対する整備促進及び予算編成・決算分析への活用のあり方の検討
- (3) メンバー 部会長:県(政策部市町行財政室) 副部会長:大台町(財政調整課)
  - ・市町職員 19名(14市3町) ・県職員 5名 <u>計 24名</u> (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、 いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、大台町、南伊勢町)

#### 2 開催実績

- (1)検討部会 7回開催(H19年度-4回、H20年度-3回)
- (2)講演会(「地方公会計改革セミナー」) 2回(H19年度 1回、H20年度 1回) 第1回 「地方公会計制度の意義とその概要」ほか 第2回 「新地方公会計の整備手法と活用の方向」
- (3)ワーキング・グループ
  - ア「財務書類作成ワーキング・グループ」 7回開催(H19年度 3回、H20年度 4回) 新地方公会計制度における財務諸表4表を作成するにあたり、実務担当者に よる具体的作業(課題検討、集計作業等)を行う。なお、「松阪市」を研究・検 討の題材提供の対象団体として選定。
  - イ「活用方策等検討ワーキング・グループ」 5回開催(H20年度 5回) 財務書類の活用方策のあり方や、わかりやすい公表方法などについての検討 を中心に活動を行う。
- (4) 一部事務組合等に対する説明会の開催 3回開催(H19年度-3回)

#### 3 検討内容及び検討結果等

【平成19年度】

(1)新地方公会計制度実務研究会報告書(検討案)の概略検討 総務省方式改訂モデルと現行総務省方式との比較を行い、総務省方式改訂モデルの 作成のポイントとなる点について検討。

# (2)地方公会計改革セミナーの開催

総務省職員並びに浜松市職員を講師として招聘し、地方公会計制度の理論と実践を テーマに講演会を実施し、当該制度の内容及び今後の取り組むべき方向について理解 を深めた。

- (3)ワーキング・グループにおける検討
  - ア 売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討 売却可能資産の範囲、洗い出しの方針、評価手法について、それぞれ検討を重ね、

県内各市町が取り組むための方向性を示す指針を策定した。

#### イ 回収不能見込額の算定に係る検討

債権に係る回収不能見込額の算定に関して、各メンバーが属する市町の現状を踏まえながら、回収不能額の見込み方について一定の方向性を見いだしたが、標準的な考え方をまとめるには到らなかったことから今後さらに検討を加える必要がある。

ウ 松阪市における貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討 モデル団体である松阪市において普通会計ベースの18年度版貸借対照表を試作 するにあたり、作成上問題となった事項について、メンバー間で議論し、概ね解決 することができた。

# (4)一部事務組合等に対する説明会の開催

各市町の財務諸表において一部事務組合等の財務情報を連結する作業に協力して もらうため、一部事務組合等の経理担当職員に対して公会計制度及び貸借対照表の作 成方法等に関する説明会を県内3会場に分けて実施し、財務諸表の作成に関して一部 事務組合等と構成市町との連携強化を図った。

# 【平成20年度】

### (1)地方公会計改革セミナーの開催

監査法人トーマツの公認会計士を講師として招聘し、新地方公会計年度の整備手法と活用の方向をテーマに講演会を実施し、当該制度の活用方策等、今後の取り組むべき方向について理解を深めた。

# (2)活用方策等検討ワーキング・グループの設置

財務書類のわかりやすい公表方法の検討

新公会計整備に基づき作成された貸借対照表等の財務書類を住民にわかりやすく、効果的に情報提供する方法について、県内各市町が取り組むための標準的なモデルについて検討を行った。

財務書類分析の行政経営への活用にかかる検討

財務書類を予算編成や資産管理等の行政経営のツールとして活用する方法や可能性について検討し、市町への新公会計の導入のメリットについて考え方を整理した。

#### (3)普通会計財務諸表4表の試作

貸借対照表の未収金等回収不能見込額、資産評価の方法等について、市町が取り組むときの標準的な考え方を整理するとともに、その考え方に基づいた普通会計の財務諸表4表のモデル的な試作に取り組んだ。

- 第2章 新地方公会計制度研究会報告書の概要( 国作成の報告書の概要のため省略)
- 第3章 新地方公会計制度実務研究会報告書の概要( 国作成の報告書の概要のため省略)

# 第4章 総務省方式改訂モデルによる財務書類の作成要領

#### 一般的事項

#### 1 公会計の段階的整備

#### (1)総務省方式改訂モデルの特徴

- ア 財務書類作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、当面の間、公有財産台帳や個々の複式記帳によらず既存の決算統計情報等を活用して作成することを認めたモデルである。その結果、早期の財務情報の開示と、公有財産の整備財源情報など有用な情報開示が可能となる。
- イ 公有財産台帳や未収金・貸付金の評価情報などの段階的かつ計画的な整備により、より精緻な財務情報の作成・公表へ向けて進化することをあらかじめ意図したモデルである。

#### (2)公共資産情報の段階的整備

#### ア 基本的考え方

まずは売却可能資産に関する台帳を整備して売却可能価額による評価を行い、その後、順次範囲を広げていくことができる。

# 【資産・債務の適切な管理】

・ 資産台帳の整備に関しては、段階的に整備することとなるが、スケジュール をしっかりと持つことが重要である。また、財務書類の作成にあたっては、 財政担当や管財担当だけが関わるのではなく、全庁的な取り組みにしていく ことが重要である。

### 【段階的資産情報の整備スケジュール例】

平成 19~20 年度:売却可能資産の洗い出し・台帳整備及び評価 平成 20~21 年度:売却可能資産以外の土地の台帳整備及び評価 平成 21 年度以降(段階的に):建物・構築物・物品・インフラ資産等の台帳 整備及び評価

#### イ 段階的整備の処理概要

- a 売却可能資産を新たに認識し、当該資産が有形固定資産勘定に計上されている場合には、有形固定資産から売却可能資産に振り替える。
- b 売却可能資産の取得価額が不明な場合、段階的整備時の売却可能価額をもって 有形固定資産に計上されていたとみなして処理する。
- c 有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記し、段階的整備の状況 を附属明細書で明示する。

#### ウ 段階的に整備された資産台帳の貸借対照表への反映方法

- a 資産価額を決算統計上の金額から再調達価額等へ置き換えた場合、決算統計 で積み上げた財源内訳を修正せず、差額は「資産評価差額」に計上する。
- b 段階的整備の中で一部の個別資産に係る財源内訳が正確に把握できた場合、固 定資産台帳上はそのとおりの財源を記録するが、他のすべての資産の財源内訳が 判明するまでは、貸借対照表上は資産評価差額以外の資産形成財源は修正しない。

#### (3) その他の資産情報の段階的整備

ア 投資及び出資金、貸付金等

現物確認等を改めて実施し、台帳の数量及び金額との一致を確かめるなど台帳整備を厳格に行うとともに、附属明細書においてその内訳を明示する。

### イ 未収金(回収不能額)

原則は債務者ごとの対応が効率的かつ効果的である。なお、個人情報の管理に は留意する必要があるものの、財務書類の作成に必要な情報のみを集約すること は差し支えないものと考えられている。

なお簡便手法として、当分の間、債務者ごとの回収可能性を判断することに代えて、「地方税」、「保険料」などの項目別に過去5年間の平均回収率などを用いて回収可能額を算定することもできる。ただし、この場合は、段階的に精緻化していくことが必要である。

### 2 適用初年度の取扱い

### (1)原則

総務省方式改訂モデルの適用初年度においては、前年度の貸借対照表を作成し、 期首純資産残高を算定する。

### (2) 例外

既に前年度の貸借対照表を現行総務省方式で作成しており、総務省方式改訂モデルを適用して作成する貸借対照表との相違が重要でない場合は、耐用年数の変更による有形固定資産残高、国県支出金残高の修正を除き、既に作成している貸借対照表の数値をもって期首純資産残高を算定しても差し支えない。

普通会計に係る財務書類の作成要領(ワーキング・グループにおける主な検討内容)

- 1 売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討
  - (1)売却可能資産の範囲については、原則は国の基準どおりとするが、簡便手法として山林を除く普通財産としてはどうか。また、国の基準にある「用途廃止決定済みの行政財産」については、ほとんどの団体で例がないのではないか。
  - (2)売却可能資産の洗い出しについては、多くの団体で公有財産台帳の整備が進んでいないので、徐々に行うことになるのではないか。
  - (3)評価手法のうち、土地については、可能であれば固定資産税上の路線価を用いて 算出し、物件数が多い場合などは固定資産税評価額を用いて算出してはどうか。
  - (4)建物については、国の基準モデルどおりの算定方法でよいのではないか。

#### 2 回収不能見込額の算定に係る検討

- (1)全国的に不納欠損処理していない貸付金については、回収不能見込額を算定しな くてもよいのではないか。
- (2)長期延滞債権の回収不能見込額の算定について、個別に算定するとなると徴収事 務担当課との調整が必要であり難しい面がある。このため、できれば一定の算定ル ールを決めれば、やり易くなるのではないか。
- (3)国の基準を踏まえつつ、一定の算定ルールを決めることができるかどうかも含めて今後さらに検討する必要がある。
- 3 松阪市における貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討
  - (1)昭和43年以前の資産のうち重要なものの資産計上については、ワーキンググループでの定義付けは難しいが、判断基準となる金額や面積の例示を報告書に記載するとともに、松阪市試案の記載について検討した。

- (2)回収不能見込額の算定ルールについて、国の作成要領等に算定例が示されているが、実際には各団体により状況が異なるため統一した算定ルールを定めることは難しい。このため、中間とりまとめで示した考え方を整理した。
- (3)長期延滞債権の範囲について、国の作成要領では「当該債権者に対するすべて の債権を長期延滞債権勘定に振り替えるものとする」とあるが、すべての滞納事 案を歳入科目を超えて名寄せすることは電算システムの問題や個人情報の問題が あり難しい。

### 4.連結対象団体(会計)との協議

- (1)各市町においては、連結財務書類を作成する場合、連結対象団体の財務書類が 必要となることから、連結対象団体(会計)に対し平成19年度決算に係る財務 書類の作成を依頼する必要がある。
- (2)複数の市町等が加入する一部事務組合・広域連合等については、財務書類の数値を構成市町等の負担割合により按分する必要があるため、この負担割合について構成市町等において協議し決定する必要がある。
- (3)各一部事務組合及び広域連合に対しては、県より財務書類の作成等について通知を行う。

### 第5章 新公会計制度改革の活用方策

自治体の財務書類の分析・活用の意義

発生主義の考え方や複式の財務書類の作成処理を通じて、これまで不足して いた、あるいは曖昧であった情報を取得できる。

財務情報を整理・分析して、客観的な評価を実施できる。

住民に対して説明責任を果たすとともに、今後の財政運営や事務事業の見直しといった行政経営に活用できる。

これらの点を踏まえて、最終的には、自治体が自己の財務情報を詳細かつ正確に把握することにより、より効率的、効果的な行財政運営につなげ、より品質の高い行政サービスを住民に提供できるようになることが重要であり、ひいては、コスト意識の向上といった職員意識改革につながることも期待できる。

#### 公会計制度改革で新たに把握できる財務情報

これまでの自治体の公会計は、経常収支比率や実質収支比率など現金収支にかかる過去情報を中心とした財政指標だけで、資産や負債などのストック情報の不足や、事業に要した正確なコストを把握しにくいこと、さらにすべての会計、外郭団体との連結決算が行われていないなどいくつかの欠点がある。公会計を複式簿記・発生主義化することにより、新たに把握できる財務情報として期待できる主なものは下記のとおりである。

### 現金主義による会計処理の補完

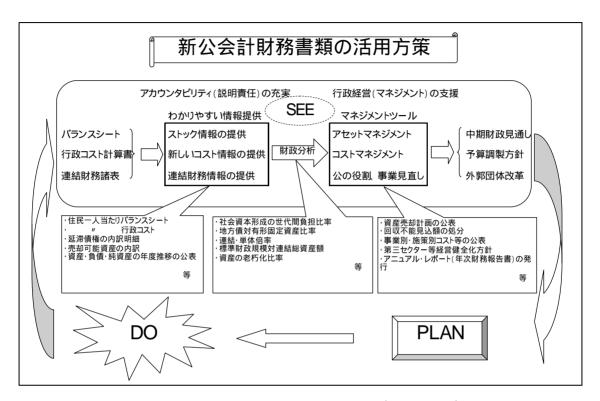
減価償却費や退職手当引当金等見えにくいコスト情報 評価資産や回収不能見込資産等の正確なストック情報

公社、第3セクター等との連結会計の整備による自治体の全体的な財務状況 予算時の計画評価と決算時の業績評価との比較

社会資本形成の世代間バランス

### 財務書類情報活用の2つの目的と方法

今回の公会計制度改革の動きは、単に財務書類の作成・公表にとどまらず、住民に対する財務状況の適切な情報開示や庁内における行政経営への活用をその目的とすべきものと考えられる。その上で、どのような財務情報、財務分析をどのように活用すべきであるのか、二つの目的に沿った形で整理して、取組みを進める必要がある。



以下に、住民への情報提供と行政経営への活用というそれぞれの目的ごとに、活用方法を検討 したので、その結果を例示的に述べる。

### 1 住民への情報提供

### (1) アカウンタビリティ(説明責任)の充実

地方自治体にとって、住民にその年度の税金の使い方だけでなく、将来の税金の使い 方が決まっている借金の返済などについてわかりやすく示していくことが求められてい る。

### (2) 財務書類等の公表方法

#### ア 公表の時期

公表の時期については、翌年度の予算審議等に活用可能な時期に公表することで、予算編成、審議の参考資料として活用できることから、翌年度の予算議論が始まる前に作成・公表を行うことが望ましい。

### イ 公表方法

財務書類等の公表にあたっては広報誌やホームページ上にわかりやすい分析説明を加えた概要版を掲載するなど、財務書類等に含まれる様々な情報を、対象者(住民、議会等)のニーズに応じ、適切に提供していく必要がある。

また、連結の財務書類等の公表にあたっては、連結の範囲について明示することはもとより、各関係機関との関係についても説明を加える必要があるなど、公表に当たっては普通会計同様、わかりやすい情報提供を行う必要がある。

#### ウ 公表項目

連結財務書類 4 表については、当然公表すべきところであるが、行政経営への活用を図

る目的からも、財務諸表の項目のうち「売却可能資産額」、「売却可能資産」、「未収金の状況 (「回収不能見込額」、「長期延滞債権額」)」の項目や「施設・事業別財務書類」、「経年比較」、「他団体との比較」について、できる限り公表することが望ましい。

- 2 行政経営への活用
- (1) 貸借対照表の活用方法
  - ア 資産の状況
    - a 住民一人あたりのバランスシート(貸借対照表)
      - (a) 住民一人あたり資産総額
        - = 資産総額÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)
      - (b) 住民一人あたり負債総額
        - = 負債総額÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)
      - (c) 住民一人あたり純資産総額
        - = 純資産総額÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)
    - b 連結バランスシートの住民一人あたりの表示も、同様にして記載することが望ましい。
  - イ 資産に対する世代間の負担バランスの状況
    - a 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本整備の結果を示す有形固定資産(公共資産)のうち、純資産(これまでの世代によって既に負担された分)の割合を示す指標。

社会資本形成の世代間負担比率 = {純資産 ÷ 公共資産 } x 100

ウ 資産の老朽化比率

取得した資産が耐用年数に対し、どの程度の年数が経過しているのかを見ることができる。

資産老朽化比率

- = 減価償却累計額÷(有形固定資産合計-土地+減価償却累計額)×100
- (2) 行政コスト計算書の活用方法

減価償却費や退職手当引当金繰入等のいわゆる見えないコストを含めて、目的・性質別のコスト構造を分析することにより、各自治体の行政サービスの特徴(偏り)が把握できる。さらに、性質別のコスト構造の検証は将来見通しのシミュレーションにも活用することができる。

(3) 普通会計・連結財務分析

普通会計財務書類の数値と連結財務書類の数値を比較することにより、普通会計以外の 行政サービスの規模を把握することができる。

資産の連単比率(%) = 連結資産額÷普通会計資産額

行政コストの連単比率(%) = 連結純経常行政コスト÷純経常行政コスト

(4) 未収金の状況

貸借対照表への計上だけにとどまらず、資料を別途作成し、未収金の状況把握に努め、 その低減方策の検討に活用するとともに、隠れた負債ともなりかねないこれらの情報を住 民に対し公表することが望ましい。

(5) 施設別コストの状況と分析

公会計制度改革により作成される財務書類を分析することにより、施設別コストの状況と分析が可能となり、減価償却費等を勘案したコスト分析ができるようになる。

### 今後の活用の方向

### 1 段階的な整備

第1ステージ:新公会計モデルに基づく財務諸表を作成し、公表している。

第2ステージ:財務諸表を分析し、わかりやすい形で住民に情報提供している。

第3ステージ:財務諸表分析等から得られた情報を、事業評価や予算編成の基礎資料 として利用し、行政経営の一部として活用している。

第4ステージ:複式化された会計制度の運用がなされており、そこから得られる財務 情報を、日常の行政経営の基礎情報として活用している。

### 2 さらなる活用に向けて

以下は、論点として検討した事項であるが、現段階ではどのような形で活用するのが適当であるか、意見がまとまらなかった点であり、さらなる活用に向けての課題として例示する。

- (1) アニュアル・レポート(年次報告書)の作成
- (2) 事業別のコスト分析と評価
- (3) 他団体の財政指標との比較分析にかかる留意点
- (4) 財政運営判断基準(達成目標値、危険値)
- (5) 財政健全化法の健全化判断比率等との連携

<b>公会計</b>	l 制度検討部会報告書	<b>計</b> 目次
<b>44</b>		4 H//\

はし	Ø)	ر	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
第1	章	総	括	<u>.</u>																											
	į	基本	的事	頂				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	1	公	会計	整	備(	の耳	双組	の	現	状		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	2	公	会計	整	備(	のす	旨景	及	び	意	義		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	3	本	報告	i書	のキ	基本	卜的	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	4	作	業ス	、ケ	ジ	ュ-	ール	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	ŧ	検討	邹会	<b>့</b> တ	取約	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	1	検	討部	会	のキ	既要	更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	2	開	催実	[績				•		•	•	•	•	•			•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	
	3	検	討内	]容	及7	び枝	負討	結	果	等		•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	
第2	章	新	地方	ī公:	会	計制	削度	研	究	会	報	告	書	の	概	要															
	1	総	括	•	•				•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	
	2	本	報告	書	の1	位置	置づ	け	ع	検	討	の	経	緯					•				•	•	•	•	•			•	
	3	地	方公	兴	団化	体0	り財	務	書	類	作	成	に	か	か	る	基	準	Ŧ	デ	ル		•	•	•	•	•			•	
	4		方公			-																改	計	Ŧ	デ	ル					
第3	章		地方				–																								
•	1	部	「新	· ·地	方:	公会	計	·制	度	実:		研	究	一 会	報	告	書	1	を	ま	ع	め	る	に	あ	た	っ	7			
-	2 =		基準																•	•					•	•				•	
-	3 =		一· 総務											• •					作	成	要	绾									
第4			務省		_																-										
713 7	<del>-</del> -		沙里 钓事			• •		•		•	٠.	•	٠,	•	-	^ <del>~</del>	•	•		•	•										
	1		会計			逃亡	(1)	借																							
	2		田初				-																								
		普通:							<b>迷百</b>	<sub>ው</sub>	作	ьţ	亜	竡																	
	1		台 借 対	-		υ π		•	<b>^</b> ऱ	•	•	۰.	•	•																	
	2		政コ			計省	<b>当</b> 畫																								
	3		以一 資産																												
	4		更压 金収	-																											
	-	·点 連結						iص	作	ьť.	亜	ኅ																			
	1		设的 般的			JD E	3 7X • •	رن	•	, Yer	<u>u</u>	• •	•																		
	2		ixu: 別の			• F	刊休	민	作	ьt).	亜	娝																			
		過 様式				٠.		٠.۲۲۰	•	, Yer	<u>u</u>	• •	•																		
	1		財務			2件 耳	3																								
	2	資:		) <del> </del>	大只 9	9年八																									
第5			r 公会	≥≐+∂	生川	中口	か書	ტ	汪	<b>m</b>	ᆂ	笙																			
ᇷᇰ	子 1		ム云 治体								_			ക	숌	羔															
	2		口件 会計															性	也	-			•	•			•	•		•	
											_	-						用	扒		•	•	•	•			•		•	•	
	3		務書						2	ر	נט	Ħ	ከЛ	_	٦	広		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
第6	4 辛	•	後の						• 소크	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
あり	•		討部								<del></del>	E																			
	1		議経				•				安	f	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	2	(英)	討部	る会	入.	ノノ	<b>\</b> —	石	溥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	

### 移住・交流推進に関する検討部会

# 検討部会の設置及び目的

平成20年3月、三重県の呼びかけにより、高齢化及び人口減少が急速に進む市町 と県が連携して、移住者誘致や交流拡大を図ることを目的に「みえ移住・交流研究会」 を設立しました。

研究会では、市町の取組を情報共有するとともに、県から先進地事例の情報提供を行い、研究を進めてきましたが、県と市町が連携した推進体制の充実を図ることを目指して、同年7月2日にそれまでの「みえ移住交流研究会」を発展的に解消し、「県と市町の新しい関係づくり協議会」において新たに「移住・交流推進に関する検討部会」を設置しました。

# 検討部会メンバー 47名(市町29名、県18名) 部会長 副部会長

市	町	県	
津市/政策課、美杉総合支所	伊賀市/農林政策 課	政策部地域づくり支 援室	政策部松阪県民セン ター
松阪市/政策課、飯高地 域振興局	東員町/政策推進 課	政策部企画室	政策部伊勢県民セン ター
鈴鹿市 / 企画課	大台町 / 企画課、産 業課	政策部市町行財政室	政策部伊賀県民セン ター
名張市/総合企画政策 室、産業政策室	度会町/政策調整 室	政策部「美し国おこ し・三重」推進室	政策部尾鷲県民セン ター
尾鷲市 / 市長公室	大紀町 / 企画振興 課	政策部東紀州対策局東 紀州対策室	政策部熊野県民セン ター
亀山市 / 企画経営室、農 政室	南伊勢町 / 行政経 営課	政策部桑名県民センター	農水商工部農山漁村 室
鳥羽市 / 企画財政課	紀北町 / 企画課	政策部鈴鹿県民センター	農水商工部担い手室
熊野市 / 市長公室	御浜町 / 総務課	政策部津県民センター	東紀州観光まちづく り公社(オブザー バー)
いなべ市/農業振興課、 住環境整備課	紀宝町/企画調整 課		
志摩市 / 企画政策課			

### 事務局 三重県政策部地域づくり支援室

### 検討事項

先進地の取組事例の情報収集 県内の取組事例の情報共有 移住・交流推進に関する課題整理 県と市町が連携した推進策の検討

### 開催実績

(1)移住交流研究会

4月17日:空き家等の運用・利活用方策A分科会 4月23日:空き家等の運用・利活用方策B分科会 4月25日:移住希望者に対する雇用施策分科会

5月 7日:情報発信手法分科会 5月15日:受入体制づくり分科会

(2)移住・交流推進に関する検討部会

7月 2日:第1回検討部会

7月23日:情報発信手法WG

7月31日:移住希望者に対する雇用施策WG(伊賀市現地研修)

8月28日:移住希望者に対する雇用施策WG(那智勝浦町色川地区現地研修)

9月30日:第2回検討部会 11月11日:第3回検討部会 12月24日:第4回検討部会 1月20日:第5回検討部会

# 今後の予定

- 1.検討結果を取りまとめ、今後の各市町の取組に役立つよう「報告書」を作成します。
- 2. 当検討部会の検討結果を踏まえて、引き続き、移住・交流推進に向けて、 県と市町が連携した取組を行っていきます。

### 検討内容及び検討結果

### 1.「移住・交流」の背景

地域の実情

- ・「村」を守る (人口減少による「村」の崩壊危機)
- ・農地・山林等の公益的機能維持(「村」の行事や祭りの復活)
- ・地域産業の振興



# 2.「移住・交流」を取り巻く現状と 課題

- (1) 国の取組
- ・2007年「暮らしの複線化研究 会」で検討
- ・田舎暮らし政策(総務省、国土交 通省、農林水産省)
- (2) 都道府県の取組
- ・36 都道府県が「移住・交流の促進」 に取り組む

### (3) 三重県の取組

・空き家バンクの創設や田舎暮らし 体験ツアーの取組が始まる

### (4) 課題

地域側のニーズ

空き家の増大に伴う治安の確保 耕作放棄地の解消 地域や農林水産業の担い手確保 地域住民との交流、地域慣習の 存続・遵守

### 両者のニーズ マッチング

外部側のニーズ (移住希望者のニーズ)

田舎暮らしへのあこがれ 新たなふるさとを求めて 農林水産業への就労希望 「移住・交流推進に関する検討部会」報告書の概要

### 3.今後の「移住・交流」の取組方向

(1) 住宅等の確保

空き家の状況調査及びバンクの構築 家屋の状況、賃貸や売却の可能性等 を調査し、情報をHPで提供

### 主な取組事例

\* 宅地建物取引業協会と連携した「空き家バンク」の創設

【いなべ市、津市(H21) 福井県】

\*大学、NPOとの連携による全戸調査と、NPOによる空き家バンクの運営 【島根県江津市】

空き家等の改修 国の過疎振興等の補助制度を活用

### 主な取組事例

\*総務省の事業を活用して、定住用の空き家を改修【島根県江津市】

体験用住宅の確保

空き家、廃校、集会所を改修して利用

### 主な取組事例

\* 廃校を活用した宿泊・体験交流施設の整備【紀北町、和歌山県那智勝浦町】

(2) 暮らし体験、地域住民との交流機会創出

交流プログラムの開催

地域住民が農林水産業体験を盛り込んだ交流プログラム等を開催

### 主な取組事例

- \*農家に宿泊し、農作業、環境保全活動などのボランティアをする「ふるさとワークステイ」【福井県】
- \*田舎暮らし体験、空き家見学、町屋再生塾【滋賀県湖北地域】

田舎暮らし体験ツアーの実施 1泊2日、2泊3日の四季を通じた暮らし体験ツアーの実施

### 主な取組事例

\* 答志島のNPOによる空き家見学や離島の生活体験ツアー

【鳥羽市】

クラインガルテン (滞在型市民農園)を拠点とした二地域居住の推進 地域行事に参加することを入居要件として、地域との交流や移住に つながるケースが多い

### 主な取組事例

- \*美杉町で田舎暮らし体験塾を開催し、蕎麦うち体験等を提供【津市】
- \*クラインガルテンを核として地元農家による栽培教室・交流会等を 開催【茨城県笠間市】

(3) 産業体験の機会創出と 就労の支援

産業体験の機会創出

農業、林業、水産業それぞれに 地域と連携して職業体験の機会創 出

### 主な取組事例

- \*市内に転入し第1次産業に従事する人への住宅手当・融資制度 【熊野市】
- \*県内で産業体験をする場合の滞在経費を助成【島根県】

就業機会の情報提供 農林水産業への就業可能な情報 を収集・整理して提供

### 主な取組事例

\* U・I ターン希望者への職業紹介・仲介を実施【島根県ふるさと定住財団】

### (4) 地域の受入体制づくり

地域ビジョンの共有

地域での話し合いを通じ、移住・交流の取組を今後の地域づくりにどう活か していくのか、住民間で将来ビジョンを共有

受入体制づくり

地域内での調整の他、行政等の連携・協力も必要であり、住民自治の取組と合わせて進めていくことが有効

移住・交流に関する情報の収集・整理・発信

収集・整理した情報を移住・交流推進機構(JOIN)とも連携してホーム

ページ、集客交流施設等において発信

(5) 情報発信、情報相談窓口の設置等

情報相談窓口の設置

県や市町での相談窓口の設置

移住・交流関係機関の連携

移住・交流推進機構(JOIN)、大学、企業等との連携

### 主な取組事例

\*モデル市町の地域住民等で構成する「受入協議会」を設立し、協議会と 市町の連携でワンストップ窓口を設置【和歌山県7市町村】

### 主な取組事例

- \*民間の20人を中心にスティタス会議を設立【志摩市】
- \*受入協議会会長、都市部田舎暮らし支援者、県内田舎暮らし実践者、 有識者による「わかやま移住推進委員会」を組織【和歌山県】
- \*地域相談員「京の田舎暮らしナビゲーター」を配置し、暮らし、集落、仕事に関してアドバイス【京都府】

### 移住・交流の取組方向

移住・交流の取組方向としては、(1)住宅等の確保、(2)暮らし体験・交流機会の創出、(3)就労の支援等の3つに大きく分けることができます。

(1)~(3)の取組を進めていく為には、地域ビジョンの共有を図るとともに、地域の受入体制づくりを進めていく必要があり、地域が一体となった取組が不可欠です。

なお、いきなり移住に結びつくことは稀であり、交流などをきっかけとして、何度も地域を訪れることにより、二地域居住などに発展し、結果的に移住となるケースが多く見られることから、段階的な取組をしていくことが必要です。

### (1) 住宅等の確保

二地域居住や移住の実現には、居住に必要な住宅をまず確保する必要があります。 地域には多くの空き家等が発生しており、これらを活用した対応が有効であると考え られます。

### 空き家の状況調査及びバンクの構築

集落での空き家状況を地域の協力も得て調査し、賃貸や売却の可能性、改修の必要性などを把握します。このうち貸出しや売却が可能なものについては、家屋の状況を詳しく調査し、空き家バンクの仕組みを構築し、情報をホームページ等を通じて提供していくことが考えられます。

#### 空き家の改修

貸出しに際して改修が必要なものについては、過疎振興等の補助制度を活用することにより、財政負担を軽減することが可能です。場合によっては、民家を公共団体が買い取ったり、廃校となった教職員住宅を行政財産に転用して、公営住宅として改修することなども考えられます。

### 体験用住宅の確保

田舎暮らしの体験などは、数日間の日程で行われる場合が多く、この期間に使用する一時的な居住用住宅を、予め確保しておく必要があります。他県の事例では、空き家のほか廃校や集会所を一部改修して利用する場合もあり、地域で活用できる遊休資源を生かした取組が必要であると考えられます。

#### 「県内の主な取組事例]

市町名	内容
いなべ市	宅建協会と連携した空き家の売買及び賃貸者システムを平成 20 年 8 月に「空き家バンク」を創設。市広報やHPに掲載し、現在、4件登録、うち 2件が取引成立した。
津市	宅建協会と連携した空き家の売買及び賃貸者システムを平成 21 年 4 月から稼動
紀北町	自然体験型イベント交流・短期田舎暮らし「島勝浦 けいちゅう」 廃校になった中学校を改修して、自然体験や短期田舎暮らしを都市部 の住民へ提供。

#### 「県外の先進事例 ]

県市町名	内 容
福井県及び市町	県内にある空き家の所有者がバンクに登録すると、HPに掲載。購入 希望者が、記載の宅建業者に連絡して交渉を行う。県のHPから県内 各市町の空き家バンクにリンク。
島根県江津市	農林水産省の「広域連携共生・対流等対策交付金事業」を活用して、 島根大学や地元NPOと連携し、市内1万戸の全戸調査を実施すると ともに、地元NPOが空き家バンクを運営。
和歌山県那智勝浦町	色川地域では、廃校となった小学校を「新規就業者技術習得施設」として改修。家族用と単身者用の滞在施設が整備されており6世帯が入所可能。入所者向けに、「体験型」、「実習型」、「定住型」の研修プログラムが用意。 滞在期間(プログラム別)
	体験型 2泊3日、実習型 1週間~1年 定住型 5日間(定住体験)

### (2) 暮らし体験、地域住民との交流機会創出

多くの地域では移住者の受入に期待をしつつも、過去に新旧住民間のトラブルなども起きていたことを踏まえ、慎重な対応を求める意見が多くあります。このため、交流イベントへの参加や集落での暮らしを体験し、地域の慣習や住民との人間関係なども十分理解したうえで、双方が納得して移住することが望ましいです。

#### 交流プログラムの開催

都市住民等と交流できるプログラムを地域住民が主体となって開催し、地域の魅力を紹介したり、集落と都市の住民が共にふれ合ったりする機会を創出することなどが考えられます。

なお、地域の情報を発信し、地域のファンを確保するうえでも、こうした交流イベントは重要なものとなっています。

また、農山漁村への移住を希望する人の多くは、自然へのあこがれや農林水産業への 志を有する人が多く見られることから、自然を活用したものや農林水産業の体験などを 盛り込んだ交流プログラムを開催することも有効であると考えられます。

#### 田舎暮らし体験ツアーの実施

1泊2日、2泊3日など、宿泊日数が限定された田舎暮らし体験ツアーを実施することにより、四季を通じた暮らし体験を経て二地域居住や移住につなげていくことが、様々なトラブルを回避し満足度の高い移住に結びつきます。また、地域外の視点が入ることにより、地域の人が普段気づかなかった地域の良さや資源を発見することになり、地域の誇りと自信につながることになります。

クラインガルテン(滞在型市民農園)を拠点とした二地域居住の推進

都市部から比較的近い地域では、クラインガルテンを核として、週末などを利用して交流や二地域居住を進められています。ここでは、ラウベと呼ばれる宿泊が可能な施設、クラブハウス、農産物加工施設等が併設されている場合が多くあります。

また、面接で入居を決めるところがほとんどであり、地域行事に参加することを入 居要件とすることで地域との交流や移住につながるケースが全国で多く見られます。

### [ 県内の主な取組事例 ]

市町名	内容
津市	美杉町、白山町において、クラインガルテンを整備。美杉町では、田舎暮らし体験塾を開催し、都市部の人に農林業や蕎麦うちの体験等を提供。
鳥羽市答志町	答志島にある空き家を利用して、NPO「島の旅社」が空き家の見学 や島の生活を体験できるお試し暮らし体験ツアーを実施。

### [ 県外の先進事例 ]

県市町名	内 容
福井県 6 地域	福井県6地域(大野市、勝山市、坂井市・あわら市、越前市、若狭町、池田町)の農山漁村(農家民宿・公共施設等)に滞在し、地域住民と交流しながら、農作業や地域づくりの実作業、環境保全活動などボランティアをする「ふるさとワークスティ」を実施。ワークスティ先の農家で宿泊する場合は、宿泊代、食事代は無料
滋賀県 湖北 4 地域	湖北の4地域で「田舎暮らし体験」「空き家見学」「町家再生塾」などを不定期に実地中。薪割りや芋掘り、豆腐づくり体験、集落散策、古民家暮らし実践者との交流など、地域に合った体験プログラムを用意。建築士や工務店、行政職員、研究者など様々な立場からなる「湖北古民家再生ネットワーク」のメンバー指導のもと、古民家の修繕の体験も実施。
茨城県笠間市	平成 13 年にオープンした「笠間クラインガルテン」は、 宿泊施設付き市民農園50区画 日帰り市民農園50区画 クラブハウス 農産物販売所 そば処などを整備。利用料は1年間40万円。地元農家による栽培教室・交流会等のイベントを開催。利用条件は、 有機無農薬栽培を実践すること 年間プログラムに参加し笠間市民と積極的に交流を図る意思があること 年4回実施する共用部分の清掃作業に参加すること 等

### (3) 産業体験の機会創出と就労の支援

勤労者世代が移住するにあたっては、就労の場の確保が大きな課題となりますが、 ほとんどの中山間地域では就労の場が少ない状況です。そこで、主要産業である農林 水産業の体験機会を県内各地で開催するとともに、就労可能な機会の情報収集・斡旋 などを移住者向けに行う必要があります。

また、退職者の移住希望者にとっても、年金の支給開始年齢や支給額等の課題から、 小額の所得が得られる機会を求める場合が多くあるため、こうしたニーズに応えられ る場の創出や情報を提供していくことが重要です。

### 産業体験の機会創出

農業、林業、水産業それぞれに地域と連携して職業体験の機会を設けることが必要です。実施に際しては、将来、こうした産業に就労した場合の平均的な所得、必要となる土地や機械設備等の資源、居住地の確保など、実情に即した情報を提供し、最終的な就労支援につながるよう配慮する必要があります。

### 就業機会の情報提供

農林水産業への従事や共同での特産品づくりなど、集落内で就業可能な情報を収集・整理し、提供していくことが必要です。また、当該集落の生活圏内で就業可能な機会の情報についても提供できるような仕組みなども必要と思われます。

### [ 県内の主な取組事例 ]

市町名	内容
AV 117 - 1-	第 1 次産業新規就労者住宅手当制度
熊野市	市内に新たに転入し第1次産業に従事する人に対し、自己の居住の ために市内に賃貸した住宅に係る家賃の一部を助成。
	対象年齢:45 歳未満、 住宅手当:月額2万円、
	交付期間:2年間
	UIJ ターン等の新規就農者向けの融資制度 就農後 7 ヶ月目~18 ヶ月目まで 1 世帯あたり 8 万円(無利息)を 融資する。対象年齢 18 歳~45 歳まで

### 「県外の先進事例 ]

県市町名	内容
	(財)ふるさと島根定住財団が、UIターンのきっかけづくりを進め
島根県	るために、県内で農業や工芸などの産業体験を行う場合に滞在に要す
	る経費を助成する「しまねの産業体験事業」を実施。
	(平成8年度から平成19年度までで、1,104人が産業体験を終了。
	その内定着者 529 名、定着率 47.9%)
	また、UIターン希望者に対する無料職業紹介を実施。

### (4) 地域の受入体制づくり

(1)~(3)の取組を進めていくには、住民がどのような地域の将来像を目指し、 移住者の受入をどう活用していくのかといったビジョンを共有するとともに、地域が 一体となって関係機関と連携していく必要があります。

地域ビジョンの共有

地域での話し合いを通じ、移住・交流の取組を今後の地域づくりにどう活かしていくのか、将来ビジョンを住民の間で共有するため、ワークショップの開催や地元学などの活用が考えられます。

### 受入体制づくり

移住・交流の取組には地域内での調整のほか、行政等との連携・協力も必要となることから、地域ごとに事業実施の体制を構築する必要があります。なお、小集落の場合、単独では移住・交流の取組を進めるのが人材面でも難しい面があることから、小学校区単位などでの住民自治の取組と合わせて進めていくことも有効であると考えられます。

### 「県外の先進事例 ]

県市町名	内容
和歌山県 那智勝浦町 色川地域	地域ぐるみで推進委員会を設立し、地域ぐるみで移住を促進。推進委員会が窓口となって、移住に興味を持つ人に対しては、ステップを踏んで田舎暮らしの適性を判断する。2泊3日の田舎体験コース紹介から始まり、本格的な移住希望者へは、5日6日の集落を巡る定住体験を行い、「住みたい」という決意が固まったら、推進委員会のメンバーや受入農家が集って、最終的に受け入れるかどうかを決定。
和歌山県 モデル市町 (地域受入協議会)	モデル7市町村(紀美野町、有田川町、日高川町、田辺市、白浜町、古座川町、那智勝浦町)が、地域住民等で構成する「受入協議会」を設立。協議会と市町の連携で、ワンストップ窓口を設置し、移住者に一元的に地域の情報提供を行うとともに、対応マニュアル作成、空き家調査、地域案内、田舎暮らし体験ツアー等を実施。

### (5) 情報発信、総合相談窓口等の設置

(1)~(4)の取組を効果的に進めるためには、全国各地へ広く情報発信するとともに、外部からの様々な問合せに対応できる総合的な窓口を設置することが考えられます。

移住・交流に関する情報の収集・整理・発信

移住・交流に関するさまざまな情報を収集・整理し、「田舎暮らし」ホームページの作成等を通じて発信していくことが効果的です。情報発信にあたっては、市町や県独自のホームページだけでなく、移住・交流推進機構(JOIN)とも連携して全国へ向け効果的な発信に努めるとともに、都市部で開催される「ふるさと回帰フェア」等を活用したPRも進めていく必要があります。

なお、既存の移住者がいる場合は、これまでの経験から、移住希望者が求める情報 や相談に関する助言を得るなどの積極的な協力を求めることも重要です。

### <情報項目例>

- ・空き家等の住宅情報、短期滞在型施設の情報
- ・就労機会、産業体験の機会
- ・地域での暮らしに必要な医療、福祉、教育等の情報
- ・自治会等の組織や活動、年間行事、慣習
- ・交流イベントや暮らし体験機会
- ・三重での田舎暮らしの良さ、新たなライフスタイルの提案 など

### 総合相談窓口の設置

外部からの様々な問合せに対応できる総合的な相談窓口を、集落単位や市町、県などで設けることが考えられます。

### <例>

- ・集落あるいは住民自治単位における地域相談員の設置(地域情報を提供)
- ・県および市町での相談窓口の設置

移住・交流関係の連携・協力機関の設置

移住・交流に関連する様々な情報を共有し、各種の取組を関係機関等が協力・連携 して進めるため、地域受入協議会等の組織化が考えられます。

### <例>

- ・各市町で移住・交流推進協議会の設置(地域、行政、観光協会、移住者などで構成)
- ・県単位で移住・交流推進協議会の設置(県、市町、観光連盟、企業、大学などで構成)
- ・ 移住・交流推進機構(JOIN)への参加

### [ 県内の主な取組事例 ]

市町名	内 容
志摩市	民間の20人を中心にスティタス会議を設立。滞在型観光の受入地のための検討を実施。

### [ 県外の先進事例 ]

県市町名	内 容
和歌山県(わかやま移住推進委員会)	モデル町受入協議会会長、都市部田舎暮らし支援者(田舎暮らしの本編集長、ふるさと回帰センター、関西広域機構等) 県内田舎暮らし実践者、有識者(和歌山大学)を構成メンバーとした「わかやま移住推進委員会」を組織して、移住交流の取組を推進。
京都府	平成 18 年度から、地域相談員「京の田舎暮らしナビゲーター」を配置し、暮らし(交通、福祉、医療、買物、教育)、住宅(地域の空き家等)、集落(消防団、行事、祭り、葬式等)、仕事(農業就業)に関するアドバイスを実施。

### 情報システム調達適正化検討部会

## 検討部会設置の目的

財政状況が厳しい中で、情報システム等にかかる予算は各自治体において相 当な割合を占めている状況にあります。

このため、情報システムの調達の適正化(適切な要求仕様書作成、開発・運 営費の縮減、調達事務の効率化等)を図るとともに、透明性の確保や住民・議 会等に対する説明責任を果たすため、県・市町等が協働でその方策や仕組みを 検討します。

**検討部会メンバー** 31名(市町23名、県3名、他団体5名)

市町	県
市町情報担当課	政策部 市町行財政室
(財)三重県市町村振興協会	情報政策室

事務局 (財)三重県市町村振興協会、三重県政策部情報政策室

### 検討事項

情報システムに関しては、その専門性・特殊性から自治体職員だけでその内 容の妥当性や適正性について検証を行うのは難しい状況にあります。

そこで、情報システムの適正な調達や運用を行うため、下記事項等について、 県・市町及び(財)三重県市町村振興協会が協働で研究を行うとともに、外部 専門家の支援を受ける方法等について検討を行います。

- ・適切な要求仕様書の作成方法について
- ・調達事務及び総合評価における評価基準について
- ・開発、運営委託における設計額、見積額の妥当性について

また、外部専門家支援の導入手法や導入効果を検証するため、実際の市町に おける情報システムについての実証実験(事例検討(桑名市4回、南伊勢町1 回、紀北町2回、紀宝町3回))を行い、課題や問題点の検討を行います。

### 開催実績

第1回[ 6/24] 外部専門家支援制度WG目的と今後の進め方等について

第2回[ 7/28] 他自治体およびSIベンダー等の調査について

第3回[ 9/25] 調査結果および概算見積金額の算定に向けて前提条件及び 参考見積の選定について

第4回[11/26] 想定費用と費用分担案及び支援調整主体について

第5回「12/24] 実証実験の検証結果及び実施要領案について

《実証実験》第1回[9/2]桑名市(第1回)、紀宝町(第1回)

第2回[ 9/25] 桑名市(第2回)、紀宝町(第2回) 南伊勢町(第1回終了)

第3回[10/22] 桑名市(第3回)、紀北町(第1回) 紀宝町(第3回終了)

第 4 回 [ 1 1 / 2 6 ] 桑名市(第 4 回終了)、紀北町(第 2 回終了)

### ■検討内容及び検討結果

- 1.情報システムに関する外部専門家共同化利用方法について
- 2. 他自治体調査のための調査内容および調査対象について
- 3.ベンダー調査のための調査内容および調査対象について
- 4. 実証実験の実施等について
- 5.実施要領案等について

外部専門化の利用方法については、各市町にアンケートを採り、ニーズの把握を行いました。(資料省略)

その結果、情報化システムの調達、開発、運用に関する課題については総じて問題意識が高く、その解決方法として外部専門家による支援の必要性を非常に強く感じていることがわかりました。ただし、費用面については、非常に厳しい現状がうかがえました。

また、全国の自治体の事例も参考になると考え、抽出した一部の自治体に対して、外部専門化の利用についてアンケートを取るとともに、ベンダーには支援の内容について調査を行いました。(資料省略)

全国でも外部専門家の共同利用(契約)は行われていないものの、複数の自治体が外部専門家を共同で利用することによるコストメリットや相乗効果は、情報システムの調達の適正化の促進において、非常に有益であると考えられます。なお、ベンダーに対するアンケートについては、現状では契約の前提となる根拠が不明確であるため、回答にばらつきがあったものの、三重県の地形面から費用的な制約があるため、「支援活動場所は県内1箇所に定める」との意見があり、今後の検討課題と思われます。(資料省略)

実証実験は、桑名市(福祉総合システムの予算積算支援及び調達仕様書作成支援)、南伊勢町(パソコン機器入替計画の端末・ネットワーク整備等 OA 環境の計画策定、構築支援)、紀北町(総合住民情報システムの運用保守委託額の精査)及び紀宝町(水道会計システム導入に伴う設計金額精査及び調達仕様書作成支援)の4案件について実施しました。

被験者からの意見としては、作業時間の短縮まではできなかったが、有効な助言が得られた、今回の実証実験による支援が無かったとしたら何らかの問題が発生していたなど、効果を実感する意見が得られました。

傍聴者からの意見としては、傍聴参加は有効という意見が得られました。(資料1)

### ■今後の展開

支援内容については、市町の状況が異なること、外部支援を受けなくても各市町の協力で対応できるものもあることから、優先順位付けして段階的に広げることも視野に入れて、検討を続けていきます。

事業実施要領案については、支援調整主体、契約方式、本制度について市町の意思統一を図る必要があるため、検討を続けていきます。

これらの検討結果をふまえ、今後は、市町共同で行う外部専門家支援の事業 化に向けて制度検討を進めるとともに、全市町が参加した事業とするため、費 用対効果等外部専門家による実質的な必要性が理解できるよう努めていきま す。

併せて、外部専門家に対する委託内容、費用積算、費用分担等の確定を行い、 22 年度からの共同化事業実施を目指すこととします。

## 外部専門家支援制度 実証実験に関するアンケート調査結果

### - 結果集計

・調査期間:平成20年11月27日~12月19日

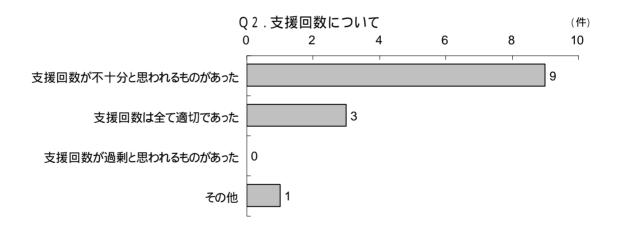
・調査対象:外部専門家支援制度WG参加市町(N=18)(12月19日時点、未回答3市町)

### . 運営方法に関する調査

### Q 1 実証実験の参加状況を下表にご記入ください。

第1回	紀宝町	9 市町		紀北町	8 市町
	桑名市	8 市町	第3回	桑名市	5 市町
第2回	紀宝町	11 市町		紀宝町	4 市町
	桑名市	6 市町	笠 4 同	紀北町	10 市町
	南伊勢町	11 市町	第4回	桑名市	6 市町

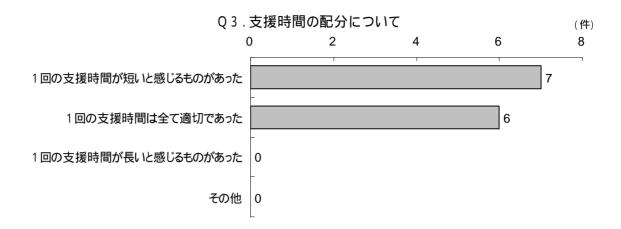
### O 2 支援回数について、該当する記号を選択回答欄にご記入ください。



### 《実証実験の支援回数に関するご意見》

- ・ 実験の実施時期が来年度の予算要求時期との関係から見て、大変微妙な時期であったように思います。ケースによっては、もう少しじっくりと時間をかけて考え方を整理して、ノウハウを研究してみたかったものもありました。
- ・ 桑名市については、全4回では不十分だと思いました。
- ・ 桑名市の案件については、回数不足を感じた。
- ・ 第2回の「端末更新計画」は1回のみの支援で、結論的には市側がもう少し提供しなければ、詳細な助言ができないというものであり、その辺りを事前に詰めておいて欲しかった。
- ・ 南伊勢町のテーマは、1回では不十分と感じた。
- ・ 傍聴者として参加させていただきました。 支援回数が不十分か過剰かは支援を受けている市町でない と回数に関する意見は答えにくい ように思います

### Q3 支援時間の配分について、該当する記号を選択回答欄にご記入ください。



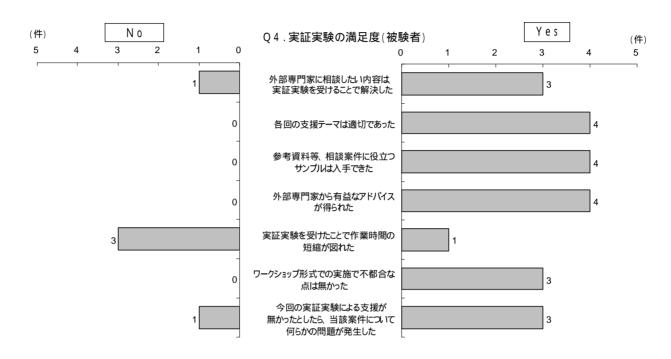
### 《実証実験の支援時間に関するご意見》

- ・ 支援時間は、自治体の準備の問題によるところが大きいと感じた。(支援時間の有効利用に繋がるよう、十分な準備が必要)
- 第2回の「端末更新計画」は1時間では短いと感じた
- ・ 第2回は3つの団体があり、少し時間が短いと感じた。
- ・ 支援については、どうしても後の実証実験が控えているので、飛ばしている感じがあったので、もう少し時間があればと思う。

### . 外部専門家による支援の効果と必要性に関する調査

### < Q 4 については、被験者として参加された自治体様のみご回答ください>

Q4 実証実験の満足度についての以下の質問に対し、「a.YES」または「b.No」を選択して、選択回答欄にご記入ください。また、自由回答欄にYes/Noの選択の理由や具体的な意見等を記入してください。



### (1)外部専門家に相談したい内容は、実証実験を受けることで解決しましたか。

Yesの意見	・ 詳細な見積もりを得られることができ、ブラックボックスが解消したため、「a」とした。
No の意見	・ 導入検討の参考になりました。

### (2)各回の支援テーマは適切でしたか。

Yesの意見	・ 1回でしたので・・・。(元々個別相談と考えていたのですが) ・ 2回という少ない回数でうまく支援していただけたと思います。
No の意見	(なし)

### (3)参考資料等、相談案件に役立つサンプルは入手できましたか。

Yesの意見	<ul><li>シンクライアントのことが勉強できました。</li><li>資料・サンプルを基に、業者に見積書を作成していただきました。</li></ul>
No の意見	(なし)

### (4)外部専門家から、有益なアドバイスは何か得られましたか。

Yesの意見	・ 見積書の内容・仕様の書き方など
No の意見	(なU)

(5)実証実験を受けたことで作業時間の短縮が図れましたか。

Yesの意見	・ サンプルを提示していただいたことにより、見積例の作成時間の短縮が図れた
No の意見	・ 現時点では、短縮されてないが、システム構想書が完成されれば、事務改善になり、短縮されると思っている。 ・ 実証実験で支援を請けて、新しく実施した内容だったので、作業時間は、かかりましたが、勉強になりました。

(6)外部専門家支援を受ける上で、ワークショップ形式での実施により、何か不都合 な点はありましたか。

Yesの意見	(なし)
No の意見	(なU)

(7)外部専門家支援の実施内容や実施方法について、改善すべき点やアイデアはありますか。 (費用負担に関するものを除く)

Yesの意見	・ 各市町間での意見交換の時間を設けると良いと思う。今回、そのことは、第1回 目だけ実施されたかと思われる。
No の意見	

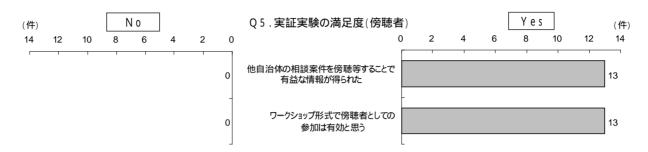
(8)今回の実証実験による支援が無かったとしたら、当該案件について何らかの問題が発生したと思いますか。

Yesの意見	<ul> <li>システム構築にかかる経費の正当性、妥当性が見出せず、ベンダーのいいなりの経費見積書を精査できずにいたと思われる。</li> <li>当初の契約時、保守の金額も見積の対象としたがその期限が切れる平成22年以降の保守金額が問題になる可能性があったが、今回の実証実験により保守内容と費用がわかり、金額が上がったとしても納得できるものとなった。</li> <li>仕様書の内容について当町と業者間で要望内容の理解判断に食い違いが生じる恐れがあった。</li> </ul>
No の意見	(なし)

- (9)その他、実証実験に参加したことについて自由な感想を、以下にご記入ください。
  - ・ 丁寧に回答していただきありがとうございました。指摘事項や説明も全て納得できるものだったと思います。が、県・市町とも人事異動があり、うまく引き継げていけるかが疑問に思います。今後、こういったことのマニュアルなど作成していただければありがさいと思います。

### < Q 5 は、傍聴者として実証実験に参加された自治体様にご回答をお願いします。 被験者として参加された自治体様も、他の市町の案件についてご回答ください>

Q5 実証実験の満足度についての以下の質問に対し、「a.YES」または「b.No」を選択して、選択回答欄にご記入ください。また、自由回答欄にYes/Noの選択の理由や具体的な意見等を記入してください。



(1)他自治体の相談案件を傍聴、または質疑応答に参加することで、貴自治体にとって有益な情報は何か得られましたか。

<b>有益な情報は何か侍られましたか。</b>		
Yesの意見	<ul> <li>他市の状況や情報共有ができて参考になった。</li> <li>当市でも、調達仕様書や運用保守業務の仕様については、記載内容や作成の方法について試行錯誤を繰り返しており、大変参考になりました。</li> <li>他市とともに傍聴、質疑応答できることによって、類似案件の疑問を共有することができ、他市がその案件のことで、苦労されている点が確認できたこと。今後、他市と意見交換する際、スムーズに進められる糸口になったと考えられる。</li> <li>支援を受ける場面ごとで、注意する点や重要な点を説明してもらい、大いに参考になった。</li> <li>種々の案件から、多岐に亘って情報(知識)を得ることができた。またドキュメント類の資料は、自身の業務にも参考となり活用することもできた。</li> <li>新しいシステムや用語の説明、構築のための考え方、これまで専門家として任されていたベンダーへ問い合わせる意義が大切であることが分かった。</li> <li>業務仕様書の作成の仕方などこれからの業務で役立つことを聞かせていただきました。</li> <li>他の市町で本庁が検討していたものとよく似た事例を相談されており、参考になった。</li> <li>仕様書の書き方等が参考になりました。</li> <li>仕様の書き方、業者選定等のやり方について、大変勉強になった。紀北町の案件について、当町も同じベンダーで委託しているので、大変参考になった。</li> </ul>	
No の意見	(なし)	

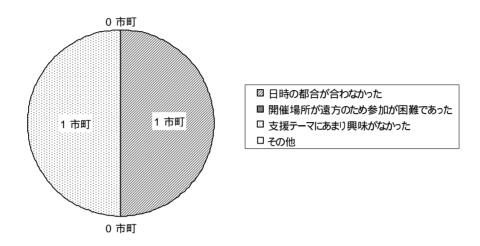
(2)ワークショップ形式で傍聴者としての参加は有効と思いますか。

Yesの意見	・ 実際の業務を対象としているため、分かりやすく感じた。 ・ 自治体間の基本的(共通的)な課題については、傍聴参加で十分参考になると思います。
	・ 本形式で行うことが有効と思われます。なぜなら、資料を確認しながら、他の事例説明を聞くことができ、大変参考になりました。 ・ 具体的案件に対しての支援が、どのように行われているのか体感することができ
	ト に ・ 幅広く知識を取得することは非常に有効であり、実業務に適用できることから更 に有効であると考える。
	・ 実際にベンダーとやり取りする際の確認事項や要点を知ることができたので有効と考える。対応している市町以外からの質問や事例もさらに参考になる。 ・ 些細なことでも、一言聞〈ことにより、疑問や不安が解消されることもありよかった。 ・ 他自治体の状況等が聞けて大変勉強になる。
No の意見	(なし)

### < Q 6、Q 7 は、実証実験に一度も参加されなかった自治体様にご回答をお願いします。

Q6 実証実験に参加されなかった理由について、該当する記号を選択回答欄にご記入ください。

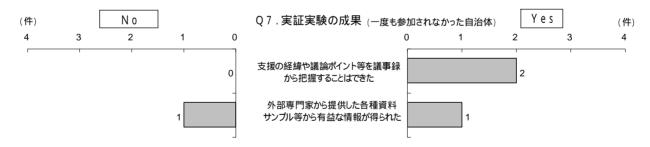
Q6.欠席の理由(一度も参加されなかった自治体)



### 《不参加の理由》

(なし)			

Q7 実証実験の成果についての以下の質問に対し、「a.YES」または「b.No」を選択して、選択回答欄にご記入ください。また、自由回答欄にYes/Noの選択の理由や具体的な意見等を記入してください。



(1)支援の経緯や議論ポイント等を議事録から把握することはできましたか。(議事録では、内容が理解しづらい点があった場合には「b.No」を選択して、どのような方法であればスムーズな情報共有が可能か、ご意見をお聞かせください。)

Yesの意見	・ 内容的には、大まかに理解は出来たが、資料が膨大であることから、詳細に見れなかったのが現状です。
No の意見	(なし)

(2)外部専門家から提供した各種資料サンプル等から、貴自治体にとって有益な情報は何か

### 得られましたか。

Yesの意見	(なU)
No の意見	(なし)

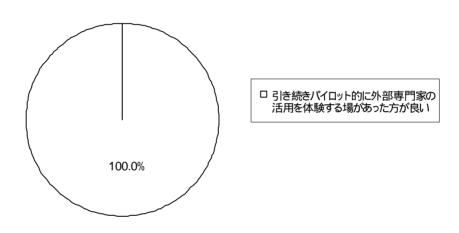
. 今後の進め方に関する調査

### <以降の質問は、全ての自治体様にご回答をお願いします。>

Q8 来年度も引き続きパイロット的に外部専門家の活用を体験する場があった方が 良いですか。「a.YES」または「b.No」を選択して、選択回答欄にご記入く ださい。

また、自由回答欄にYes/Noの選択の理由や具体的な意見等を記入してください。

Q8.来年度のパイロット運用について



#### 《具体的な意見》

- ・情報共有の場としてあった方が良いと思う。
- ・ 実施時期によっては、被験者として参加してみたい。
- ・ 本実証実験を是非とも継続して実施されることをお願いしたい。次年度以降は 当市は 傍聴側で、各市町が抱えている、システムに関する問題点をお聞きすると思います。
- ・ 支援制度の実現に向け、より多くの市町が支援制度を体感することが有用であると思われます。
- ・ 知識を得たり、軽易な相談 あるいは情報交換などができる場として、大いに活用したいと考え ています。
- ・ 本当に外部専門家の活用が有効かを把握するためにも、来年度も引き続き、このような場を持って欲い、問題があたった場合外部専門家の意見を聞くことが可能となるため。但し、委託料にもよる。
- ・ 当町は、合併時にある程度のシステムを構築したため、しばらくは新システム等の構築は予定していないが、他市町の取り組みを参考に出来て良いと思う。
- ・・テーマをひとつに絞って、時間をかけて研究したほうがよいと思います。
- ・ 今年度はよい体験をさせていただけましたので、ほかの自治体も体験していただいたほうがいと思います。
- ・ 小自治体では、専門知識を持っている職員等がいないため、外部専門家に支援していただくと 大変ありがたい。手を上げる自治体数や案件にもよると思うが、どんどん実証実験を行って、有 効性を検証してほしい。

Q9 今後、外部専門家の共同利用をパイロット的に行うとした場合、支援テーマとして

取り上げたい内容等があれば、自由回答欄にご記入ください。

- ・ ASP方式によるシステム導入に係る仕様作成。電算システムの導入基準の作成(必要性、費用対効果等の判断基準)。
- ・ システムにおけるソフトウェアの内容、技術的なこと、それにかかる経費等を詳細な部分まで、ご 説明いただけるような、テーマをお願いしたい。
- ・ 国が随意契約の適正化について取り組んでいるが、当問題は我々にも重要な課題である。研究テーマとして取り上げられればと考えている。
- ・ 大規模なシステム更新だけではなく、小規模な端末の入替やサーバー1台のみの導入などについても取り上げて欲しい。
- ・ 現在稼動しているネットワークシステムの更新を支援テーマとし安価にできる提案をおこなってほしい。
- · 今年度、体験させていただけましたので、ほかの自治体にお譲りします。
- ・ 町内ネットワーク機器の更改。総合住民情報システム又は機器の更改。
- Q 1 0 実証実験の内容を踏まえ、外部専門家 (SIer) に対してご意見や希望事項等ありましたら、以下の自由回答欄にご記入ください。
  - ・ 当該システムにおける、かかる経費を算出するため、他の事例を交えて、大変わかりやすく、ご説明、ただきましたこと感謝しております。今後とも引き続き、ご支援、ただきたい。
  - ・ ちょっとした相談(電話、メールを含め)にも応じてもらえるような体制を整えていただけるとありがたい。(気軽に専門的なアドバイスを受けられる場)
  - ・ パソコン機器等の長期入替計画を専門家に委託した場合、計画書にもよりますが、どれくらいの費用がかかるのでしょうか。参考事例等があればご教示ください。
- Q 1 1 実証実験の内容を踏まえ、事務局に対してご意見や希望事項等ありましたら、 以下の自由回答欄にご記入ください。
  - ・ 事務局におかれましては、先ず、本実証実験に当市を採択いただき感謝申し上げます。また、 各会議における日程調整の役割をしていただき、外部専門家との通信にかかる事務を滞りな く、伝達いただき感謝しております。次年度以降も何卒、ご支援いただきますようお願いいたします。
  - ・ 次年度以降も実験的な支援制度を検討していただされい思います。
  - ・ 事務などが繁多になったりすると推測されますが、現在の取組みが継続、発展できるようご尽力 いただきたい。
  - ・ スケジュール的に厳い にともあり難い と思うが、遠方の市町もいるので 16 時くらい までに終了してい ただくとありがたい。
  - ・ 市町で今後どのように活用できるかが問題なので、実証実験のテーマを絞ってもよかったと思います。

- Q 1 2 実証実験の内容を踏まえ、三重県に対してご意見や希望事項等ありましたら、 以下の自由回答欄にご記入ください。
  - ・ 県の立場から、県の事例などを交えて、ご指導、助言をいただき、感謝しております。今後とも、 県、市町村振興協会と連携を取りながら、システム最適化を進めていきますので、ご支援いただきますようお願いいたします。
  - ・ 県が有する豊富な知識、仕組みなど、市町に多く紹介いただくとともに、ドキュメント類の提供をお願いしたい。また余談になるかもしれないが、当事業は新しい関係づいの中で協働で適正化への方策や仕組みを検討するとなっていますが、検討段階のみならず、実施段階でも関与いただきたくお願いしたい。
  - ・・ネットワークシステムの構築、積算等の標準的な仕様書を作成していただきたい。
  - ・ 県下で標準的なものができれば 事業を共同化するに匹敵するぐらいのメリットがあると考えます。
- Q13 その他、実証実験の内容等についてのご意見・感想等をご自由にご記入ください。
  - ・ 出席する市町が少ないと思いました。アンケートの回答結果にもよりますが、場所、時間帯等の変更が必要かもしれません。県下の全市町が参加して外部専門家共同化利用を考えているとのことですが、今の参加状況では難しいのではないかと思いました。また、今後、実際に外部専門家を共同利用するためには各市町で予算が必要となってきますが、財政状況が厳しい中、もっと明確なメリットを示せないと難しいのではないかと思います。
  - ・ 第4回の実証実験で、当市から提出しました資料をすべて、出席者等に配布していただきたかった。第4回の実証実験を終えて、今後、システム構想書の修正部分を含めて、年度内までにベンダーに見積もり依頼を行いたいと考えております。引き続き、ご支援をいただきますようお願いします。
  - ・ 前回の会議でも議題となりましたが、市町の負担方法によって負担額が変わるので、その問題 を県下の市町が統一した考え方をもてるのか。
  - ・ 専門家の意見、県の事例紹介等は非常に有用であり、業務の遂行に非常に役立つものと感じております。実証実験は様々な事例を知る機会となり有意義なものです。しかしながら若干、実証実験の中でも難しさ等もあったので、課題に対してフリートークができるような範囲まで実証実験が拡大できたら如何かと思いました。
  - 仕様書等についてどこの部署でも使えるマニュアル的なものが作れればと思います。
  - ・ 今回の実証実験では、本町の総合住民システムの保守契約についてみていただきました。見積書の取り方、契約の仕方など詳しく説明していただき、満足した結果でした。が、費用的に目に見えない部分だったため、負担金をいらまで払えるか考えにくいと思います。今回も調達時の仕様等を作成したところもありましたが、その結果報告や、実証実験していなければどうなっていたか等を検証してはどうでしょうか?

### 公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会

### 検討部会設置の目的

人口減少社会の到来など社会情勢が大きく変化するなか、公共土木施設については今後、新規投資とバランスをとりながら既存ストックの有効活用を図っていく必要があり、施設の維持管理等のあり方は、重要な課題です。

また、市町村合併により市町の行政体制が強化されるなど、「補完性の原理」に基づき議論を行う環境も整いつつあります。

このため、住民の利便性の向上、市町における自主的な地域づくりの推進、 事務処理の迅速化やコスト削減等の観点から、施設の社会的役割や現行の施設 管理の状況・課題を踏まえたうえで、住民・県・市町にとっての効率的・効果 的な公共土木施設の管理のあり方について、基本的な方針を検討します。

# 検討部会メンバー

【平成19年度】19名(市町15名、県4名) 部会長 副部会長

1 1 1 2 1 2 1	2 H ( 1813 ) 2 H ( 31	·	HJH
	県		
津市/道路維持課	四日市市/道路整備課	伊勢市 / 維持課	県土整備部施設管 理特命監
松阪市 / 土木課	桑名市 / 土木課	鈴鹿市/道路保全課	県土整備部建設政策 特命監
名張市/管理室	亀山市/まちづくり整 備室	鳥羽市/建設課	県土整備部都市政策 室
志摩市 / 建設整備課	伊賀市/道路河川課	大台町/建設課	政策部地方分権・広 域連携室
大紀町/建設課	南伊勢町/建設課	紀北町/建設課	

【平成20年度】32名(市町29名、県3名) 部会長 副部会長

		COD MAK	
市町			県
津市/建設政策課	四日市市/道路整備課	伊勢市 / 維持課	県土整備部施設管 理特命監
松阪市 / 土木課	桑名市 / 土木課	鈴鹿市/道路保全課	県土整備部建設政策 特命監
名張市/維持管理室	尾鷲市/建設課	亀山市 / まちづくり 保全室	政策部市町行財政室
鳥羽市/建設課	熊野市/建設課	いなべ市 / 建設課	
志摩市/建設整備課	伊賀市/道路河川課	木曽岬町/開発課	
東員町 / 土木課	菰野町/都市整備課	朝日町/産業振興課	
川越町/建設課	多気町 / 建設課	明和町/建設課	

	市町		県
大台町/建設課	玉城町/建設産業課	度会町/産業建設課	
大紀町 / 建設課	南伊勢町/建設課	紀北町/建設課	
御浜町/産業建設課	紀宝町 / 産業建設課		

助言者 四日市大学/岩崎 恭典 教授 、小林慶太郎 准教授

事務局 三重県県土整備部 維持管理室・都市政策室・県土整備総務室

### 検討事項

### 【平成19年度】

検討対象施設について

公共土木施設の社会的役割、現行の施設管理等の状況・課題について 公共土木施設に関する今後の県と市町の役割とそれに基づく方向性につい て

方向性実現に向けた課題・対応策及びスケジュールについて 等 【平成20年度】

道路管理主体のあり方検討について 道路管理手法のあり方検討について 小規模な急傾斜地崩壊対策事業のあり方検討について

### 開催実績

### 【平成19年度】

第1回[7/13] 協議計画書により今後の進め方説明

具体的な協議等スケジュール

検討対象とする公共土木施設について

ワーキング・グループ (WG)の設置及びメンバーについて

### 《道路施設WG》

第1回[7/18] 第2回[8/9] 第3回[8/31] 第4回[10/30]

第5回[11/12] 第6回[1/18]

《河川·砂防施設WG》

第1回[7/25] 第2回[8/9] 第3回[9/4] 第4回[11/5] 第5回[12/13] 第6回[1/23]

《港湾·海岸施設WG》

第1回[7/25] 第2回[8/7] 第3回[8/29] 第4回[11/7] 第5回[1/25]

《都市公園WG》

第1回[9/19] 第2回[1/22]

### 【平成20年度】

第5回[7/16] (仮称)道路管理主体のあり方指針【骨子案】について ワーキンググループの設置について

県内10地域で意見交換会を実施(9/30~10/8)

第6回[10/10] (仮称)道路管理主体のあり方指針【骨子案】について 今後の急傾斜地崩壊対策事業の進め方について

第7回[11/21] 道路管理主体のあり方検討フロー図について 道路管理手法にかかるアンケートについて (仮称)道路管理主体のあり方検討指針【素案】について 今後の急傾斜地崩壊対策事業の進め方について

第8回[1/9] 道路管理主体のあり方検討指針【最終案】について 道路管理手法にかかる検討案について

《道路管理手法のあり方WG》

第1回[9/8] 第2回[11/10] 第3回[12/24]

### 検討内容及び検討結果

### 【平成19年度】

1 各公共土木施設ごとの法令上の位置づけ等を再確認するとともに、県・市町の実態を踏まえた現行管理上の課題・問題点等について、情報共有及び意見交換を行いました。

2 他県等の先進的な取組について、現地調査を実施するなど、全国的な地方分 権の流れに対する認識の共有を図りました。

調査先:岡山県新見市、広島県呉市・坂町・大崎上島町

調査日:平成19年10月18日~19日

参加者:市町2名、県4名

3 各WGでの検討内容及び検討結果(概要)

### (1)道路施設WG

停車場線、港線、観光地線、インター線等の種別に応じて、県が管理することが望ましい道路と市町が管理することが望ましい道路の考え方をまとめました。

また、県道・市町道の一括的な管理について、意見交換を行いました。

### (2)河川・砂防施設WG

河川及び急傾斜施設の維持修繕にかかる県と市町の役割分担について、 その対象、内容、手続等について検討しましたが、各河川の担う役割や地 域の実情も異なることから、現段階での見直しは困難であると整理しまし た。

また、二級河川の指定基準の見直し、急傾斜地崩壊対策事業を効果的に 執行管理するための手法について検討を進めました。

### (3)港湾・海岸施設WG

各市町の現状等を勘案すると、港湾施設の管理にかかる統一的な役割分担の基準づくりを行うことは困難であると整理しました。

また、海岸施設については、国土保全上重要な施設であり、全国土(県土)を総合的に考慮のうえ管理していくべきものであることから、引き続き国、県がその役割を担うべきとして整理しました。

### (4)都市公園WG

効果的な都市公園の管理運営に向けた情報発信など、市町と県による取組を検討しました。また、県内の都市公園の整備状況を踏まえ、都市公園の管理者の望ましいあり方について検討を進めました。

### 【平成20年度】

- 1 道路施設について、その望ましい管理主体を検討するにあたっての考え方 及び管理主体(管理権限)を移行するとした際の留意事項等を、「道路管理主 体のあり方検討指針【案】」として整理しました。また、移行等の検討対象と なる具体的な路線を抽出する際の手順を定めました。
- 2 県と市町との協働による維持管理手法を検討する際の基礎資料とするため、 ワーキンググループを設置し、道路管理の現状・課題等について各市町へア ンケート調査を行うとともに、抽出された課題への対応方向を検討しました。
- 3 急傾斜地崩壊対策事業については、市町が主体となって事業を進める際の 県の技術支援・協力方策等の考え方を整理しました。

### まとめ

- 1 今後、個別の協議対象路線の抽出作業及び管理主体の移行について具体的な検討を行うにあたっては、当検討部会において整理した「道路管理主体のあり方検討指針【案】」の趣旨を十分に踏まえ、住民の視点に立った行政サービスの向上を念頭に、県と市町との「対等・協力」をベースとした積極的な協議を行うことが求められます。
- 2 また、県と市町との役割分担だけでなく、県と市町との連携、住民との協 働による効率的・効果的な道路管理の手法について、地域づくりの観点も含 め、さらに検討を進めていく必要があります。

### 道路管理主体のあり方検討指針【案】

### 1 指針策定の趣旨

国では、地方分権改革推進法に定められた「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる」こととする基本方針に即しつつ、地方分権改革の推進に強力に取り組むこととしており、内閣府に設置された地方分権改革推進委員会において、

基礎自治体優先、 明快、簡素・効率、 自由と責任、自立と連帯、 受益と負担の明確化、 透明性の向上と住民本位、を基本原則として、個別具体的な検討が進められている。

一方、道路をはじめとする公共土木施設については、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化や厳しい財政状況等に伴い、これまでの建設主体の方向から、今後は、新規投資とのバランスを見極めつつ、既存ストックの有効活用や施設の長寿命化の検討など、維持管理面を中心とした方向への転換が重要な課題となってきている。

このような状況を踏まえ、特に住民生活に最も身近な公共土木施設である「道路施設」について、その望ましい管理主体を検討するにあたっての基本的な考え方及び管理主体(管理権限)を移行するとした際の留意事項等について整理することとする。

### 2 道路管理主体にかかる考え方

### (1) 基本的な考え方

道路施設の望ましい管理主体の検討にあたっては、広域自治体である県と住民に最も近い基礎自治体である市町の役割分担を踏まえ、地方的な幹線道路網を構成する道路については県が、市町の区域内における住民生活に密着した道路については市町が管理することを基本として、以下の視点をベースに行うものとする。

- ・市町村合併による行政区域の拡大及び道路網等を考慮した検討
- ・道路を取り巻く環境変化(人流・物流、高度利用化等)を踏まえた検討
- ・補完性・近接性の原理にもとづいた住民(利用者)の観点からの検討
- ・将来的な住民参画やNPO等との連携の促進に向けた検討

なお、個々の路線の検討にあたっては、地域の特性・特殊事情等を考慮し県と市 町が十分協議のうえ整理するものとする。

### (2) 協議対象路線を抽出する際の手順

協議対象路線の抽出については、一般国道との道路網の間隔を前提として、インター線、停車場線、港線、観光地線等の種別に応じた基準に照らしたうえで、周囲の県道との道路網の間隔、交通量、当該道路の重要性等を総合的に勘案し、県道とすることが望ましい道路と下町道とすることが望ましい道路の区分を行う。

### 3 整理の方法

上記2の道路管理主体にかかる考え方に基づき、現行の管理実態、将来的な利用状況等を踏まえたうえで、県と市町との協議の結果、管理主体等の移行について合意がなされた場合には、以下の方法により整理を行うものとする。

(1) 道路の認定替え

県道から市町道へ、市町道から県道への認定替え

(2) 管理権限の移譲

ア 道路法第17条第2項による管理権限の移譲

道路法第17条第2項に定める管理の特例により、市域内に存する県管理国道及び県道を当該市が道路管理者として管理

イ 事務処理特例条例による管理権限の移譲

三重県事務処理特例条例に基づき、県管理国道及び県道の管理の全部(一部) を市町へ移譲

(3) その他(管理主体等の移行に伴う権原の整理)

道路敷地の未登記用地については、道路管理者の変更に関係なく、道路法、地方自治法等の関係法令に従い、道路敷地の所有権を有する者が適正に処理を行うものとする。

なお、処理にあたっては、県と市町が相互に必要な協力を行うものとする。

### 4 移行に伴う措置及び支援

(1) 財政的な措置

道路の認定替え及び道路法第17条第2項による管理主体等の移行の際の財政的な措置については、現行の地方交付税制度等により対応されることとなる。また、事務処理特例条例による管理権限の移譲の際には、地方財政法第28条第1項の規定に基づき、県は「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を適切に行うこととする。

(2) 人的・技術的な支援・協力

管理主体等の移行に伴い、移行先において円滑かつ適切な事務処理が可能となるよう、必要に応じて職員の人事交流や研修の実施等を行う。

### 5 移行等にかかる手続き等

道路管理主体を整理する際の協議、決定、事務引継などの事務手続きは、県と市町が合意のうえ行うこととする。

### 6 県と市町の協働による管理

道路管理主体のあり方の整理と並行して、県と市町の協働による効率的・効果的な維持管理手法のあり方について、引き続き検討・協議を行うこととする。

### 道路の考え方

### 背景

### (1) モータリゼーション

昭和29年11月17日に道路局長通知(「都道府県道の路線認定基準について」)が出され、多くの県道認定がなされた。当時は物流、交通とも鉄道や船舶が中心であった。その後にモータリゼーション化が進み、昭和46年10月15日及び平成6年6月30日に県道の認定基準が改正された。その後も三重県内では更にモータリゼーションが進展した。

このため、現在の停車場線(起点又は終点が停車場である路線) 港線(起点又は終点が港である路線)については主要な物流・交通の役割を担わなくなったものが増えてきており、県道としての役目を終えたものがある。

他方、高速自動車国道等のインターチェンジと幹線道路を連絡する道路については、 道路としての役割が高まり、県が管理する道路とすることが望まれている。

#### (2) 社会経済状況の変化

直近に県道の見直しを行った平成5~7年から、10数年が経過し、社会・経済状況が大きく変化した。路線認定当時開発計画があった箇所についても、状況の変化のため計画が凍結されているものもある。

### (3) 地方分権の動き

第1次分権改革により、平成12年に施行された地方分権一括法においては、地方 自治法に都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところによ り市町村が処理することができる制度(以下「事務処理の特例制度」という。)が創設 され、従来県が担っていた道路の維持管理について、一部の地域ではこの制度を活用 し、市町で担う取組が見られるようになった。

また、第2期地方分権改革に向けた動きでは、国の諮問機関である地方分権改革推進委員会が、道路や河川等の維持管理等の抜本的な権限移譲を含め、義務付け・枠付け、関与の見直し、住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進、広域連携による「自立と連帯」の推進など、地方政府の確立のための権限移譲や行政の総合性の確保等の改革の方向性が示されたところである。

この様な状況にあって、県内の道路にかかる維持管理のあり方等について、住民の 利便性向上、住民意識の的確な反映といった観点から、検討する必要がある。

#### (4) 市町村合併

市町村合併により、それまで2以上の市町を連絡していた県道が1市町内で完結する事例が増加した。現在、平成14年7月15日付国土交通省道路局長通達により、 当面県道として存続しているが、これらの路線は市町の道路状況・財政状況などを総合的に勘案し、市町と県が協議のうえ中長期的には市町道とするべきであるとされた。 なお、改良中の路線については、改良工事終了後に市町と県が協議のうえ、市町道とするべきであるとされた。

しかし、県全体の道路網上重要性が高いものについては、1市町内で完結する道路 についても県道として存置することが望まれている。

### 路線の考え方

### (1) 国道

### 1.基本的な考え方

一般国道は高速自動車国道とあわせて、全国的な幹線道路網を構成するものである。

### 2.要件

次のいずれかの要件を備えていなければならない。

国土を縦断し、横断し、又は循環して、県庁所在地その他政治上、経済上又は 文化上特に重要な都市を連絡する道路であること。

重要都市又は人口10万人以上の市と高速自動車国道又は に規定する国道と を連絡する道路であること。

2以上の市を連絡して高速自動車国道又は に規定する国道に達する道路であること。

港湾法第2条第2項に規定する特定重要港湾もしくは同法附則第5項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は に規定する国道とを連絡する道路であること。

国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は に規定する国道とを連絡する道路であること。

### (2) 県道

### 1. 停車場線の考え方

停車場を起点又は終点に持つ路線が停車場線である。

基本的に2以上の市町を連絡する停車場線を県道とする。

ただし、1市町内で完結する停車場線のうち、一定の乗降客数を越える(日平均乗車人数2,000人/日以上(平成5年4月28日付け建設省道路局通知))停車場を起点又は終点とするものは県道とする。

### 2. 港線の考え方

港を起点又は終点に持つ路線が港線である。

基本的に2以上の市町を連絡する港線を県道とする。

ただし、1市町内で完結する港線のうち、重要港湾に指定されている港(四日市港、津松阪港、尾鷲港)を起点又は終点とするものは県道とする。

#### 3. 観光地線の考え方

観光地を起点又は終点に持つ路線が観光地線である。

基本的に2以上の市町を連絡する観光地線を県道とする。

ただし、1市町内で完結する観光地線のうち、一定の観光客数を越える(年間観光客数が3万人以上(昭和46年10月1日付け建設省道路局通知))観光地を起点又は終点とするものは県道とする。

#### 4.インター線の考え方

高速道路等のインターチェンジと幹線道路を連絡する路線である。

インター線については、1市町内で完結する路線であっても、道路ネットワーク の観点から、県道とする。

#### 5. それ以外の道路について

原則として、2以上の市町を結び、ネットワークを形成している主要幹線道路を 県道とする。

現在、市町道であるが、広域的な道路網を形成している路線については、県道への移管も検討していく(広域農道など)。

また、1市町内で完結する道路についても、県全体の道路ネットワーク上重要性が高いものについては県道として存置することができる。

#### 6.緊急輸送道路について

県道のうち、第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路に指定されている区間 については、上記1~5に拘わらず、県道として存続することができる。

#### 7. その他

バイパスの完成に伴う旧道について、一部において、市町への引継が行われていない事例がある。

道路法の趣旨を遵守し、適正に引継を進める必要がある。

#### (3) 市町道

#### 1.基本的な考え方

市町道については、県道のような法定要件は定められていない。

市町道は有機的に構成された道路網の最小路線であり、毛細血管のような役割を 果たすものである。

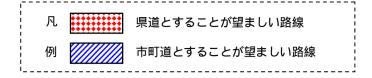
#### 2. 道路法解説で市町道として記載されている要件

市町の区域内に存する道路であること

市町長がその路線を認定した道路であること

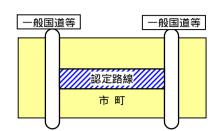
#### 道路の考え方(イメージ図)

#### 基本的な考え方

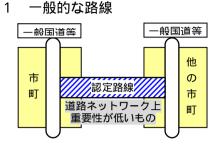


#### 1 一般的な路線

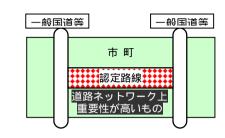




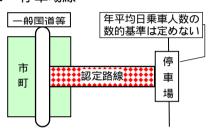
# いもの」という。 また、第1次及び第2次緊急輸送道路に指定されている区間については、県道としての認定の判断にあたって考慮する。

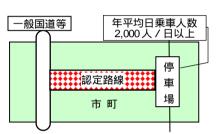


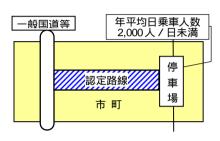
道路ネットワークを考慮した考え方



#### 2 停車場線







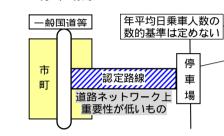
#### 2 停車場線

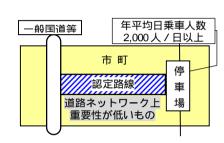
厅

道路 ネッ -

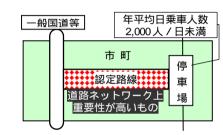
FINANCE OF THE PROPERTY OF THE

道 路 ネッ

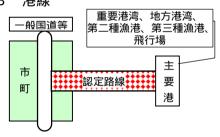




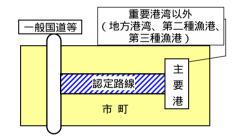
地方的な幹線道路網を構成し、網の間隔が社会的条件及び自然的条件等から適切なものを「道路ネットワーク上重要性が高



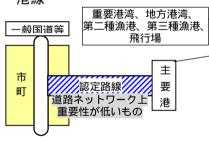
#### 3 港線

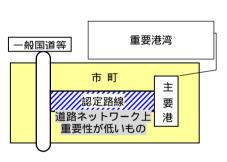


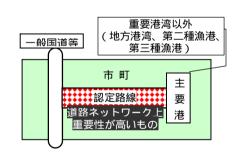




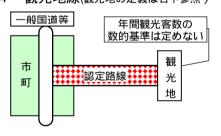
#### 3 港線

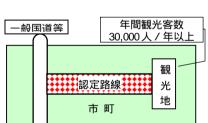




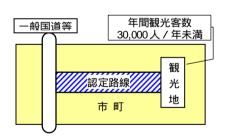


#### 4 観光地線(観光地の定義は右下参照)

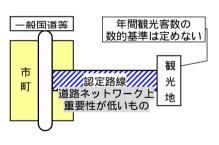


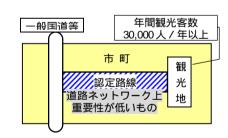


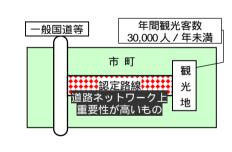
市町



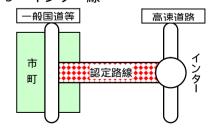
#### 4 観光地線

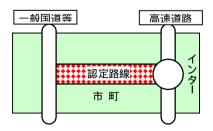






#### 5 インター線





#### 6 旧道処理



国道・県道のバイパス工事に先立ち、旧道となる区域の国道・県道を市町は市町道として認定し、バイパスの完了後、旧道となる区間の管理を県から引き継ぐものとする。

(注:バイパス工事完了迄の間は、国道・県道と市町道との重用路線となり、 道路法の規定により、県が管理を行う。) 注 「観光地」の定義は、平成6年6月30日付け道路局長通達「都道府県道の路線認定基準等について 第二 主 要港等の基準 二 主要な観光地」による。

(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、都市公園、史蹟、名勝、天然記念物の所在地、重要文化財である建造物の所在地、県の条例等により指定を受けた公園等、総合保養地域整備法の基本構想に定められた重点整備地区、主要な観光施設、レクリエーション施設、温泉地)

# 道路管理手法にかかるアンケート

集計結果 (抜粋)

平成20年11月21日

		2	3 ①	3 ②	<b>4</b> ①	4	4 ②内訳	4 ②内訳	4 ②内訳	4	
整理番号	市町名	る認定 道路実	道定にす度 路期点る を的検制	ている 延長	道路管理担当課	配置職員数	職員	現業職員	再職嘱業助等雇員託務職	理担当 者数 (実人	備考
1	津市	3, 397	あり	不明	建設維持課、建設政策課、 津北工事事務所、津南工事事務所	121	90	30	1	24. 2	
2	四日市市	2, 121	なし ※	不明	管理課 道路整備課	22	18	0	4	9. 0	※制度はないが、 直営で巡視を実施
3	伊勢市	841	なし		都市整備部維持課	20	8	9	3	18. 0	
4	松阪市	1, 797	なし		維持監理課 地域振興局地域整備課建設担当	37	27	6	4	30. 0	
5	桑名市	1, 071	あり	100	土木課	31	28	0	3	15. 0	
6	鈴鹿市	1, 763	あり	200	土木総務課 道路保全課	21	19	2	0	13. 4	
7	名張市	868	なし		維持管理室	17	11	2	4	12. 0	
8	尾鷲市	211	なし		建設課	14	14			1.0	
9	亀山市	536	あり	160	まちづくり保全室	16	11	2	3	8. 5	
10	鳥羽市	245	なし		建設課	5	3	1	1	0. 7	
11	熊野市	311	なし		建設課	9	5	4	0	7. 0	
12	いなべ市	816	なし		管理課 道路整備課	8	8	0	0	0. 1	
13	志摩市	632	なし		建設整備課	20	16	4	0	19. 5	
14	伊賀市	2, 255	あり	107	道路河川課 各支所産業建設課	63	57	0	6	10. 0	
15	木曽岬町	100	あり	14	開発課	7	6	0	1	2. 0	
16	東員町	224	なし		土木課	9	9	0	0	1.7	
17	菰野町	592	なし		都市整備課	17	16	1	0	3. 5	
18	朝日町	61	あり	10	産業振興課	8	8	0	0	0. 5	
19	川越町	96	あり	96	建設課	6	5	0	1	3. 5	
20	多気町	559	なし		建設課	2	2	0	0	0. 5	
21	明和町	420	なし		建設課	13	10	0	3	2. 5	
22	大台町	239	なし		建設課	4	4	0	0	0. 1	
23	玉城町	218	なし		建設産業課	6	4	1	1	3. 0	
24	度会町	120	なし		産業建設課	5	5	0	0	2. 0	
25	大紀町	150	なし		建設課	9	8	1	0	1.5	
26	南伊勢町	370	なし		建設課	8	8	0	0	2. 4	
27	紀北町	243	なし		建設課	20	15	2	3	5. 6	
28	御浜町	258	あり	50	産業建設課	13	13	0	0	3. 0	
29	紀宝町	281	なし		産業建設課	15	15	0	0	1. 2	
30	道路公社	4	あり		伊勢事務所	2	2	0	0	1. 2	
31	三重県	3, 510	あり	3, 510	県土整備部道路関係室 建設事務所	327	148	118	61	206. 0	

		5	5	5	5	5	5	5	5
		1	1	1	1	1	1	2	3
整理番号	市町名	担当課職	担当課以 外の職員	等からの	(4) 郵便局職 員からの 報告	(5) 協定を結 んだ協力 企業から の報告	からの報	(1)~(6)以外 の収集方法	道路損傷情報の収集にかかる問題点
1	津市	0		0			0	(記載なし)	管理する道路が多く、職員による点検では限 界がある。
2	四日市市	0		0			0	(記載なし)	特になし
3	伊勢市	0		0			0	(記載なし)	事故発生により、損傷が分かる場合、賠償責 任問題となる場合があるので、困る。
4	松阪市		0	0			0	(記載なし)	(記載なし)
5	桑名市	0		0			0	(記載なし)	(記載なし)
6	鈴鹿市	0		0			0	国及び県から の報告	自治会等から要望書にて報告される場合に2 ~3日程度経過している。 一般住民からメールにて報告される場合に、 損傷箇所が特定しにくいときがある。
7	名張市		0	0			0	再雇用職員に よるパトロー ル	道路管理担当以外の職員からの報告が少ない。 市職員の道路損傷に対する意識が薄い。
8	尾鷲市	0		0			0	(記載なし)	(記載なし)
9	亀山市	0		0			0	(記載なし)	車でのパトロールであるので、小さな穴ぼこを見逃す場合がある。 休日・夜間等勤務時間外は、担当者への報告が遅れる場合がある。発生時が分からない古いものがある。
10	鳥羽市		0	0			0	道路管理担当 職員のパト ロールによる (定期点検で はない)情報 収集	本市は離島を有しており、道路損傷情報を受けても現地の確認までの時間がかかる。
11	熊野市	0		0			0	市会議員から の報告	(記載なし)
12	いなべ市		0	0			0	(記載なし)	道路施設が損傷した場合、事故当事者が警察 署へ事故報告がなされてない場合において、 加害者が確認できない。
13	志摩市	0		0			0	(記載なし)	道路損傷情報の収集にかかる問題点としては 特になし。
14	伊賀市	0		0			0	(記載なし)	情報が電話の場合、場所の特定がしにくい事 がある。

		5 ①	5 ①	5 ①	5 ①	5 ①	5 ①	5 ②	5
整理番号		(1) 道路管理 担当課職 員の定期	(2) 道路管理	(3) 自治会長 等からの	) (4) 郵便局職	(5)	(6) 一般住民 からの報		道路損傷情報の収集にかかる問題点
15	木曽岬町	0		0			0	(記載なし)	道路パトロールのみでは限界があり、区長・ 住民からの情報提供を求めているが、報告の 遅れとともに対応が遅れる場合がある。
16	東員町	0		0			0	(記載なし)	定期的なパトロールが行えないため、損傷発 見が遅れ、損傷が原因のパンク等が発生して いる。
17	菰野町	0		0			0	(記載なし)	定期的なパトロール点検が実施されていないため、住民からの報告等により対応することが多く、後追いの対応となってしまう。
18	朝日町	0		0			0	無	(記載なし)
19	川越町	0	0	0				(記載なし)	自動車によるパトロールでは分かりにくい危 険箇所について、住民からの通報による後手 の対応になってしまうことがある。
20	多気町		0	0			0	(記載なし)	(記載なし)
21	明和町		0	0			0	道路管理担当 課職員の通常 通行時による 発見	人員が不足しており、定期的にパトロールで きない。
22	大台町		0	0			0	(記載なし)	特に定期点検を行なっていないため損傷等の 発見、情報が遅れてしまう。
23	玉城町		0	0			0	(記載なし)	連絡が遅い(2日程度経過後)→道路パトロール等で発見する、との思い込み。 意識が薄く(特に町職員)、見過ごしがち。
24	度会町		0	0			0	担当課職員の 不定期点検等 による確認	
25	大紀町	0	0				0	(記載なし)	担当者数に比べて範囲が広く延長も長いこと からなかなか目が届きにくいところが多く、 発見に日数を要することが多い。
26	南伊勢町	0		0			0	(記載なし)	(記載なし)
27	紀北町	0		0			0	(記載なし)	パトロール専属の職員がいないことから、担 当課では、道路損傷の発見が困難である。
28	御浜町	0		0			0	(記載なし)	(記載なし)
29	紀宝町		0	0			0	(記載なし)	交通量の少ない町道について損傷発見が遅れる場合がある。 匿名による報告について損傷箇所が把握できない場合がある。
30	道路公社	0		0				料金所への通 報。 「道の相談 室」からの連 絡。	他道路管理者区間の情報も頻繁に入るが、土 日等に連絡がスムーズにいかないケースがあ る。
31	三重県	0		0			0	(記載なし)	利用者は道路の管理者が誰であるかが分からない。(国、県、市町) 24時間体制を取れていない。 「道の相談室」を活用すべき。

		6 ①	6 ①	6 ①	6
整		緊急連絡	緊急連絡	受付担当が外部委託業者の	現場対応が必要な場合
理番	市町名	受付場所	受付担当	場合の 	
号		213-200	X17.E-1	<b>AIE</b>	
1	津市	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
2	四日市市	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
3	伊勢市	市役所・役場 各支所等	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
4	松阪市	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
5	桑名市	市役所・役場 各支所等	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡
6	鈴鹿市	市役所・役場	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡
7	名張市	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
8	尾鷲市	市役所・役場	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡
9	亀山市	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
10	鳥羽市	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
11	熊野市	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
12	いなべ市	各支所等	市町等職員		受付者が担当課に連絡
13	志摩市	市役所・役場	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡
14	伊賀市	市役所・役場 各支所等	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
15	木曽岬町	市役所・役場	市町等職員		受付者が担当課に連絡
16	東員町	市役所・役場	市町等職員		受付者が担当課に連絡
17	菰野町	市役所・役場	市町等職員		受付者が担当課に連絡
18	朝日町	市役所・役場	市町等職員		受付者が担当課に連絡
19	川越町	市役所・役場	市町等職員		受付者が担当課に連絡
20	多気町	市役所・役場	市町等職員		受付者が担当課に連絡
21	明和町	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
22	大台町	市役所・役場 各支所等	市町等職員		受付者が担当課に連絡
23	玉城町	市役所・役場	外部委託業者	シルバー人材センター	受付者が担当課に連絡
24	度会町	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
25	大紀町	市役所・役場	市町等職員		受付者が担当課に連絡
26	南伊勢町	市役所・役場	宿日直嘱託員		受付者が担当課に連絡
27	紀北町	市役所・役場	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡
28	御浜町	市役所・役場	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡
29	紀宝町	市役所・役場	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡
30	道路公社	その他(料金所)	外部委託業者	料金所業務受託業者	受付者が担当課に連絡
31	三重県	各建設事務所	外部委託業者	警備会社	受付者が担当課に連絡

		11	11	11	11	11	11	11	11	11
整理番号		(1) 照明等電 気代	(2) 除草・剪 定	(3) 路面清掃	(4) 雪氷対策	(5) 舗装修繕	(6) 施設修繕 (側溝· 橋梁等)	(7) 緊急(小規 模)工事	(8) その他	(8) その他 具体例
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
1	津市	27, 000	33, 200	12, 500	0	15, 200	33, 800	120	0	
2	四日市市	51, 036	38, 336	5, 653	16, 070	73, 768	73, 891	0	44, 164	交安施設修繕、路面表示、照明 灯修繕
3	伊勢市	8, 189	12, 954	4, 291	0	24, 669	465, 556	(5)(6)(8) に配分	101, 727	直営道路補修、災害パトロー ル、交安施設整備・修繕
4	松阪市	10, 000	8, 000	7, 000	3, 000	61, 000	256, 000	5, 000	167, 000	道路補修用資材他、道路台帳整 備委託、交安施設設置・修繕
5	桑名市	5, 855	78, 850	1, 142	1, 429	225, 602	16, 752	2, 518	30, 753	需用費、役務費等
6	鈴鹿市	17, 685	97, 418	8, 259	6, 611	305, 284	55, 868	176, 369	62, 227	管理委託、側溝清掃、残土回収
7	名張市	11, 073	25, 918	0	1, 923	38, 404	26, 626	8, 596	1, 539	側溝清掃
8	尾鷲市	149	2, 209	1, 009	0	12, 021	7, 645	0	671	地下道防犯カメラ回線使用料他
9	亀山市	14, 253	29, 734	4, 916	8, 719	63, 525	115, 504	55, 113	20, 001	交通安全施設整備工事、排水管 清掃、原材料費
10	鳥羽市	800	1, 000	0	130	12, 000	35, 000	5, 500	0	
11	熊野市	1, 984	1, 594	0	273	19, 163	40, 780	0	0	
12	いなべ市	10, 460	17, 944	0	10, 839	15, 364	84, 883	15, 006	0	
13	志摩市	0	19, 118	0	0	10, 529	9, 995	15, 219	0	
14	伊賀市	8, 253	34, 245	8, 182	15, 105	61, 8	348	122, 096	30, 946	原材料費
15	木曽岬町	0	1, 413	714	494	3, 865	2, 230	0	0	
16	東員町	3, 045	6, 230	0	346	37, 737	3, 975	3, 120	8, 148	(記載なし)
17	菰野町	0	8, 819	2, 079	4, 003	36, 601	39, 242	16, 267	5, 072	カーブミラー等修繕
18	朝日町	607	2, 309	0	26	1, 124	3, 228	1, 065	266	工事材料費等
19	川越町	9, 522	9, 500	1, 480	605	11, 117	106, 838	40, 994	0	
20	多気町	403	1, 329	75	0	1, 216	42, 980	0	0	
21	明和町	479	0	0	0	40, 477	0	6, 967	3, 685	原材料
22	大台町	558	936	0	458	3, 159	6, 366	12, 789	4, 364	(記載なし)
23	玉城町	22	*	*	139	*	*	83, 364	2, 596	交通安全対策 (※は合わせて9,208千円)
24	度会町	211	4, 144	0	277	1, 882	120	4, 781	0	
25	大紀町	0	4, 582	0	322	14, 018	62, 475	13, 765	689	車両・重機借上料
26	南伊勢町	583	900	672	0	1, 550	7, 716	7, 825	297	交通安全施設
27	紀北町	5, 881	0	0	0	6, 271	0	1, 628	0	
28	御浜町	500	2, 387	0	0	6, 961	2, 443	0	0	
29	紀宝町	0	0	0	0	0	0	7, 300	0	
30	道路公社	3, 269	*	0	280	8, 868	0	1, 462	0	(MARINIA STEEL)
31	三重県	179, 397	748, 816	95, 592	158, 076	1, 737, 018	591, 217	1, 262, 889	170, 995	パトロール車輌、原材料、道路 保険

_	1	1.0	1	1.0	1.0	
		12 ①	12 ①	12 ①	12 ①	12 ②
整理番号		(1)	(2) 平成19年度	(3)	(4) 平成19年度	占用許可・加工承認手続きにかかる問題点
1	津市	2, 954	2, 356	100	498	占用(加工)工事後の、完成検査をできる職員が確保できない。 占用期間切れの物件について更新の依頼が徹底できない。 占用許可申請の件数が膨大で処理に時間がかかりすぎて苦情がある。
2	四日市市	873	1, 579	617	413	占用許可・加工承認に係る審査を業務委託しているため手引書に基づく審査は可能であるが、特殊なケースの場合は主管課(管理課)の判断を要する。しかし、道路の技術面から審査できる職員が不足している。 占用(加工)工事後の完成検査について、検査できる職員が十分に確保できていないため、多くは写真検査にならざるを得ない。
3	伊勢市	804	1, 031	775	138	現在の基準で許可する物件に関して、以前の基準で許可された物件が近くにある場合、以前の基準のものを例に出して、 比較される場合。
4	松阪市	2, 511	378	166	201	占用・加工工事完成後の検査をできる人員が確保できない。 嬉野地域振興局管内の嬉野中川新町地内の中川駅周辺土地区 画整理が行われた区域内では、住宅の分譲が進み区域内の道 路はL型側溝が設置されており、駐車場等への乗入れ基準を 基に指導しているが近年駐車場への駐車台数が増え基準にお ける間口では理解が得にくい状況にあります。
5	桑名市	1, 540	228	91	71	(記載なし)
6	鈴鹿市	約2, 700	856	577		申請者が許可後の更新、権利譲渡、地位承継、廃止の手続き の認識が希薄なため、手続きが疎かになりがちである。 占用と加工の区別の考え方が、その時や、担当者によって違 いがあり、後に道路管理上の問題となることが懸念される。 申請件数が年々増加して、業務量が著しく増えているが、こ れに応じた人員確保ができない。
7	名張市	599	242	745	79	工法等を技術面で審査できる職員が確保できない。
8	尾鷲市	78	74	14	7	(記載なし)
9	亀山市	2, 400	455	125	102	工事の施工時の検査をする職員が確保できない。
10	鳥羽市	130	49	66	13	(記載なし)
11	熊野市	2, 869	143	85		工法等を技術面で指導できる職員が確保できない。 (技術職員が現場へ行くことが多いので、臨時の事務職が対応することになっているため。)
12	いなべ市	80	70	200	80	占用許可・加工承認手続きのシステム導入がしたい。 (職員の事務負担を軽減)
13	志摩市	448	226	74	31	占用 (加工) 工事後の、完成検査をできる職員が確保できない。 占用について、年間200件以上の申請・許可行為があるが、電 算システムなどを導入していないので、更新漏れが生じる可 能性がある。
14	伊賀市	(記載なし)	461	82	95	占用 (加工) 工事後の、完成検査をできる職員が確保できない。

_		1			1	
		12	12	12	12	12
		1	1	1	1	2
整		(1)	(2)	(3)	(4)	  占用許可・加工承認手続きにかかる問題点
理			平成19年度			
番	市町名	可件数		の占用許可件		
号		(総数)	数 (新規分)	数(更新八)	数	
			(初况力)	(更新分)		
15	木曽岬町	96	33	75	11	新しい工法等を技術面で審査できる職員が確保できない。
H.	<b>.</b>			_		専門知識がないため、図面を見ながら現地確認を行っても見
16	東員町	42	55	6	33	落としがあったりする。
17	菰野町	不明	138	10	65	工事完了後に完成検査をできる職員の確保。
Ľ	加工,一	71'97	130	10	03	工事元]後に元成快且をくさる戦員の唯体。
18	朝日町	57	43	2	12	(記載なし)
$\vdash$						
						占用許可、加工承認の基準について、法的な基準が無く、内
19	川越町	61	8	38	70	規等で決めており、業者から法的根拠を問いただされると、
						明確な回答が出来ない場合がある。
20	多気町	326	31	20	15	(記載なし)
20	37 X(M)	320	31	20		(N= IV 0 = )
21	明和町	627	58	23	12	全体的な人員不足により、検査をできる職員はもとより、職員の政権が
$\vdash$						員の確保が難しい状況になってきている。 
22	大台町	55	25	2	14	(記載なし)
22	玉城町		台帳等、未整備	きのためる明		職員数が不足しているため、処理が繁忙となる。
23	<b>玉</b>		口恨守、不罡》	の/こめ/やり。		頼貝剱が不足しているにめ、処理が素化となる。
24	度会町	(記載なし)	27	4	10	なし
H		(12-17-0-0-7		-		
25	大紀町	(記載なし)	54	(記載なし)	12	(記載なし)
00		F0	-	10	-	/=¬ ±±
26	南伊勢町	50	5	10	5	(記載なし)
27	紀北町	76	17	5	17	新しい工法等を技術面で審査できる職員が確保できない。
Ľ	4-040-1	70	17			
						民間業者による工事施工になるため、工事の質の確保という
28	御浜町	717	36	0	9	か、仕上がりの品質が劣る場合があるが、施工中の監督も十 分にできないので、実質施工者任せとなっているので問題が
						ある。
00	وم دارست.	/=□±±+-□ \	0.7		0.1	
29	紀宝町	(記載なし)	37	6	21	(記載なし)
30	道路公社	24	0	1	0	特になし
L	~======================================			<u>'</u>		141-00
31	三重県	18, 951	1, 067	2, 404	642	<別紙>
		I				

# 法定権限移譲の進め方検討部会

# 検討部会設置の目的

地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」で、「都道府県~市町村への権限移譲の方針」が明記され、64法律359事務を都道府県から市町村へ移譲すべきとされました。

来年度には、この勧告をベースに新地方分権一括法の国会提出も予定されていますが、法施行までに十分な検討時間が確保されないことも予想されるため、 事前に法定権限移譲が見込まれる事務の内容や移譲における諸課題について、 県と市町の担当者間で具体的な検討を行います。

# 検討部会メンバー 35 名(市町19名、県16名)

市町	県
津市/行政経営課	政策部/政策総務室/企画室/ 市町行財政室
四日市市/政策課	総務部/総務経営室
伊勢市/総務課	防災危機管理部/危機管理総務室
松阪市/総務課	生活・文化部/生活・文化総務室
桑名市/政策課/人事課/総務課	健康福祉部/健康福祉総務室
鈴鹿市/総務課	環境森林部/環境森林総務室
名張市/行政改革推進室	農水商工部/農水商工総務室
尾鷲市/市長公室	県土整備部/県土整備総務室
亀山市/法制執務室	教育委員会/教育総務室
鳥羽市/総務課	病院事業庁/県立病院経営室
熊野市/総務課	企業庁/企業総務室
いなべ市/政策課	
志摩市/総務課	
伊賀市/行政改革推進課	
木曽岬町/総務課	
東員町/総務課	
朝日町/総務税務課	

部会長 副部会長

事務局 三重県政策部 市町行財政室

### 検討事項

新分権一括法に関する情報共有

法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の把握

法定権限移譲に合わせて条例で移譲すべき事務内容の検討

法定権限移譲に伴う諸課題についての検討

法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針の検討

# 開催実績

(平成20年)

第1回[11/17] 検討部会の進め方について

# ■検討内容および検討結果

#### 第1回

- ・ 今後の検討部会の進め方について協議を行い、まずおおまかな事務のくく りごとにワーキンググループを設置し、移譲に際しての課題の抽出を行っ て検討を進めることを合意しました。
- ・ 保安、健康福祉、環境、農水商工、県土整備の5つのワーキンググループ を設置することとし、市町の参加メンバーの募集を行いました。

# 今後の予定

- 1 ワーキング・グループ(WG)で使用するため、移譲が見込まれる事務 ごとに内容や課題を整理した資料を作成する。
- 2 WGを開催し、各々の事務内容の確認、課題の抽出等を行う。
- 3 WGでの議論を元に、全体で議論すべき課題の抽出を行い、新協議会の 検討会議として次年度以降も検討を継続する。

# . 平成20年度における権限移譲の概要

# (1)法定移譲

景観行政団体

鈴鹿市(平成21年1月1日施行)

・概要

景観法(H17.6.1 施行)に基づく事務を行おうとする市町の長が、 県知事との協議・同意により景観行政団体になる。(都道府県、政 令市、中核市は法律により景観行政団体とされる)

・ 主な事務

景観計画の策定(区域の設定、景観形成の方針、建設等の行為の制限、重要建築物や樹木の指定など)及び運用に伴う規制に関する事務(届出の受理等)。

・ 県内の移行済市町

伊賀市(平成18年12月1日施行) 松阪市(平成19年12月1日施行) 伊勢市(平成20年3月1日施行)

# (2)事務処理の特例に関する条例による移譲

平成20年度は下記の事務などの移譲について協議が整いました。 農地の転用許可に関する事務(東員町 H20.12.1~ 多気町・大台町 H21.4.1~)

・ 2 ヘクタール以下の農地の転用の許可に関する事務を移譲します。

#### ( 市町の主体性向上)

食品の自主回収に関する事務(四日市市 H21.7.1~)

・ 食品の自主回収にかかる報告の受理や回収の指導に関する事務を移譲します。

#### ( 市町の主体性向上)( 事務の効率化)( 利便性の向上)

不妊治療費の助成に関する事務 (29 市町 H20.7.1~)

・ 不妊治療費の助成申請書の受理に関する事務を移譲します。

#### ( 利便性の向上)

など

# 参考資料

#### 県と市町の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の新しい関係づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 本協議会は、分権型社会の実現を目指し、県と市町の役割分担の明確 化と適正化を図るとともに、真に対等・協力の関係を築くことにより、県と 市町を通じた行政サービスの向上を図ることを目的とする。

#### (協議等事項)

- 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。
  - (5) 連携・協力及び役割分担のあり方に関する事項
  - (6) 専門性強化のための取組に関する事項
  - (7) 包括的権限移譲の推進に関する事項
  - (8) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

- 第5条 本協議会に、次の役員を置く。
  - (3) 会 長 三重県知事
  - (4) 副会長 三重県副知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長

#### (役員の職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### (事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重県政策部市町行財政室、三重県市長会及び 三重県町村会に置く。

#### 第3章 会議

#### (会議)

- 第8条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部 会を設置することができる。
- 2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。
- 3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

#### (総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

#### (総会の決定事項)

- 第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。
  - (1)第3条の規定による協議事項の対応方針
  - (2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

#### (議長)

第 11 条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

#### (定足数)

第12条 総会は、構成員(またはその代理人)の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

#### (運営調整会議)

- 第 13 条 具体的な協議等事項の決定、検討部会設置の決定又は第 10 条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。
- 2 運営調整会議は、市町、県各部及び県民センターの地方分権に関係する職員で構成する。
- 3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 運営調整会議は、会長の指示により三重県政策部市町行財政室が招集する。

#### (検討部会)

- 第14条 第13条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。
- 2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

#### 第4章 経費等

#### (経費)

第15条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

#### (雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附則

#### (施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成19年6月6日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年6月4日から施行する。

# 別 表(第4条・第5条関係) 県と市町の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県副知事
	名張市長		政策部長
副会長	大紀町長		地域支援担当理事
	三重県副知事		「美し国おこし・三重」
	(政策部担任)		担当理事
	津市長		東紀州対策局長
	四日市市長		総務部長
	伊勢市長		防災危機管理部長
	松阪市長		生活・文化部長
	桑名市長		健康福祉部長
	鈴鹿市長		こども局長
	尾鷲市長		環境森林部長
	亀山市長	<del>*</del> =	環境森林部理事
	鳥羽市長	委 員 (県)	農水商工部長
委員	熊野市長		農水商工部理事
(市町)	いなべ市長		観 光 局 長
	志摩市長		県土整備部長
	伊賀市長		県土整備部理事
	木曽岬町長		企業庁長
	東員町長		病院事業庁長
	菰野町長		教 育 長
	朝日町長		桑名県民センター所長
	川越町長		四日市県民センター所長
	多気町長		鈴鹿県民センター所長
	明和町長		津県民センター所長
	大台町長		松阪県民センター所長
	玉城町長		伊勢県民センター所長
	度会町長		伊賀県民センター所長
	南伊勢町長		尾鷲県民センター所長
	紀北町長		熊野県民センター所長
	御浜町長		
	紀宝町長	_	

#### 検討部会の運営に関する規程

#### (趣旨)

第1条 県と市町の新しい関係づくり協議会(以下「協議会」という。)規約第 14条第2項の規定により、検討部会(研究会を含む)の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

#### (所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、運営 調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

#### (組織)

- 第3条 検討部会は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学 識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。
- 2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会の構成員の互選により選任する。
- 4 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

#### (部会長及び副部会長の職務)

- 第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 2 部会長は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、 その職務を代行する。

#### (検討部会の開催)

- 第5条 検討部会は、部会長が招集する。
- 2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (協議等計画書の作成)

第 6 条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式 1 により 「協議等計画書」を作成しなければならない。

#### (協議等経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行 うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成し なければならない。

## (協議等経過及び結果の報告)

第8条 検討部会は、第6条及び第7条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

#### 附則

# (施行期日)

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年6月7日から施行する。

# 検討部会協議等計画書

協議等テーマ	
目的	
検討事項	
具体的な協議等ス ケジュール	
メンバー	

# 別紙様式2(第7条関係)

# 検討部会協議等経過報告書

日時・場所	
参 加 者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
そ の 他	
次回開催日・場所	
作成者	